

平成29年11月28日 開 会

平成29年12月15日 閉 会

平成29年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

11月28日（火曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 議第58号から日程第22 議第76号まで	4
林市長提案説明	5
○散 会（午前10時36分）	12

12月5日（火曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	14
○出席議員	16
○欠席議員	16
○説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	17
○開 議（午前10時00分）	18
○日程第1 質 疑（議第58号から議第76号まで）	18
14番 藤根圓六議員質疑	18
山田産業課長答弁	18
14番 藤根圓六議員質疑	18
山田産業課長答弁	19
14番 藤根圓六議員質疑	19
山田産業課長答弁	19

14番 藤根圓六議員発言	20
1番 寺町祥江議員質疑	20
藤田健康介護課長答弁	20
1番 寺町祥江議員質疑	21
藤田健康介護課長答弁	21
7番 村瀬誠三議員質疑	21
渡邊理事兼総務課長答弁	22
7番 村瀬誠三議員質疑	22
山田産業課長答弁	23
久保田企画財政課長答弁	23
7番 村瀬誠三議員質疑	24
宇野副市長答弁	24
7番 村瀬誠三議員質疑	25
渡邊理事兼総務課長答弁	25
7番 村瀬誠三議員質疑	25
柴田理事兼地方創生監答弁	26
7番 村瀬誠三議員発言	27
8番 福井一徳議員質疑	27
山田産業課長答弁	28
久保田企画財政課長答弁	29
8番 福井一徳議員質疑	30
山田産業課長答弁	31
8番 福井一徳議員質疑	31
渡邊理事兼総務課長答弁	32
8番 福井一徳議員質疑	32
渡邊理事兼総務課長答弁	33
8番 福井一徳議員質疑	33
渡邊理事兼総務課長答弁	33
8番 福井一徳議員質疑	34
山田産業課長答弁	34
8番 福井一徳議員質疑	34
柴田理事兼地方創生監答弁	35

8番 福井一徳議員発言	35
4番 加藤義信議員質疑	35
山田産業課長答弁	36
4番 加藤義信議員質疑	36
山田産業課長答弁	37
○日程第2 委員会付託（議第58号から議第76号まで）	37
○散 会（午前11時06分）	37

12月12日（火曜日）第3号

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	39
○出席議員	39
○欠席議員	39
○説明のため出席した者の職氏名	39
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	40
○開 議（午前10時00分）	41
○日程第1 一般質問	41
1. 12番 石神 真議員質問	41
(1) 市内指名業者の育成は	41
宇野副市長答弁	41
石神 真議員質問	42
宇野副市長答弁	43
石神 真議員質問	44
林市長答弁	44
(2) 30年度を見据えた予算の配分は	45
久保田企画財政課長答弁	45
石神 真議員質問	47
久保田企画財政課長答弁	48
石神 真議員質問	49
林市長答弁	50
2. 9番 山崎 通議員質問	51
(1) いじめ問題への取り組みについて	51

鬼頭学校教育課長答弁	52
山崎 通議員質問	54
伊藤教育長答弁	55
山崎 通議員発言	57
○休 憩 (午前11時05分)	58
○再 開 (午前11時20分)	58
3. 3番 古川雅一議員質問	58
(1) 選挙の投票率の向上	58
渡邊理事兼総務課長答弁	59
古川雅一議員質問	59
渡邊理事兼総務課長答弁	60
古川雅一議員発言	61
4. 5番 郷 明夫議員質問	62
(1) 続発する会計検査での指摘による国補助金返還に対する市行政の再発防 止の取り組み方針について	62
宇野副市長答弁	63
郷 明夫議員質問	64
宇野副市長答弁	64
(2) 本町通りの倒壊寸前の空き家対策について	65
長野まちづくり・企業支援課長答弁	66
郷 明夫議員質問	67
長野まちづくり・企業支援課長答弁	67
郷 明夫議員発言	68
○休 憩 (午後0時02分)	68
○再 開 (午後1時00分)	68
5. 1番 寺町祥江議員質問	68
(1) 生活困窮者自立支援制度について	68
宇野副市長答弁	69
寺町祥江議員質問	69
宇野副市長答弁	70
寺町祥江議員質問	71
梅田生涯学習課長答弁	72

(2) 平成30年度当初予算編成方針について	72
久保田企画財政課長答弁	72
寺町祥江議員質問	74
久保田企画財政課長答弁	75
寺町祥江議員質問	75
林市長答弁	76
6. 4番 加藤義信議員質問	77
(1) 防災・減災について	77
渡邊理事兼総務課長答弁	79
加藤義信議員質問	81
渡邊理事兼総務課長答弁	83
加藤義信議員質問	85
渡邊理事兼総務課長答弁	85
(2) ハーバスのラッピングバス運行について	86
柴田理事兼地方創生監答弁	87
加藤義信議員質問	87
柴田理事兼地方創生監答弁	88
加藤義信議員発言	88
○休憩 (午後2時10分)	89
○再開 (午後2時30分)	89
7. 7番 村瀬誠三議員質問	89
(1) 補助金等の見直しについて	89
林市長答弁	91
○休憩 (午後2時38分)	92
○再開 (午後2時38分)	92
林市長答弁	92
久保田企画財政課長答弁	92
村瀬誠三議員質問	93
久保田企画財政課長答弁	95
村瀬誠三議員質問	97
久保田企画財政課長答弁	98
(2) 社会貢献団体等の協議会について	99

渡邊理事兼総務課長答弁	100
伊藤教育長答弁	101
村瀬誠三議員質問	102
伊藤教育長答弁	103
村瀬誠三議員発言	104
○散 会（午後3時13分）	104

12月13日（水曜日）第4号

○議事日程	105
○本日の会議に付した事件	105
○出席議員	105
○欠席議員	105
○説明のため出席した者の職氏名	105
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	106
○開 議（午前10時00分）	107
○日程第1 一般質問	107
8. 8番 福井一徳議員質問	107
(1) 小中学校の統廃合、公民館等の集会施設の統廃合について	107
渡邊理事兼総務課長答弁	108
伊藤教育長答弁	109
福井一徳議員質問	111
林市長答弁	112
(2) 「美山地区デマンド型交通」「こまめなハーバス」「市街地循環路線」 について	113
久保田企画財政課長答弁	116
福井一徳議員質問	119
林市長答弁	121
○休 憩（午前10時45分）	121
○再 開（午前10時45分）	121
林市長答弁	121
福井一徳議員発言	121
○休 憩（午前10時46分）	122

○再	開（午前11時00分）	122
9.	11番 上野欣也議員質問	122
	（1）平和都市宣言の制定	122
	林市長答弁	125
	（2）子育て支援の拡充	125
	林市長答弁	128
	上野欣也議員発言	130
10.	2番 加藤裕章議員質問	130
	（1）移住定住対策について	130
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	131
	加藤裕章議員質問	132
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	133
	加藤裕章議員発言	135
○散	会（午前11時51分）	135

12月15日（金曜日）第5号

○議事	日程	137
○本日	の会議に付した事件	140
○出席	議員	143
○欠席	議員	144
○説明	のため出席した者の職氏名	144
○職務	のため出席した事務局職員の職氏名	144
○開	議（午前10時00分）	145
○日程	第1 常任委員会委員長報告	145
○日程	第2 委員長報告に対する質疑	147
	8番 福井一徳議員質疑	147
	石神 真総務産業建設常任委員会委員長答弁	147
	8番 福井一徳議員質疑	148
	石神 真総務産業建設常任委員会委員長答弁	148
○日程	第3 討 論（議第58号から議第76号まで）	148
	8番 福井一徳議員反対討論	149
	1番 寺町祥江議員賛成討論	150

○休 憩（午前10時24分）	150
○再 開（午前10時25分）	150
○日程第4 採 決（議第58号から議第76号まで）	151
○日程第5 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について	155
上野欣也議会運営委員会委員長趣旨説明	155
○日程第6 質 疑	156
7番 村瀬誠三議員質疑	156
○休 憩（午前10時37分）	156
○再 開（午前10時39分）	156
上野欣也議会運営委員会委員長答弁	156
○日程第7 討 論	156
○日程第8 採 決	157
○閉 会（午前10時41分）	157
○会議録署名者	157

平成29年11月28日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 11月28日（火曜日）

○議事日程 第1号 平成29年11月28日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議第58号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第5 議第59号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第6 議第60号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第7 議第61号 山 県 市 職 員 の 勤 務 時 間、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 及 び 山 県 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第8 議第62号 農 村 地 域 工 業 等 導 入 促 進 法 に 係 る 山 県 市 固 定 資 産 税 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 廃 止 に つ い て
- 日程第9 議第63号 地 域 経 済 牽 引 事 業 の 促 進 に 係 る 山 県 市 固 定 資 産 税 の 特 例 に 関 す る 条 例 に つ い て
- 日程第10 議第64号 山 県 市 分 担 金 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第11 議第65号 山 県 市 工 場 誘 致 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 日程第12 議第66号 消 防 の 広 域 化 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 に つ い て
- 日程第13 議第67号 平 成 29 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算（ 第 5 号）
- 日程第14 議第68号 平 成 29 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算（ 第 2 号）
- 日程第15 議第69号 平 成 29 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算（ 第 2 号）
- 日程第16 議第70号 平 成 29 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算（ 第 2 号）
- 日程第17 議第71号 平 成 29 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算（ 第 2 号）
- 日程第18 議第72号 平 成 29 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算（ 第 2 号）
- 日程第19 議第73号 岐 阜 県 市 町 村 職 員 退 職 手 当 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て
- 日程第20 議第74号 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 日程第21 議第75号 市 道 路 線 の 変 更 に つ い て
- 日程第22 議第76号 市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議第59号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第60号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第61号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の廃止について
- 日程第9 議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例について
- 日程第10 議第64号 山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第65号 山県市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第13 議第67号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議第68号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第69号 平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第70号 平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第71号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議第72号 平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第20 議第74号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議第75号 市道路線の変更について
- 日程第22 議第76号 市道路線の廃止について

○出席議員（14名）

1番 寺町祥江君 2番 加藤裕章君

3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	理事兼 総務課長	渡邊佳宏君
理事兼 地方創生監	柴田雅洋君	企画財政 課長	久保田裕司君
税務課長	石神彰君	市民環境 課長	奥田英彦君
福祉課長	桐山藤夫君	健康介護 課長	藤田弘子君
産業課長	山田和哉君	建設課長	長野裕君
水道課長	浅野晃秀君	まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君
会計管理者	大西英樹君	消防長	藤根好君
学校教育 課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	梅田義孝君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	棚橋輝英
書記	鷺見芳文		

午前10時00分開会

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（武藤孝成君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、10番 吉田茂広君、11番 上野欣也君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（武藤孝成君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの18日間とし、11月29日から12月4日、12月6日から11日及び14日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月15日までの18日間とし、11月29日から12月4日、12月6日から11日及び14日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年9月から11月に執行した例月出納検査の結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

10月11日、岐阜市において岐阜地域児童発達支援センター組合議会第2回定例会が開催され、会議では平成28年度決算など議案を審議し、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 議第58号から日程第22 議第76号まで

○議長（武藤孝成君） 日程第4、議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び

期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第59号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第60号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第61号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山口市固定資産税の特例に関する条例の廃止について、日程第9、議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例について、日程第10、議第64号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第65号 山口市工場誘致条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第13、議第67号 平成29年度山口市一般会計補正予算（第5号）、日程第14、議第68号 平成29年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議第69号 平成29年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議第70号 平成29年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議第71号 平成29年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議第72号 平成29年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第19、議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第20、議第74号 指定管理者の指定について、日程第21、議第75号 市道路線の変更について、日程第22、議第76号 市道路線の廃止について、以上19議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、平成29年山口市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、師走も迫りまして大変お忙しい中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、10月22日でしたが、東海環状自動車道西回りルート、養老ジャンクションから養老インターチェンジ間の開通式がございました。この東海環状自動車道は延長約160キロメートルで、約半分が供用開始をされておりまして、その中で西回りのルートは延長約77キロメートルで、この日供用開始した区間は延長約3.1キロメートルでございました。

今後におきましては、平成31年度に（仮称）高富インターチェンジと関広見インターチェンジ間、大垣西インターチェンジと大野・神戸インターチェンジ間が供用開始予定でございます。

そうしたことから、11月の21日には、岐阜県知事を初め、県議会のこの東海環状自動車道西回りルート建設促進議員連盟の代表の方と、また沿線の首長の方々とともに、この整備に向けた提言活動を行い、国土交通省並びに財務省に、供用開始予定区間の着実な整備及びインターチェンジへのアクセス道路の整備など、来年度当初予算における道路事業費の十分な予算確保をお願いいたしましたところでございます。

また、12月の10日には、本市東深瀬地内と岐阜市との間の岐阜山県トンネルの貫通式が開催される予定で、供用開始に向け着々と工事が行われております。

この高富インターチェンジ、仮称でございますが、供用開始までいよいよ2年余りとなり、供用開始により新たな交流を生み、観光ですとか産業その他の活性化を図るため、周辺の基盤整備や企業誘致、魅力ある観光資源の開発整備などを着実に進めていく所存でございます。

また、今年度は集中豪雨や台風が多く、九州北部豪雨災害や台風18号豪雨災害などの大災害が発生しており、本市でも8月18日の豪雨により林道が被災しております。さらに、10月の下旬になりまして複数の勢力の強い台風が日本列島に接近し、その中でも10月22日から23日にかけての台風21号により、各地で大きな被害が発生をいたしました。思わぬ時期の台風ではございましたが、本市では幸いにも人命に係る大きな被害はございませんでした。

また、いつ起こるかもしれないこうした災害に備えまして、毎年総合防災訓練を実施しております。本年度は11月の12日に、高富小学校を主会場といたしまして、多くの関係機関の御協力のもと、高富地区を中心とした多数の市民の方々に御参加をいただき、東南海トラフ地震を想定した避難訓練や倒壊家屋、土砂災害からの救助訓練、ライフラインの復旧訓練等を実施したところでございます。地元自治会を初め、御協力をいただきました皆様方に改めて感謝を申し上げますとともに、こうした機会を通して、地域の防災力がなお一層向上することを願うものでございます。

また、昨年度までは市自治会連合会との共催により開催しておりました市民座談会について、今年度からは開催を希望される団体の集会の機会に合わせて開催することにしたしまして、御提案いただきましたそれぞれの地域のテーマを中心に意見交換会を行っております。

今年度の市民座談会は6回予定しており、これまでに地区自治会連合会にて3回開催し、道路改良や補修、公共交通、高齢福祉対策、自治会の防災体制などについて、参加した皆様からさまざまな御意見や御要望をいただきました。また、子育て支援日本一を目指していることから、保育園保護者会とも意見交換会を予定いたしております。

こうした皆様より頂戴いたしました御意見や御要望は今後市政に反映させ、市のまちづくりの基本理念であります「安心して快適な住みよいまちづくり」を目指し取り組んでまいりますので、議員各位を初め関係機関並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日御提案いたしております案件を御説明申し上げます。

本日提案いたしております案件は、条例案件9件、補正予算案件6件、その他案件4件の計19案件でございます。

それでは、ただいま上程されましたこの19案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、1ページの議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、3ページの議第59号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年11月17日に閣議決定された平成29年8月の人事院の給与改定に関する勧告に準拠して、本年12月以降に支給する市議会議員の期末手当または特別職の期末手当の支給率を引き上げるため改正するものでございます。

次に、5ページの議第60号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議第58号、議第59号と同じく、人事院の給与改定に関する勧告に基づき、本市の一般職職員の給与及び勤勉手当の支給率について改正するものでございます。

次に、10ページの議第61号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業及び育児短時間勤務の対象となる子の範囲の拡大及び一定の条件を満たす非常勤職員が育児休業等の取得を可能とする改正をするものでございます。

次に、20ページをお願いします。

20ページの議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の廃止につきましては、農村地域工業等導入促進法の一部改正により、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の規定が廃止され、固定資産税の課税免除に係る減収補填措置が受けられなくなったため廃止するものでございます。

次に、21ページをお願いします。

21ページ、議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正により、地域経済牽引事業を行おうとする事業者に対し、設

備投資した当該施設に係る固定資産税を3カ年課税免除するものでございます。

次に、23ページの議第64号 山縣市分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律が施行され、土地改良法において、本条例が引用している条項の条ずれを行う改正が行われたことから、所要の改正をするものでございます。

次に、24ページの議第65号 山縣市工場誘致条例の一部を改正する条例につきましては、議第62号の農村地域工業等導入促進法に係る山縣市固定資産税の特例に関する条例の廃止に合わせ、農村地域への導入を促進する支援対象が工業等からサービス業等に拡大するなどの措置が講じられたため改正するものでございます。

次に、26ページの議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、本年6月27日に本市と岐阜市との間で消防の事務委託に関する規約が締結され、平成30年4月1日から消防事務の一部について岐阜市へ事務委託することに伴い、関係する条例の改廃を行い、同日から施行するものでございます。

条例案件につきましては以上でございます。

続きまして、今般の補正予算について御説明を申し上げます。

資料ナンバー3をお願いします。

議第67号 平成29年度山縣市一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,126万5,000円を追加し、その総額を132億4,586万円とするほか、款番号の整理と債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものでございます。

まずは、11ページの歳出から、款ごとに主要な内容を御説明申し上げます。

初めに、議会費63万6,000円は、人件費の条例改正に伴う追加でございます。

総務費1,547万6,000円の内容は、いわゆるふるさと納税が当初見込みより増加しており、返礼品分として300万円、手数料等として100万円を追加し、寄附額2,000万円の追加を見込み、これをふるさと応援基金へ積み増ししようとするものでございます。そのほか、マイナンバー制度の運用に伴うシステム整備費として、3分の2の国庫補助で52万5,000円の追加、全額国庫補助として旧姓併記のシステム整備委託252万7,000円などでございます。

次に、民生費3,477万7,000円の内容は、平成27年度の国の補正予算に係る臨時福祉給付金と事務費の精算返還金556万円、障がい者自立支援の制度改正に伴うシステム改修費61万8,000円、保育所等の公定価格変更に伴うシステム改修費、全額国庫補助の15万円を追加しております。また、国の子ども・子育て支援交付金の前年度精算返還金352万2,000円、母子家庭等の高等職業訓練促進給付金等の国・県負担金に係る前年度精算返

還金123万5,000円、障がい児等の放課後等デイサービスに係る給付費として、国庫負担2分の1、県負担4分の1で1,350万円などを計上いたしております。

衛生費557万1,000円の主な内容は、胃がん検診と大腸がん検診の受診者が当初見込みよりも増加見込みのため、488万1,000円の追加などをしてしております。

次に、農林水産業費2,211万6,000円の主な内容は、まず中山間地域等担い手育成支援事業の補助対象に大桑地区と西武芸地区が選定されたことに伴いまして、農事組合法人おおがの機械導入費の2分の1の補助金296万2,000円、ヤマガタ農産株式会社の機械導入費の10分の10の補助金400万円を計上しております。また、経営転換協力金20.5ヘクタール分の1,025万円、地域集積協力金18ヘクタール分の378万円、合わせて1,403万円の農地中間管理機構集積協力金を全額県補助金として見込み、追加をいたしております。そのほかといたしまして、森林・環境基金事業補助金を活用したニホンジカ捕獲報償金として、100頭分の50万円を追加いたしております。

次に、商工費322万円の主な内容は、通称未来投資促進法に基づき、県と本市が作成をいたしました基本計画に基づき、2分の1の国庫補助の地方創生推進交付金の対象といたしまして、地域経済牽引事業支援業務委託料800万円を計上しております。具体的な内容といたしましては、現場診断コンサルティング、課題解決に向けた講演や近隣高校等との意見交換会、専門家による調査分析等の業務を委託しようとするもので、市費となる財源につきましては、特別交付税と合併振興基金でそれぞれ200万円を計上しております。また、地域おこし協力隊員による香り会館の活用を予定いたしておりましたが、隊員が辞任し、来年度からは指定管理制度を導入することから、499万1,000円を減額しております。

土木費254万2,000円、消防費273万7,000円の追加は、いずれも人件費の条例改正に伴う追加でございます。

次に、教育費992万7,000円の主な内容は、桜尾小学校の給食棟の屋根防水改修費として529万2,000円を追加しております。また、平成30年度に小学校へ入学される要保護児童等の援助費補助金を前倒し支給するため229万8,000円を追加するとともに、平成30年度に中学校へ入学される要保護児童等の援助費補助金を前倒し支給するため222万2,000円を追加しております。そのほかといたしまして、平成30年4月から道德の時間が教科化されることに伴います指導用教科書・教材等購入費156万8,000円の追加などをいたしております。

次に、災害復旧費1,426万3,000円の追加内容につきましては、本年8月18日に発生をいたしました豪雨により、林道栢野線で1カ所、林道高田斧田線で2カ所の災害が発生

したため、これの復旧費でございます。この財源としましては、国庫補助金637万円と地方債570万円を計上しております。ちなみに、この地方債につきましては、後年度の償還額の95%分が地方交付税に算入される有利な市債となっております。

次に、8ページ以降の歳入にお戻り願います。

歳出で御説明をいたしましたものがほとんどでございますが、9ページからの財産収入3,018万6,000円は、岐北厚生病院の建築に伴う道路と水路の売り払い分1,040.75平方メートル分がございます。

また、今般の補正に伴い必要となる財源につきましては、10ページの財政調整基金繰入金600万6,000円を計上いたしております。

続きまして、5ページをごらん願います。

5ページの第2表債務負担行為補正の追加につきましては、四国山香りの森公園及び香り会館、5年間の指定管理料9,995万円と、栗まつり実行委員会への負担金1,500万円を追加いたしております。今年度の栗まつりは、ぎふ信長まつりと違う日に実施したこともありまして、大変多くの方に来場していただきました。こうした規模のイベントを単年度で実施するには、期間的にさまざまな問題点もあり、なるべく早い段階から話し合いや準備、各種委託先業者も決定したほうが、より成果が上がるのではないかという考え方によりまして追加いたしているものでございます。

次に、第3表地方債補正は、災害復旧費に係る追加でございます。

続きまして、33ページをお開き願います。

議第68号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,789万円を追加し、その総額を41億1,166万5,000円にしようとするものでございます。

次に、39ページをお開き願います。

39ページの総務費11万7,000円は、一般会計と同様、いわゆるマイナンバー制度に伴うシステム整備委託料で、財源の3分の2の額を国庫補助金として見込んでおります。

保健事業費209万2,000円は、一般会計と同様、胃がん検診と大腸がん検診の受診者増加見込みに伴う追加でございます。

諸支出金1,568万1,000円は、前年度精算分のほか、過年度分の償還金でございます。

なお、今般の補正に伴い不足する財源につきましては、国民健康保険基金繰入金を計上いたしております。

続きまして、41ページをお開き願います。

議第69号 平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては

は、既定の歳入歳出予算の総額に13万8,000円を追加し、総額を1億961万5,000円にしようとするものでございます。

続きまして、47ページをお開き願います。

47ページの歳出は、人件費の条例改正に伴う追加で、その財源につきましては簡易水道基金繰入金を計上いたしております。

続きまして、51ページをお開き願います。

議第70号 平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に8万3,000円を追加し、総額を5億75万6,000円にしようとするものでございます。

57ページをお開き願います。

こちらの歳出も、人件費の条例改正に伴う追加で、その財源は前年度繰越金9,000円と一般会計繰入金7万4,000円を計上いたしております。

続きまして、61ページをお開き願います。

議第71号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に93万円を追加し、総額を13億9,101万5,000円にしようとするものでございます。

67ページをお開き願います。

こちらの歳出も、人件費の条例改正に伴う追加で、その財源は前年度繰越金2万4,000円と一般会計からの繰入金90万6,000円を計上いたしております。

続きまして、71ページをお開き願います。

71ページ、議第72号 平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の条例改正に伴う追加でございまして、収益的支出の予定額に38万1,000円を追加し、資本的支出の予定額に12万1,000円を追加しております。

続きまして、その他の案件の4件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー1、29ページの議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、岐阜県市町村職員退職手当組合が過去に変更した規約の改正部分について、改めて総務大臣に許可を求めるための事務手続、規約の文言に関する整理及び可茂広域行政組合が平成29年3月31日をもって解散し、構成団体から脱退する改正並びに本巢消防事務組合が平成30年3月31日をもって解散するため、構成団体から脱退させるための改正でございます。

次に、47ページをお願いします。

47ページの議第74号 指定管理者の指定につきましては、山県市四国山香りの森公園

及び香り会館を一体として指定管理者制度を導入することとし、指定管理期間を平成30年4月1日から平成35年3月31日として募集を行い、市民の方を中心に構成された山県市指定管理者候補者選定委員会にて審査を行った結果、ドルフィン株式会社を選定することが適当との御判断をいただきましたため、同社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、48ページの議第75号 市道路線の変更につきましては、高富武士ヶ洞準工業地域へのアクセス道路として整備を行うため、高富129号線について、岐阜市道を含む既存の市道を1路線として路線変更を行うものでございます。

次に、49ページの議第76号 市道路線の廃止につきましては、さきに御説明いたしました議第75号の高富129号線の路線変更に伴いまして、既存の市道について整理するため、高富130号線及び高富225号線の路線廃止を行うものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、12月5日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会します。御苦労さまでございました。

午前10時36分散会

平成29年12月 5 日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 12月5日(火曜日)

○議事日程 第2号 平成29年12月5日

日程第1 質 疑

- 議第58号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第59号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第60号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第61号 山 県 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 及 び 山 県 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第62号 農 村 地 域 工 業 等 導 入 促 進 法 に 係 る 山 県 市 固 定 資 産 税 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 廃 止 に つ い て
- 議第63号 地 域 経 済 牽 引 事 業 の 促 進 に 係 る 山 県 市 固 定 資 産 税 の 特 例 に 関 す る 条 例 に つ い て
- 議第64号 山 県 市 分 担 金 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第65号 山 県 市 工 場 誘 致 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第66号 消 防 の 広 域 化 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 に つ い て
- 議第67号 平 成 29 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)
- 議第68号 平 成 29 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第69号 平 成 29 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第70号 平 成 29 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第71号 平 成 29 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第72号 平 成 29 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第73号 岐 阜 県 市 町 村 職 員 退 職 手 当 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て
- 議第74号 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 議第75号 市 道 路 線 の 変 更 に つ い て
- 議第76号 市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て

日程第2 委 員 会 付 託

- 議第58号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条

	例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第60号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第61号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議第62号	農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の廃止について
議第63号	地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例について
議第64号	山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議第65号	山県市工場誘致条例の一部を改正する条例について
議第66号	消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
議第67号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第68号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第69号	平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第70号	平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第71号	平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第72号	平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第73号	岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
議第74号	指定管理者の指定について
議第75号	市道路線の変更について
議第76号	市道路線の廃止について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第58号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第60号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第61号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の

- 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の廃止について
- 議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例について
- 議第64号 山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山県市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第67号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第68号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第69号 平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第71号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議第74号 指定管理者の指定について
- 議第75号 市道路線の変更について
- 議第76号 市道路線の廃止について

日程第2 委員会付託

- 議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の廃止について
- 議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例について
- 議第64号 山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山県市工場誘致条例の一部を改正する条例について

議第66号	消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
議第67号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第68号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第69号	平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第70号	平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第71号	平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第72号	平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第73号	岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
議第74号	指定管理者の指定について
議第75号	市道路線の変更について
議第76号	市道路線の廃止について

○出席議員（14名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	理事兼 総務課長	渡邊佳宏君
理事兼 地方創生監	柴田雅洋君	企画財政 課長	久保田裕司君
税務課長	石神彰君	市民環境 課長	奥田英彦君
福祉課長	桐山藤夫君	健康介護 課長	藤田弘子君
産業課長	山田和哉君	建設課長	長野裕君

水道課長	浅野晃秀君	まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君
会計管理者	大西英樹君	消防長	藤根好君
学校教育 課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	梅田義孝君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	棚橋輝英
書記	鷺見芳文		

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第1、質疑。

議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議第76号 市道路線の廃止についてまでの19議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

通告順位1番 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、今回の定例会では3点質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、議第67号、資料3番の補正予算、ページ19の3番の農業振興費について、負担金、補助金及び交付金の696万2,000円の2つの組合の補助金で400万と296万2,000円という説明をつけたわけなんですけれども、一方は2分の1、一方は100%という、この補助率の違いというのは制度上どういうふうなのか、その説明をお願いしたい。

お願いします。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

岐阜県の事業で、中山間地域等の農業構造の強化を図る目的で、中山間地域等担い手支援事業というのがございます。その中で、集落営農経営安定ということで、集落の法人経営開始2年以内の組織、こちらが、経営に、安定に必要な機械導入の2分の1以内の補助ということで、296万2,000円というのを今回計上させていただいておりますが、これは上限500万円ということでございます。

もう一つにつきましては、これはまた事業が、内容が違いまして、担い手経営力強化事業ということで、単年度で新たに農地を10ヘクタール以上集積した担い手に対して、経営力強化に必要な機械導入に対して定額で400万円を補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） わかりました。

それでは、2点目をお願いします。

同じく資料3番の20ページ、3番の観光振興費の499万1,000円の減額になっている内訳についての内容と、そして、2番目に地域おこし協力隊員の退職の理由、同時に、協力隊員というと大体3年間ということで決めるわけなんですけど、途中でやめるといふ、そういった場合、選定時に、3年間は絶対勤務するという、そういう契約書はとらないのか、その3点の質問をお願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の499万1,000円の内訳でございますが、報酬が199万2,000円、共済費が31万1,000円、旅費が8万1,000円、需用費が101万1,000円、役務費が25万6,000円、使用料及び賃借料が110万7,000円、備品購入費が23万3,000円でございます。

2点目の退職理由につきましては、一身上の都合でございます。

3点目の選定時に3年間務める契約書等とらないのかということにつきましては、隊員の任期というのは、山田市地域おこし協力隊員設置要綱の第4条第2項で、「隊員の任期は、委嘱された年度の3月31日までの1年以内とし、最長3年まで延長できるものとする。」と定めておりますので、最初に3年間の契約等をするということはありません。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 今、割合と方々で地域協力隊員というものの募集に対して応募者が大勢来ていると思うんですけども、やはり選定のときにその辺を、その地域に協力してもらえるとすることは、やっぱり地域の皆さんもそのように頼るわけですから、当然、今後、その辺を厳選して判定して決めてもらいたいと思います。

それでは、3点目に参ります。

議第74号の資料1のページ47、指定管理者の指定について、ドルフィン株式会社というのが指定管理者ということで出ておりますけれども、この企業は、公園管理とか造園業の許可とか、そういう技術陣のスタッフはしっかりしているかどうか、そういった基準の判定はされたのかどうか、その辺の返答をお願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

まず、資格の必要性を求めていますのは、防火管理者と食品衛生責任者のみでございます。芝生など、樹木管理については、ドルフィン株式会社のほうから提出された収

支計画書を見ますと、芝生、樹木管理、遊歩道下刈りなどの委託料を計上してみえますので、自社で管理できない部分については専門的な業者などに委託されるのではないかと考えられます。その委託については、安定的な管理運営を遂行するため、積極的に地域の企業や団体の活用を進めるということで提案をされてみえます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 以上です。

○議長（武藤孝成君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、議案に対する質疑をさせていただきます。

議第67号 平成29年度山口市一般会計補正予算についてです。資料3の18ページ、健康増進事業費についてお伺いします。

胃がん検診委託料、大腸がん検診委託料についてですが、当初の予算の見込みは何名で、今回の補正予算では何名の増を見込んでいるかお尋ねいたします。対象者と受診見込み者についてお願いします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

がん検診の予算につきましては、一般会計の健康増進事業費で7割、国民健康保険特別会計の保健衛生普及費で3割の予算を計上させていただいております。

合わせますと、胃がん検診受診者が、当初見込みで1,100人でありました。エックス線検査の検診者が減少し、内視鏡検査の検診希望者が多く1,550人を見込んでおり、450人分が不足すると考えられます。

一般会計補正予算書18ページの健康増進事業費、胃がん検診委託料488万1,000円につきましては、315人分、国民健康保険特別会計補正予算書39ページの健康診査事業委託料209万2,000円のうち175万9,000円が胃がん検診分で135名分となっており、今回の補正で合わせて450人分を見込んでおります。

同じく、大腸がん検診は当初見込みで2,300人でありましたが、県の補助金を活用して無料で受診できるようになったことから受診者が増加して、340人分が不足すると考えられます。

一般会計補正予算書18ページの健康増進事業費、大腸がん検診委託料77万8,000円につきましては238人分、国民健康保険特別会計補正予算書39ページの健康診査事業委託料209

万2,000円のうち33万3,000円が大腸がん検診分で102名分となっており、今回の補正で合わせて340人分を見込んでおります。

検診の対象者につきましては、胃がん検診のうちエックス線検査は18歳以上、内視鏡検査は40歳以上の市民の方となっております。大腸がん検診の対象者は18歳以上の市民の方となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

今のお話ですと、増加した要因、原因と考えられるのが、胃がん検診のほうは内視鏡検査ができるようになったことと、大腸がん検診のほうは県の補助が受けられるようになったためというお話であったと思います。県の補助の事業としても、あと、山口市が健康寿命の延伸を掲げて取り組んできた事業としても、これは効果が出て、そう捉えて、効果が出て受診率がアップしていると理解してよろしいでしょうか。その理解でよろしければ、今年度のこの補正予算を含めた現状を踏まえて来年度の、今、予算の要求をされていると思うんですけれども、この実態までを含めて来年度の予算要求を立てられているか。この2点をお伺いします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

がん検診の対象者につきましては、山口市が対象者を拡充しているものであり、国の推奨する積極的受診年齢は、胃エックス線検査が40歳以上、胃内視鏡検査が50歳以上、大腸がん検診が40歳以上となっております。

検診の受診率につきましては、国の推奨する積極的受診年齢の方で市の検診を受けた人を計算しておりますが、胃がん検診の受診率は、平成28年度が5%、29年度は8.7%ほどを見込んでおります。大腸がん検診の受診率は、平成28年度が11.7%、29年度は14%を超える見込みであります。

来年度の予算につきましては、今年度の見込みの受診者数をもとに、現在、予算要望をいたしております。

以上、答弁といたします。

○議長（武藤孝成君） 以上で、寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長の許可をいただきましたので、質疑の通告書どおり進ませていただきます。

1 番目、消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について、理事兼総務課長にお尋ねします。

資料1のページ26、消防の広域化に伴って関係法令を整備することは大事であり、また大変でもあると思います。その中で、緊急を要する可能性のある山口市地域防災計画には影響してこないのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

消防の広域化は、もちろん山口市地域防災計画にも影響がございます。例えば、山口市災害対策本部につきましては、現在、消防長が本部員ですが、消防の広域化により来年4月以降は山県消防署長が本部員となっていただく予定でございます。そのほか、班の体制ですとか事務分掌などにおいて名称等を変更する必要があります。

今後は、消防の広域化による変更が必要になる箇所を確認しまして、防災力が低下することのないよう、来年3月に開催を予定しております山口市防災会議に向けて、山口市地域防災計画の改正の準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 一番単純なのが名称の変更だろうと思うんですけども、ちょっと心配しているのは、名称の変更だけじゃなくて組織全体が変わってしまう可能性がある部分が、僕は結構あると思いますので、それに関連する法令なんかの整備を、大変かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の質問に参ります。

指定管理者の指定についてですが、資料1のページ47、実は、今、この発言通告書を見せていただいたら、かなりの方がこの部分に質問項目を充ててみえます。ちょっと見た中で私との違いを見ましたら、ちょっと違う角度から皆さん質問してみえるなということで、改めて質問をさせていただきます。

候補者を募集するに当たり、四国山の指定管理については、市としてどのような方向性、いわゆる、例えばハーブを今までテーマにずっとやってきたりしているんですけども、そうではなくてイベントを中心にするのか地域管理をしっかりするのかとか、いろいろあったらと思うんですね、考え方が。そういう方向性というのは募集されるときに十分説明してあるのかどうか。

それから、3年から5年に変えられた、指定管理を延ばされた一番大きな理由、先般ちょっとお尋ねした、投資効果を求めるという御返事は一時いただいたんですけども、それだけではちょっと僕は弱いような気がしてならないんです。指定管理するのにそれ

だけの理由で、とても3年から5年延ばす理由にはならないのではないかなというふうに思いますので、そのほかにあれば教えてください。

それから、一番肝心なのが候補者選定委員会というふうにおっしゃってみえたんですけども、その候補者選定委員会が中立性を保たれているのかどうか、簡単に言うと、具体的にどのようなメンバー、何人ぐらいおってどのような人たちが選ばれているかということを知りたいんですが、そこのところをお願いします。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） それでは、産業課のほうからは1点目と2点目について回答させていただきます。

まず、1点目の、市としてどのような方向性で募集しているか、説明がしてあるかということにつきましては、山田市四国山香りの森公園及び香り会館指定管理業務仕様書の中で、管理運営に関する基本的な考えとしまして、まず、四国山公園は、豊かな自然を生かして、市民のレクリエーション、文化活動、自然と触れ合い、健康増進、コミュニティの形成に供することにより、公共の福祉の増進に資するために設置されたものであること、また、香り会館は、香りをテーマとしたまちづくりの中核都市として、香りに関する情報を全国に発信し、市内外の触れ合い及び交流を促進するとともに、豊かな自然や歴史と調和したもので、地域の活性化を図るために設置されたものであり、これらの理念に基づいて運営をしていただきたいということを説明しております。また、今回は、特にハーブ園のほうの整備について、自主事業ではなく必須事業として整備内容を提案していただき、仕様書のほうだけでなく説明会においても説明をいたしております。

2点目の指定管理期間を3年から5年に延ばした主な理由につきましては、できる限り長期間とすることによって、指定管理業者の安定した経営と資金の投入を促すことができるということを考えました。さらに、資金を投入することによって複数の自主事業が提案され、その事業が長期間継続されることで当施設の魅力の発信力が高まっていくものと考えました。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 指定管理者候補者選定委員会の庶務は企画財政課となっておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

結論から申し上げますと、当然、当委員会の中立性は保たれているものと考えているということでございます。当該委員会につきましては、公認会計士、司法書士、大学教

授の専門家のほかに市民代表と副市長を含む7人の委員で組織しております。そもそも人選に当たりましては公正かつ適正に選定され得る方に委嘱しておりますが、狭い地域の中でございますので利害を有する場合もございます。そういった場合には、プロポーザルの前にその利害の程度について話し合いをしていただくこととなっております。ちなみに、過去に本市でもございましたが、利害関係ありという場合には委員さんには除斥をしていただくことになっているものでございます。

また、少なくとも、不当な、言葉が悪いですが、圧力等を意識することのないように、自由な意見を述べられるよう、この会議は非公開としておりまして、中立性は保たれているものと考えています。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 再質問は、この四国山公園の地元であります副市長、突然お尋ねして申しわけありません。今、産業課長の話の中で、そういう市としての方向性、いっぱい述べられたわけですけれども、いまいち私もぴんときないんです。というのは、さっき例に出しましたハーブを中心とした香りというテーマでずっと今後推し進めていくのか、それとも、あそこをイベント地域、イベント村みたいな感じで持っていきたいのか、それとも、いやいや公園として整備してくれればいいよというような、そのほかにもいろいろ、選択肢、あると思うんですが、それによって全然変わってくるだろうと思うんですね。地域の方々とそういう副市長が話されたかどうかわかりませんが、あそこの大桑の地域の方々はどういう施設を本当は望んでみえるのか、もしそういう話を聞いてみえれば、その方向性を含めてお話をいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

まず、市のこの公園に対する考え方でございますが、全国的にも3カ所ぐらいしかない香りをテーマとした公園ということで、やはり香りというキーワードは外すべきではないと同時に、非常にイベントには使いい場所で、栗まつりを見ていただくとおり、約5万人でも何とか交流できるというような施設でございますので、当然、この香り、そして、より多くのイベント、こちらで集客し、かつ山県市の知名度をアップしていきたいというような大きな狙いがございます。

ただ、公園でだだっ広い、好きなようにという趣旨からは少し離れていると。やはり山県市の代表的な公園であり、近郊の市町からもぜひ来ていただきたいというような趣

旨で今回も募集をしたわけでございます。

そして、大桑の感想でございますが、これはまず、言いにくいんですが、喫茶店がちょっと物足りんよと。それで、大桑、桜尾には今、喫茶店はあそこ1軒しかございません。前は4店ほどあったんですがなくなったというようなことで、結構地元の方には期待はされているんですが、この辺もやはり改善をしてほしいとかいうのは、ゲートボールじゃなくてグラウンドゴルフ等をやってみえる方からは聞いております。そして、やはりあれだけの施設で、遊具の辺で子供が少し遊んでいるぐらいでは寂しいというような声も聞いております。何分、大桑というのは山口市のへそみたいところで、なかなか来ていただけないところでございますので、ぜひこれを機会に、指定管理者に多くを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

質疑ですからそれほど追及するつもりはないんですが、なかなか香りをテーマにということこれから5年間進めるというのは、私は大変だろうと思うんです。努力していただければいいかなと思うんですけれども、ひとつそこら辺は十分考えていただきたいなというふうに思います。

次の質問に参ります。

財産売り払い収入について、資料3、9ページ、ここに、補正前の金額の、多分、調定額のことを言ってみるんだと思うんですが、1,000円という、1という数字が上がっております。補正後が3,018万6,000円ということで、まるきりないわけではないですが余りにも極端なので、そこら辺をどういうふうに見込んでこの数字の移行があったのか、御説明願えればというふうに思います。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

本件は、岐北厚生病院の建てかえに係る市道敷地等につきまして、用途廃止した後、普通財産としまして売却した収入でございます。

土地売り払い収入の予算につきましては、当初予算の作成段階ではどれぐらい出るか不明でございまして、売却収入の推測は困難であると考えており、いわゆる予算項目の頭出しとして例年1,000円を予算化しておるものでございます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございました。

頭出しということだろうと思ったんですが、実際にはある程度、本当は目安が僕はつくのではないかなというふうに思います。それはなかなか、山口市だけでは難しいところ、あるかもしれませんが、第三者が見たときに非常に奇異な感じがするのではないかなというふうに思いましたので、ちょっと質問させていただきました。

続きまして、最後の質問ですが、地域経済牽引事業支援業務委託について理事兼地方創生監にお尋ねします。

資料3の20ページ、これは、今までちょっと説明を聞いている中では、委託料の目的が専門家による調査というふうに聞いております。まず、1点目は、専門家による調査といってもいろいろあるんですが、どのような内容かをお尋ねしたいと思います。

2番目については、その中に含まれているのかどうかわかりませんが、1番目の調査委託であれば、今後当初設計や詳細設計など、委託料として補助金で確保できていくのか、順番にそういう段取りがあるだろうと思うんですけども、そこら辺の見込みをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 柴田理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（柴田雅洋君） 御質問にお答えします。

今回の山口市ですけれども、水栓バルブ発祥の地、水栓バルブ製造業リノベーション事業として地方創生交付金計画を作成し、内閣府に申請しました。期間としては29年度から31年度の3カ年、全体で9,450万円、うちの今年度は800万円で要求しております、申請しております。メニューは大きく、人材確保、将来性の向上、生産性の向上の3つを立てております。

その中で、今年度の調査の詳しい内容ですが、まず、人材確保として、基調講演、課題抽出のワークショップを行います。業界が抱えている課題に関する基調講演を行い、経営者等を中心としたワークショップにより潜在的な課題を顕在化させることにより、社内とか業界革命に向けた意識改革を行うものであります。また、近隣高校の進路担当教員との意見交換会も行い、次年度以降の高校生採用の足がかりとするものでございます。

次に、将来性に向けてですが、水栓バルブ産業企業ヒアリング調査分析を行います。水栓バルブ業界は中小零細企業の集団、集合体であります。業界分析等を行わずに今いる状態でありますので、専門的な見地を有するコンサルタントに委託し、水栓バルブ業界としての強み、弱み、機会、脅威が見える化、それから、販売先、仕入れ先の動向、市内の自給率の捕捉により市内の経済波及効果を向上に資する基本資料をつくり、産業分析等、水栓バルブ業界に関する国、当市の売上先とか出荷額、付加価値額等の特色を

分析し、企業、行政、商工会、金融機関などが活用できる資料をつくります。

最後に、生産性の向上として、現場診断ツール開発準備を行います。水栓バルブ業界のヒアリング調査分析結果をもとに、地元の勤務経験者の技術士、中小企業診断士による現場改善に資する診断ツールの開発準備を行うとともにプロトタイプを作成し、3社程度の工場等の現場立ち入りをやろうと考えております。

そういう中で、調査の詳しい内容は以上でございます。水栓バルブ業界の調査をして、分析、現場診断を行うということを中心に内容を考えております。まだ内示はいただいておりませんが、補助金事業としては特に問題ないと考えております。御理解、御協力のほど、よろしくお願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

今、調査される中で、特に付加価値の問題ですとか、その企業の強み、弱みを調査しますと、非常に大事なことだろうと思います。それに伴って今後どういうふうなスケジュールになっていくかというのがちょっといま僕も見えていないので改めて質問したわけですが、理事兼地方創生監が何年山県市で頑張っていたか、本当のことを言って期待をしているわけなんです、土台をつくっていただいて、その間に理事兼地方創生監がもう帰っちゃったよということになったときに、その後どうするんだという心配が幾分私の心の中に残っております。市長も当然、ある成果が出るまでは引きとめられるであろうと思うんですが、ぜひ結果が出るまで頑張っていたらと山県市のためになるのではないかなと思いますので、ぜひ道筋、はしごではなくて、はしごを外された格好じゃなくてベースとしてしっかりできているよというような形に残しておいていただける、最低限そこまではやっていただきたいなど、そのような期待をして質疑を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、5点について質疑をしたいと思います。

まず1点目、四国山香りの森公園及び香り会館の指定管理についてです。資料は1の47ページ及び資料3の5ページの部分です。

指定管理事業者を選定されたドルフィンは、平成20年から23年にかけて山県市の指定管理事業者として運営されていきました。ところが、贈収賄事件が明るみになり、途中で

辞退された経緯があります。このような事業者が採用されるに当たり、市民の納得が得られるか否か、当時の事情及びその後の経過、今回の指定管理にふさわしい事業者かどうか、根拠を示していただきたい、これが1点です。

2点目、指定管理事業者について、9月議員協議会で私は、100万円以上の指定管理事業の事業報告書を議会に報告するよう提案いたしました。市長は検討しますとのことでしたが、前回の提案を受け、今回の指定管理委託を機に議会への報告をルール化する検討はされているのでしょうか。

3点目、9月議員協議会では、指定管理事業の施設概要として、香りをテーマとし、園内にラベンダーやカモミールなど約30種類以上の芳香植物が植えられた、年間を通してさまざまな香りを楽しめる公園として運営することがうたわれていました。今回の選定されたプロポーザルにおいて得点の高かった内容を教えていただきたい。

4点目、四国山については、環境の保全、まちづくりの推進、社会教育の推進、子供の健全育成を図る活動を目指しているNPO団体があると聞いています。平成6年からドウダンツツジの植樹2,500本を初め、小学生を対象とした里山ウォークラリーも第4回を迎えたとのこと。平成28年からはカタクリの花の移植事業も始めたそうです。同じ四国山を守っていこうという団体との連携、取り組みを包括するようなことについて、協定書づくりではどのように検討されていますか。

5点目、9月22日議員協議会の場で報告された指定管理の方針案について、運営費用2,492万4,000円の明細資料の提出を要望しました。先日の11月28日、議員協議会の場で、利用客数と経費の資料が提出されました。この資料の市運営時の支出額の香り会館管理運営費1,852万2,000円、公園管理費594万4,000円の明細について明らかにしていただきたい。

6点目、最後に、山県市の直営に戻ってから、この事業に関して特定の担当職員に負荷がかかっているようなお話も伺いました。今回の指定管理によって、特定の担当職員に負荷というような状況の改善は図られるか否か。

以上6点について、お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） それでは、産業課のほうから1点目と、4点目から6点目について回答させていただきます。

まず、1点目のドルフィン株式会社が指定管理にふさわしい業者かどうかについてでございますが、議員御指摘の事件は岐阜県関連の事件でありましたので、岐阜県の指定管理全て取り消しをされておりますし、県内の指定管理事業についてはみずから辞退を

されております。本市においても指定管理期間が終了する前に辞退をされております。

事件後には、会社の代表のほうに辞任をされまして、この教訓を生かして顧問弁護士とともに、コンプライアンスの維持、徹底を図られました。その結果、平成27年度から、岐阜県所有のスポーツ施設岐阜アリーナなどで指定管理を実施して実績を積み重ねてみます。この業者がふさわしいかどうかについてはいろいろ、思いとか考え、あると思いますが、うちのほうとしては、先ほど申し上げたコンプライアンスのほうを徹底されて、新たにまた歩き始められているということで、適正な選定ではなかったかというふうに考えております。

次に、4点目の四国山を守っていこうというような地域の団体との連携、取り組みを協定書づくりにどのように反映されるかにつきましては、地域団体や地域活動への協力と参加により、地域全体の活性化が進むように努めるということで、ドルフィン株式会社の事業計画書に記載されておりますので、同社との調整の中で、今まで地域で行われてきた事業などが後退することのないような協定書の作成に努めてまいりたいと考えております。

5点目でございますが、まず、1,852万2,000円の内訳でございますが、人件費が1,071万円、消耗品が122万9,000円、賄材料費が296万6,000円、光熱費が272万9,000円、その他の需用費が17万6,000円、役務費が18万8,000円、委託料が30万3,000円、使用料及び賃借料とその他で22万1,000円でございます。594万4,000円の内訳については、人件費が31万円、光熱費が128万4,000円、その他需用費が28万4,000円、委託料が405万円、その他が1万6,000円でございます。

最後に、6点目でございますが、特定職員の負担軽減でございますが、大きな軽減が図られると考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お尋ねの2点目、3点目については私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、2点目の指定管理事業報告書を議会へ報告するルール化についてでございますが、御提案いただいた9月22日の協議会かと思えます、あいにく私はその場には出席しておりませんでした、そうした提案があったことは伺っております。

本市の指定管理者制度の運用に関しましては、現在モニタリング制度を導入しております。まずは指定管理者自身によるモニタリングを実施し、その後、所管課によるモニタリングを経て第三者機関であるモニタリングを実施してきておりまして、その結果に

つきましては、御承知かと思いますが、速やかにホームページのほうに掲載いたしているところでございます。

行政が議会で御審議いただくために配付する資料は、御案内のように増加の一途にございます。そうした中でこうしたものを改めて議会のほうへ報告させていただくということに関しましては、私は消極的に解しておりますが、議会側から御指示いただければ、どこかのタイミングで配付させていただくことをやぶさかとするものではございません。

次に、3点目のプロポーザル結果の内容を具体的に御説明申し上げることは、指定管理者候補者とならなかった団体の正当な利害を害するおそれもございますので、ここでお答えさせていただくことはいたしかねます。

今般の指定管理者候補者選定基準につきましては、24の項目があり、その項目をこの場で読み上げるようなことはいたしません、本市のホームページで公開しておりますのでごらんいただければ幸いに存じます。

選定結果については、それらの項目ごとの評価点について、出席委員の合計点が高く一定の基準点を下回らなかったから選定されたものであると御認識いただければと思います。

なお、選定された団体のプレゼンテーション資料につきましては、当該企業のノウハウが盛り込まれておりまして、その全てをお見せすることはできませんが、そうした部分を省いた資料をいただいておりますので、こちらのほうでごらんいただくことはできます。改めて直接ごらんいただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再質問をいたします。

1つは、1点目の件なんです、いろいろ思い、考えもあるだろうが、こういうことで選定をしたということですが、これは市の独自の判断ということではなくて、県の判断に基づいて市もそれに倣ったという意味でしょうかというのが1点ですね。

それから、4点目、地域全体の活性化の件で、従来のやっていた事業は引き継いでやるという話なんです、私はもっと、そういう地域での取り組み含めて、積極的にやっぱり推進をするというような点で、従来のやってきた枠を守るということではなくて、コラボして進めていくとかいうようなことをぜひ検討していただきたいという点です。

それから、2番目の件で、議会の報告の件です。これは実は、先ほど同僚議員の質問もありましたけど、指定管理が5年間という長いスパンに決定されたんですね。指定管理を議会で議決するという中身がありまして、議決したらそれで議会としてはいいと

いうことではないと思うんです。やっぱりその進捗状況含めて、議会としてきちっと見ていくという必要があると思いますので、議会から御指示があればという話でしたので、ぜひこのあたりは議会の中で議長も含めてお願いをして、ぜひ公開をしていただくような、議会に報告していただくように進めていきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 1点目の、まず再質問にお答えします。

まず、岐阜県に倣ったのかということについては、倣ったわけではございません。岐阜県のほうでも指定管理のほうを委託されているということなんですが、うちとしてもこの公園全体のほうを活性化できる団体であるというふうに提案のほうをお聞きして判断したということで御理解いただきたいと思います。

それと、あと、活性化につきましては、これは今までのものも大事にするということ、ちなみに先ほど言われたカタクリの移植というのは、地元のNPOさんに2年ほど委嘱いたしておりまして、これについては、この場所がカタクリの見るいい場所になればということで、できるだけ形が整うまでできないかということ、うちのほうでは考えております。それと、あと、新たな協力については、これについても今後ドルフィンさんと詰めながら、できるだけ地元の活用も含めてお願いしたいということは提案をしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、御答弁いただきましたので、公園全体を活性化できる団体だという、ちょっと私が言った意味合いと少し違うんですが、今後に向けて具体的な計画が市民のためになるように努力をしていただきたいというふうに思います。

先ほど私になるべく地域の人たちの取り組みをと言ったのは、やっぱり山県市、まちづくり、よくしていくという意味では、いろんな形で市民の方々が努力をされている、そういうものが何か総合的にきちっとやっぱり生かされていくということが非常に大事じゃないかなというふうに思いますので、今後ともそこらあたりは協議の中身できちんとフォローさせていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目、ふるさと応援寄附金についてお尋ねをいたします。

平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）について、資料の3の12ページです。

いろいろ調べてみました。エフレジというところのクレジットカード決済用ホームページ利用料60万が計上されています。この利用料というのは年間金額でしょうか。それから、根拠となる数値はどのように算出をされているか。

2点目、決済代行サービスというのは初期費用や月額費用が発生すると思われるんで

すけれども、ホームページの利用料とは別途のものなのでしょうか。

3点目、ふるさと応援基金積立金が2,000万円計上されていますが、ふるさと応援寄附金の寄附額とかお礼額、決済手数料額等、この事業の全容の概略を教えてくださいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えします。

この利用料は、補正後の寄附見込み額3,000万円と当初予算の寄附見込み額1,000万円との差額でございます2,000万円の寄附額に係る増額補正でございますが、今回計上いたしました60万円につきましては、寄附額に連動して利用料が決定されます楽天のサイトの利用料でございます。補正後の楽天のサイトを利用する寄附見込み額の約1,000万円と当初の寄附見込み額300万円との差額でございます約700万円に利用料の率8.5%を乗じた額でございます。

続きまして、2点目のクレジットカードの決済手数料とホームページ利用料は別かという御質問でございますが、クレジットカードの決済手数料とホームページ利用料は別途支払いをしております。決済手数料はサイトを利用した寄附額に応じた金額となっております。

続きまして、3点目の寄附金事業の内容でございますが、今般の補正予算で2,000万円を増額した後のふるさと応援寄附金事業は、件数は約1,100件、寄附額3,000万円を見込んでございます。

経費としましては、返礼品の代金として寄附見込み額の3割でございます900万円、返礼品の郵送料としまして約110万円、クレジットカード決済手数料が約60万円、ホームページ利用料が約110万円を見込みまして、経費合計としましては約1,180万円を見込んでございます。

寄附額から経費を除きました額は約1,820万円となりまして、経費率につきましてはおおむね40%程度というふうに考えております。

参考までに、前年度と比較いたしますと、平成28年度が290件で706万6,000円ございましたので、件数的には約3.8倍、寄附金額としましては約4.2倍を見込んでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございます。

それでは、3件目です。保育園の時間外勤務手当531万1,000円について、資料の3の

17ページのところです。

保育園の時間外勤務手当が531万1,000円計上されています。この内容について、特定の保育園での慢性的な人手不足による時間外勤務が発生しているのか、一般的な数値なのか、保育園の時間外勤務の実態をどのように把握されているか、お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えいたします。

保育園の時間外手当につきましては、各保育園での朝7時30分からの早朝保育と午後7時までの延長保育、また土曜保育の対応によるもので、特定の保育園によるものではなく全体的なものでございまして、保育サービスの充実を図ったためのものでございます。

職員の時間外勤務につきましては、総務課において全職員の時間外勤務の状況を毎月把握しており、労働基準法の第36条第1項により時間外勤務の上限の基準としております年間360時間または月45時間を超えるような場合につきましては注意しておりますし、場合によっては産業医による面接指導も行うようにしております。長時間の時間外勤務が続く場合や、時間外勤務命令簿の業務内容に疑義が生じた場合などにつきましても、所属長から事情聴取を行うなどの対応を行うこともございます。

さらに、各所属長につきましては、時間外勤務の多い職員の業務内容や健康管理には十分注意し、必要な場合は事務分掌を見直すなどの適切な措置をとるなど、職員が充実した生活を送れるように留意するよう依頼しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再質問します。

具体的な対応についてはそれぞれなされているというお話でした。今、ちょっと、時間外が非常にふえているような部分含めて、それは個別具体的な対応をとるという話でしたが、28年度の、実際に、例えばその対象になって具体的なそういう措置をとられた件数というのはどのくらいかわかりますでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えいたします。

現時点で明確な件数は記憶しておりませんが、全体的には山県市の職員の時間外勤務は危惧するほど多いという認識は現時点ではしておりませんので、実際に時間外勤務が多いということで面談した職員は余りなかったかというふうに記憶しております。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） わかりました。

じゃ、次に行きます。農地中間管理機構集積協力金についてということで、資料3の19ページ、山州市の貸し手と借り手の実態はどうなっているか、全体の農地に占める休耕地と言われる面積はどの程度なのか、今後の見通しはどの程度なのかについてお聞きをします。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） それでは、3点について答弁させていただきます。

まず、1点目の貸し手と借り手の実態につきましては、今年度の農地集積面積は92.1ヘクタールで、貸し手の人数が360名、借り手の人数は3業者でございます。今年度までの集積面積については、耕地面積1,140ヘクタール中103ヘクタールとなっております。

2点目の農地に占める休耕地の面積は把握をしておりますが、遊休農地の面積については1,140ヘクタール中13.9ヘクタールでございます。

3点目の今後の見通しについては、伊佐美地区において約30ヘクタールの集積を進めております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） この前も新聞に、西回り、なかなか用地確保が難しいとかいろんな話があったんですが、今後はこの中身についてはもう少し見ていきたいというふうに思います。

じゃ、5点目、最後になります。理事、地方創生監にお伺いします。地域経済牽引事業支援業務委託料についてです。

この地域支援牽引事業に委託料が800万円計上されています。平成27年6月の市議会の一般質問で、美山地域のシャワーヘッドのナノバブル技術を医療分野に応用できないか調査研究されている企業を紹介しました。先ほどの他の議員への答弁の中で、SWOT分析も行いながら業界分析の中で現状分析しながら診断をしていくんだというようなお話がありました。これは2014年の薬事法の改正などから、日本の医療機器関連産業と中小企業の参入をテーマに組織間連携による事業機会の創出の研究もされていまして、御存じのように福島県とか神戸市、浜松市などの事例もたくさん紹介されているというふうに思います。

医療機器の特徴として、品目数が30万品目以上、1品目当たりの生産額が非常に小さいニッチ市場だということで、多品種の少量生産及び販売の典型ということで、製品が切削から始まって精密加工技術とか高精度金型技術、精密プレス加工技術、コーティン

グ技術等々の技術基盤の集積で構成されているという点も、非常にバルブ産業と似たところがあるんじゃないかなというふうに思います。

しかも、製造販売事業者も半数以上が100名以下の中小企業で占められている。経済産業省も医療機器分野を新規事業として発展させていくというようなことが非常に潜在的に大きくて、これら中小企業の発展というのは本当に進んでいけば地域の雇用及び経済に大きなインパクトをもたらすというふうに述べられています。

今回のこの事業はバルブ産業を焦点にして支援業務を調査研究するということでしたが、こうした新しい分野を切り開くということが山県市の製造業にとっても非常に重要な突破口になるのではないかとというふうに思いますので、このような分野も調査研究の対象として検討されようとしているのかお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 柴田理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（柴田雅洋君） 御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、今回、水栓バルブ発祥の地、水栓バルブ製造業リノベーション事業ということで、地方創生推進交付金計画を立てております。先ほども申したように29年度から31年度の3カ年ということで、先ほどの御説明は29年度のものでございます。

議員のお話しした新しい分野を切り開くというところですが、先ほどのメニュー3、生産性の向上、人材確保、将来性の向上の中の1つ、生産性の向上というものがございます。この中で、平成30年度、平成31年度に実施する予定でございます産官学連携による新製品の開発支援というものを考えております。

今回の事業によりバルブ産業が成長、発展して、山県市の雇用及び経済に大きなインパクトをもたらせばいいと考えております。そういうことで、今、計画をしております。御理解、御協力のほど、よろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 非常に心強いお話だったかというふうに思います。やっぱり地元の産業を本当に育てていくということが非常にこの山県市にとっては大切だと思うので、引き続き全力で頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長より指名いただきましたので、1点質問させてい

たきます。

議第74号 指定管理者の指定について、資料1、47ページ、事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があるとされていますが、ドルフィン株式会社は従業員数が164人とお聞きしましたが、その対象になる企業になります。また、平成30年度より障がい者の法定雇用率が現在の2.0%から2.3%へ引き上げられます。これは障がい者の雇用を促すものであり、新たに精神障がい者の雇用も加えることと法律の一部が改正をされます。

そこで、全員協議会での説明だったと思いますが、雇用に対して農福の連携で障がいのある方を5名ほど雇用するといった提案をされているような説明があったかと思いますが、市内の障がい者の方の雇用にどのようにつながるのか、また、ドルフィン株式会社として実績はあるのかどうかお聞きします。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

11月28日の議員協議会で説明をさせていただいた農福連携事業の中で、障がい者を活用し公園の管理などを任せると申し上げましたが、現在、ドルフィン株式会社の子会社である障がい者雇用を専門とする会社で雇用している5名については、既に障がいの程度に応じた職種についているとのことでございます。

同社は地域の福祉施設と連携し、四国山香りの森公園内で障がい者の就業体験を実施し、障がい者の雇用に取り組む計画がございますので、市内障がい者の雇用につながっていくものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 再度お聞きしますが、地域に貢献することは大切なことだと思います。市内には、障害者手帳を所持されている方で、身体障がい者の方が1,245名、知的障がいの方が254人、精神的障がいの方が164人、平成28年度末の数で重複の障がいの方も含まれておりますが、大変に多くおみえになります。

そこで、雇用の中で車椅子の方を雇用することは、今後の市の福祉の面でも、車椅子の方の来場といった面でも、車椅子の方の目線に立った環境づくりや管理が提供できると思いますが、その点で雇用の必要性を市としてはどう考えてみえるのか、また、そうした点も踏まえ、今後、市からの要望として具体的に提案していけるのかどうかをお聞きします。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 車椅子の方の雇用等につきましては、今回こちらで運営する中でいろんな仕事内容とかがございますので、その仕事内容、それと、また、雇える、雇用できる人数、そういったところも関係してくると思いますので、車椅子の方でできるような仕事があるのかどうか、そこら辺はちょっと調整をしてみないとわかりませんが、要望というような形で、こういったこともできるのでしょうかというようなことで、ドルフィンさんのほうには話を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議第76号 市道路線の廃止についてまでの19議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員会付託。

議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議第76号 市道路線の廃止についてまでの19議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

12月7日は総務産業建設委員会、12月8日は厚生文教委員会が、それぞれ10時より第2委員会室で開催されます。

なお、12日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時06分散会

平成29年12月12日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成29年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 12月12日(火曜日)

○議事日程 第3号 平成29年12月12日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	理事兼 総務課長	渡邊佳宏君
理事兼 地方創生監	柴田雅洋君	企画財政 課長	久保田裕司君
税務課長	石神彰君	市民環境 課長	奥田英彦君
健康介護 課長	藤田弘子君	産業課長	山田和哉君
建設課長	長野裕君	水道課長	浅野晃秀君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	大西英樹君
消防長	藤根好君	学校教育 課長	鬼頭立城君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 棚 橋 輝 英
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、通告に従いまして一般質問を、本日は2点行わせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、山県新生クラブとして11月14日に市長のほうに、効果的な予算執行に努められるとともに、議会と執行機関とは連携して地方創生に向けた施策の展開に取り組んでいかれるよう要望をいたしました。

その中にも入っておりますが、まず、1点目、市内指名業者の育成ということで質問をさせていただきます。

山県市になってからですが、土木、建築、農産、林業といった事業費のかかる、かなり金額としても減ってきておりますが、合併当時は市内業者と市外業者とどのくらいの割合で仕事を出していたのか。まず、順次、本年度までの統計をお聞きしてから、中身に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 石神議員の御質問にお答えをいたします。

山県市になってから土木費等がかなり減額しているということで、まずは全国的な状況からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、国におきましては、公共事業費、平成10年度がピークで14兆9,000億円でございましたが、平成29年度の当初予算では約6兆円と、ピークの4割ほどになっております。

そして、地方の普通建設事業費におきましては、平成7年度がピークで約31兆1,000億円でございましたが、平成26年度の決算では約14兆8,000億円で半減している状況でございます。

山県市の普通建設事業費におきましては、ごみの焼却場、クリーンセンターを建設した平成21年度の約58億5,000万円が最大でございます。防災無線や中学校整備等をいたしておりました合併当初の30億円前後の普通建設事業費を省けば、10億円弱で推移してい

るところでございます。

また、山県市の農林水産業費につきましては、ここ10年余り、6億円前後を推進しております。

土木費につきましては、おおが城山公園用地を買収した平成20年度、ここは約16億円でございましたが、平成21年度から平成25年度までの5年間は10億円を切っており、7億円前後を推移しております。しかし、平成26年度に10億円を超えてから本年度の当初予算に至るまで、4年連続で10億円を超えているところでございます。

そこで、市内業者と市外業者の入札状況でございますが、システムの関係上、平成25年度から直近の平成28年度までの状況で、まずお答えをさせていただきます。

なお、一部調べ切れていないところもございますので、概数として御理解をいただきたいと思っております。

平成25年度、26年度、27年度は、200本余りの発注に対して、市内業者が落札したのはいずれも8割強となっております。平成28年度は180本弱の発注でございましたが、市内業者が落札したのはやはり8割強となっております。

冒頭で申し上げましたように、全国的に建設事業費の規模は大きく縮小しております。しかし、議員も御認識のように、市内の業者が健全であるということは、災害時等のことを踏まえれば、重要な財産の1つでございます。

現在、平成30年度の当初予算案を編成しているところでございますが、こうした要素も考慮しつつ編成するとともに、工事の発注に当たっては、規模や時期等にも配慮して、市内業者には積極的に参加をしていただき、受注機会がふえるようにも配慮してまいりたいと考えております。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 今、副市長が答弁でも事業費が減少している状況であると。これは年々、予算の加減かなと思っておりますが、山県市が事業発注に対しては8割を市内業者が落札しているから、割かし高い水準ではないかというような感じで御答弁をいただきましたが、大きく2つに分けた答弁かなと思っておりますが、市内業者が健全である、これは当然なことでありまして、副市長も述べられたように、災害時を踏まえれば、やはり一番重要な財産で、何かのときにやはり協力していただけるのは市内業者だというのは当然であります。

特にこの時期、この12月になると、本日、またちょっと雪が降りましたけれども、除雪等に関しましても、本当に市内業者が数々ある中で協力をしていただき、雪が降ったときでも、事故のないよう通行できるような御協力をいただいておりますので、特にそ

うということも踏まえて、考えていただきたいと思っております。

また、予算原案を編成している真っ最中だということではありますが、いろいろな要素を考慮しながらも、工事の発注に当たっては、市内業者が積極的に参加し、受注機会がふえるように配慮もしていくというような御答弁をいただきました。当然のことでありまして、これは、やはり今まで以上の御配慮というやつをいただきたいと。

それはやはり市費をもう少し建設のほうにとりか、インフラ整備のほうにももう少しつけていただきたい。そうすれば、先ほど言いましたように、除雪に対しても市内業者がやはり降ったときにすっと飛んでいける、近くだからすっと行動できる。先ほども言いましたように、この前の防災訓練のときでも市内業者が、防災のときは、緊急のときはこやして出勤するんだよという努力も見せていただいております。

かといって、市外の業者に除雪に来てくださいよと言ってもすっと飛んでこない。偏見かも知れませんが、市外業者の方にももし山口市で受注をされる業者があるのなら、除雪に関しても市外業者に振り分けて、路線を分けて市内業者と一体でやっていただく、そのような考えもないのかなということを思いますが、副市長、いかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 石神議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどもお答えしましたが、市内の業者が健全であるということは、災害時等においては山口市の重要な財産の1つということでございます。関係業者の健全な発展ということは、山口市においても重要な視点の1つと考えております。

このような中、国の公共事業費や県の普通建設事業費は縮減しており、関係事業者の発展という視点で、山口市の普通建設事業費の予算を確保したいところではございます。しかし、山口市の財政状況等を鑑みますと、むやみに事業費をふやすということはできません。

とはいえ、来年度施工すべき施策については、事業費の規模にとらわれることなく、時期を逸することのないよう予算化を目指してまいりたいとは考えております。現在作業中の平成30年度当初予算原案の編成におきましても、そうした多様な視点も視野も入れ、適正な予算編成を目指しているところでございます。

また、除雪等の御協力をいただいている業者への配慮のお尋ねでございますが、この除雪作業においては、降雪時の深夜に作業していただきながら、お支払いできる金額には限りがございます。半ば地域を守るという高邁な理念に基づいて、活動していただいているところでございます。

そのほかにも、多様なボランティア活動や消防団活動、割に合わない緊急修繕など、山口市において必要な施策に御協力いただいている事業者の方もおられます。ここで改めてお礼を申し上げたいと思います。

こうした方々には一定のアドバンテージが必要であると考えております。そのため、山口市では、応札額で決定するだけではなく、こうした功績を評価点にした上での応札額による決定、総合評価方式による入札を実施しているところでございます。

ちなみに、かつてはこの方式によって年間1本だけでしたが、前年度からは年間3本発注しているところでもございます。

今後におきましても、災害時のみにとどまらず、適正な市政運営のための市内業者の健全な発展という視点に充分配慮をしてみたいと考えております。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） しっかり市内業者に対しては配慮をして進んでいくという副市長の答弁でありました。

まだまだ事業費に関しましては予算査定の真っ最中ということもありますが、最後に、市長に御答弁願いたいと思います。

予算化を目指していくには、今は去年から3本と。せめて来年度は、もう一本ふやして4本にしたらどうですか。1本でもふやせれば、市内業者がそれなりに事業をとれるのではないかと。その中で、やはり少しでも。

何かのときに助けていただくのは市内業者であるということ副市長も言われております。市長もそれは十二分にわかっていると思いますので、どうか市内の業者に、特に大きな目を開くような予算のつけ方。

確かに、無理やりつけるということは難しいということはおわかっております。でも、しっかりとした業者が自立できるような運営をしていただいて、市に協力していただけるような形をとっていただけるような予算のつけ方もお願いしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

今、市内業者の育成ということで、大きな観点からの御質問でございますけれども、まず、今、努力していることは、いわゆる予算をふやすために、国ですとか制度を十分熟知して、そして要望に行っていると。そういったことで予算を土木費についても膨らますことができますし、その他につきましてもそういった努力に努めているところでもございます。

そして、これは全体的に言えることですが、私は従来から、職員といいますか、今の課長会議等にも、特別にというか、そんなに大きな金額でなくても優先して市内業者から見積もりをとったり、そういったことをお話ししておるんですが、これからもそういったことに留意しながら進めていきたいと思っておりますし、そして、先ほどの総合評価方式での、従来1本であったのが3本になったということで、4本にできないかということでございますけれども、これはそんなに、総合評価で評価するわけですから、可能ではないかと思いますが、また、よく担当課と協議をさせていただきながら進めたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君、質問をかえてください。

○12番（石神 真君） ありがとうございます。

市長の今の現状での答弁しかできないかと思っておりますが、では、2問目に入りたいと思います。

これもどちらかという、今にかかわるような予算のような話ですが、2問目は、30年度を見据えた予算配分ということで、来年度でございます。これも先ほど言いましたように、我々会派のほうからもいろんな要望が出ている中の1つであります。今の山県市議会では代表質問というのはございませんが、その中でいろいろ個人的に質問させていただきませう。

本年度は、インターの開通を視野に入れた積極型予算として、28年度の総額予算218億359万円を上回る228億7,569万4,000円で、比として約4.92%の伸びになっておりました。そこで、本年度、各担当課から出された予算は満足なものになっていたのか、29年度が。それと、もう一点、30年度はまだまだこれ以上に伸びていくのか、または減額予算になってしまうのか。

企画財政課長、今現在の進行している予算配分の中で課長会議や何かをしていると思っております。とりあえず、今の現時点でわかる範囲でよろしいのでお尋ねをしますので、よろしく申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

平成30年度の当初予算の編成に当たりましては、本年の10月12日に当該予算編成方針を各課長等に通知したところでございます。まず、この中で記述しております本市の財政状態について御紹介をさせていただきます。

本市の最大収入科目であります普通交付税が、合併特例措置額の減少分と、それと人

口減少の影響によりまして大幅に減少してきております。

そのため、中長期的に持続可能な財政運営を継続していく上で重要な指標と考えられます。実質単年度収支は、平成25年度は約2.1億円の黒字でしたが、平成26年度には約6.7億円の赤字に転じ、平成27年も約5.2億円の赤字、平成28年度も約3.2億円の赤字と3年連続の赤字となっている上に、平成29年度、本年度も赤字の見込みとなっております。

そのため、こうした実質的な財源不足を補うための財政調整基金からの繰入額は、平成27年度は4億円、平成28年度は3.5億円となっており、平成29年度、本年度も繰り入れが必要であると考えております。

こうした中にはございますが、平成31年度のインターチェンジ開通を見据え、本市が今なすべき施策につきましても、積極的に推進していく戦略性も必要と考えられます。

そのため、経常経費の節減と予算の重点化というメリ張りのきいた財政運営が必要であるとしておるところでございます。

そのためにも、しっかりとした根拠による政策立案を推進していくとともに、客観的に効果の見込めない従来施策につきましても、廃止、縮小も検討するという考え方を徹底していく必要がございます。

特に、こうした考え方は施設についても同様でございます。建築系公共施設の延べ床面積合計2割削減と施設寿命10年延長という2つの総量目標を定めている公共施設等総合管理計画を具現化していくことも重要な要素だと考えております。

こうした予算編成のもとで、本年11月2日までに各課からの見積書を当課へ提出してもらい、現在、事務レベルで査定を続けているところでございます。

予算総額の伸びについてお尋ねをいただきましたが、平成30年度からは国民健康保険特別会計は運営主体が県へ移行となり、公共下水道事業特別会計におきましては、本年度に本管布設が完了する予定でございます。これらの要素でざっと10億円以上が減少することになることから、予算総額全体としては、減少するところは間違いないところでございます。

そこで、一般会計に絞って御説明をさせていただきます。

先ほど申しあげました11月2日、期日までに各課からの提出のあった見積書の合計額は、歳入が約115億円に対しまして、歳出は約136億円ということで、約21億円の財源不足となっております。ちなみに、同時期の、本年度分ですが、29年度においては約27億円の不足で、平成28年度が13億円、平成27年度が約15億円、平成26年度は19億円の財源不足でございました。

ですので、平成30年度の要求額は平成29年度よりは控え目ということで、本年度の29年度は積極的で、30年度はちょっと控え目ということですが、ここ数年の中では比較的、来年度も積極的な予算要求になっているものとは感じております。

当職がこうした事務査定の責任者となって予算編成に当たるのは平成25年度以降、6年目となりますが、従来から私は、当初予算における財源不足額というのは、10億円以内とすることを1つのメルクマールとしてきております。

そのため、今後の事務査定におきましては、限られた短時間の期間ではございますが、短期と長期の視点のもと、国の制度の活用、それとスクラップ・アンド・ビルドやサンセットの考え方も視野に、当初予算における財源不足による実質的な基金繰入額を少しでも抑えてまいりたいと考えております。

そして、年明けの市長及び副市長査定によりまして、ステークホルダーと言われる多様な利害関係者による市民目線のもとに、少しでも一般市民にわかりやすく、明確かつ魅力的な予算編成になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） まず、企画財政課長が29年度は満足な予算になっていたのかという質問に対しては、答弁は今、避けられたのかなど。市長でも課長でもよろしいので、この点については1点、お答え願いたいと。

先ほど課長の答弁の中で、予算総額が減少することは間違いないと。確かに、我々もいろいろ説明を受けて調べておりますが、減少になるだろうというのはわかります。それがどの程度の減少で抑えられるのかと、1点。

それとまた、そこの中でも比較的積極的な予算要求になっているとも述べられておりますが、やはり平成31年度、（仮称）山県のインター開通を目指した、特に戦略的予算をつけると先ほども言われておりました。予算をつけなくてはならないところには積極的にしっかりつけていくと、事業を行っていくと述べられております。これは当然のことではありますが、これもどの辺まできちっと見据えているのかと。

それと、30年度は特に、今も言いましたインフラ整備、これに置くということでもありますので、どこまでが必要とされるもので重点を置いているのか。あくまでもインターの周りだけなのか。

あと、その他、農業関係の、農道という名前は今ほとんど市道ですが、あとは、各インフラの中でも狭い道路。昔、ちょっと質問したことがあります。消防車も大きくなりまして、昔の軽四で入っていくような道路では、消防車が今では入れないと。そうい

う細かいところまでも見据えてやるのか、それとも、本当に目に見えるところだけなのか、その点について御質問させていただきます。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、平成29年度は満足な予算になっていたかどうかということでございますが、これにお答えすることはとても難しいお尋ねでございます。

御案内のように、少子高齢化が進み、インターチェンジ開通を目の当たりにして、本市がなすべき課題は多くございます。そういった意味でいえば、とても満足できるものとは言いがたい点が多くございます。各課等が考え抜いた施策においても、検討の末、予算化できなかったものも多々ございます。

他方、中長期的な視点で考えた場合には、そうした施策に使える指針には限りがございます。そういった意味合いでは、限られた予算の中で最善を尽くした予算編成であったと、多少は自負しているところでございます。

予算規模がどの程度になるのかとお尋ねにつきましても、現段階でお答えすることはちょっと困難でございます。

といいますのは、国や、最低でも県レベルぐらいの予算規模になってまいりますと、予算総額というフレームというのは重要な論点の1つになると考えられます。しかし、当市ぐらいの予算規模になりますと、例えば、今なら国の支援を活用できるというような多額の事業があった場合、これを予算化すれば、予算総額に影響を及ぼすことになるからでございます。

現時点では国の予算もまだ決まっておりませんし、国が策定する地方財政計画というのがございます。これも決まっていない中で、国では補正予算の準備も進められております。

こうした中でございますので、具体的に明言できないことを御理解いただきたいと思います。

ただ、あえてこうした国の支援関係等の事業費を除いて一般論でお答えさせていただくのであれば、本市の収入最大科目であります地方交付税については、合併特例加算分や人口減少分は確実に減ることになり、近年は財政調整基金を取り崩して決算している状況を鑑みましたら、こうした地方交付税の縮減部分については、少なくとも縮減せざるを得ない状況にあることが基本の、ベースとなるものでございます。

その上で、インターチェンジ開通を間近に控える中で、今、本市がなすべき施策を先送りするわけにはまいりません。そのほかにも、例えば、法人を含む市民の方々がやる

気になっておられるような分野については、時期を先送りすべきでないようなものもございませう。こうしたものにつきましては基金を取り崩しても、予算に組み入れていかなければならないものと考えているところでございませう。

そこで、平成30年度においてはインフラ整備に重点を置くのか、その他のものに置くのかというお尋ねがございましたが、予算編成方針においては、次の3つのことを重点事項としております。

1つ目は、効果的な子育て支援と女性の活躍、2つ目は、インターチェンジ開通を契機としたまちづくり、3つ目は、健康寿命の延伸と高齢者の活躍でございませう。

この中で、2つ目のインターチェンジ開通を契機としたまちづくりにつきましては、無論、一定のインフラ整備が必要とはなっておりませうが、そうしたハード事業だけにとどまらず、ソフト的な事業も視野に入れておりませう、その相乗効果によって複合的な成果も目指そうと考えているものでございませう。

いずれにいたしましても、現段階におきましては、各分野の所管課と事務レベルでの協議を進めている段階でございませう、現状をよく把握した上で、年明けには市長の裁定を受けまして、適切な予算編成を目指してまいりたいと考えているところでございませうので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 再々質問になってしまいますのであれですが、どちらかという満足なものかと聞いたんですが、私の言い方がいいか悪いか、右か左かというようなお尋ねをするようなところがあるので、なかなか担当課長としても答えづらいのではないかと感じておりますが、先ほど課長言われたように、30年度の予算編成方針で、さきのほうで説明をいただきました。最終的には、先ほども言われましたように、年明けに市長、副市長などの査定を受けて、適切に予算編成を行うということでございませう。

昨年もしかこのような質問をしたと思いますが、やはり一般の市民の方々が目に見える形、あっ、ここに山口市は今年度、こういう予算をつけて、山口市をきちっとしておるんだなんて、こういう言い方をすると、やはりインフラ整備が一番目につくんですわね。どこかの建物を直して、色を塗れば、外から見ればわかるけど、中の壁を塗っても、あそこを直したって、一般市民はわかりませう。だから、特に広報などでもきちっと予算説明なんかで出ていますけれども、やはり皆さん、なかなかそこまで、一般の方々、見られない。やはり目についたものしか記憶に残らないというところもございませう。

そこで、先ほど言いましたように再々質問でありますので、一番最初に言いました、議会と執行部が連携して、地方創生に向けた施策の展開に取り組んでいくよう要望書も出しましたので、それを見据えて、最後に、市長に御答弁願いたいと思います。

先ほど言いましたように、市民の方々全員とは言いませんが、なるほど、30年度は市長査定、最終査定まで進んで、ここまで予算をつけた事業だなと思えるようにしていただきたいので、最終、市長の答弁を求めて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えさせていただきます。

予算編成ということですが、特に合併の算定がえが始まりまして、非常に、先ほども御説明申し上げましたように、基金の取り崩し、決算の上でもはっきり取り崩しが始まっています。

今から12年か3年前、私が総務部長に就任させていただいたときに、まず、一番最初に何を行ったかといいますと、10年間の財政見直しをつくってもらいました。そういうのは初めて試みだったんですが、そうしますと、合併して10年たってから5年間、山県市の場合は6年ですが、その6年前と比較で、単年度で11億円近い交付税が減るということで、その状況でいきますと、とても10年間もたないという財政、担当課がつくった、そういった指標が出てきましたので、その年から私は、それまで部長が予算査定はしていませんでしたけれども、2年間、私が予算査定をしまして、毎年出てくる成果説明書には最終の項目でずーっとマイナスが続いておりまして、4億数千万円、2年間で8億、9億円ほどの予算の削減をしたという意識がございましたし、そしてまた、人件費なんかでも大きく削減したわけですが、私は就任させていただいて、大体3億円の人件費を削減させていただきました。

1つは、今の機構改革です。部長制度を廃止して、そのことによって現場の職員を減らすことなく、いわゆるこういったピラミッドのこの1段を、一番上を1つなくしたわけですが、それだけでも1億円ほどございまして、今のこれから、30年度という御質問でございますけれども、この減っていく最終年度は今の29、30年度決算によりまして、今の交付税が落ちついてくるといいますか、そういった状況になりますので、そういったことも見据えながら、ここ一、二年の予算編成をしていかなければならないと思っています。

そうした中でも、先ほどから課長が申し上げておりますように、しっかりとした未来に対する投資、その投資の効果もございまして、例えば課の設置も、今のまちづくり・

企業支援課をつくったことによって、従来ですと来ていただけないような今の高富の武士ヶ洞、ああいった企業誘致にも成功したと思います。

これは要因としましては、ああいった専属の担当者を置いて、常にいろんな問い合わせがあった場合には、常にそういった話をする。ああいった企業誘致の場所も数カ所選定をいたしまして、そして、制度として地権者の皆さんにお話をして、企業誘致が成功したら、契約額の1%なんですね。今、補助金を出させていただくという制度も三、四年前からつくりまして、その2つがマッチングしまして、ああいった状況になったと思います。

今も美山地域で1町歩強の今の企業誘致でお話をさせていただいておりますし、そうしてまた、きのうもちょっと現場を見てきましたが、東深瀬地内におきましても、1町歩近い、新たに今、土地のお話をさせていただいておるといようなこともございます。

先ほどインフラ整備が非常に目立つということですが、当然、目立ってきますし、そういったことが、固定資産税がふえたり働く場所がふえることによって、少しでも人口減少に歯どめをかけていくということが今大切なこととございまして、そのここ二、三年、体制と予算を、そういった点につきましても予算をつけさせていただいておるわけでございます。

そんな観点から要望をとということですが、要望につきましては非常に幅広い要望がございまして、ソフトもハードも、制度的なこともございましたけれども、十分、皆さんの御要望として、そしてまた市民の皆さんの御要望やらそういったところをトータルに勘案しまして、非常に厳しい財政状況であります。未来に向かっていく投資的な経費を可能な限りふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位2番 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） それでは、議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨年もしじめ問題の取り組みについて質問をしましたが、その後の取り組みの成果を期待しながら、学校教育課長に伺います。

子育て日本一を掲げる山口市も、このいじめ問題は避けては通れない究極の問題です。

先月には、中電興業岐阜営業所とテルウェル西日本東海支店の広告会社2社との間で、市内の電柱にいじめ防止に対する看板設置をするという画期的な協定を結び、さらには、小中学校に標語の募集をして、779点の応募があり、選考により6点を選ぶとのことでした。

た。

啓蒙活動を盛んにするというものでしょう。みんながいじめ問題への関心と意欲を高め、いじめのない地域社会を目指すものだとも示されていました。こうした取り組みによっていじめによる被害の防止がかなうなら、本当に素晴らしいことだと思います。

以前の質問で、いじめ防止対策推進法が成立したことにあわせて、いじめの定義を広げて、積極的に取り組みを進めていくという答弁をいただきました。児童・生徒が心身の苦痛を感じているものは全てがいじめであることを明確にして、取り組みを進めていくとのことでした。的確で素早く、誠意ある対応をすること。いじめを認知した場合には、情報の共有をし、早急に対策を講じることなどを各学校に指導していくという前向きな答弁でありました。改めて、その後、取り組み後の成果を学校教育課長に尋ねます。

○議長（武藤孝成君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えをします。

初めに、山県市の小中学校の現状とその成果について報告をさせていただきます。

平成28年度の山県市の小中学校のいじめの認知件数は41件でした。出現率としましては、山県市19.6となっており、岐阜県が14.9でございますので、やや多いと言えます。また、27年度のいじめ認知件数は23件でしたので、ふえたという結果でございます。

一見、残念な結果と捉えがちですが、これはいじめの定義を広げ、今まで含めていなかったけんかなどからも、場合によっては心は痛めたり、こじれたりするかもしれないと捉え、適切な対応した事案もいじめの件数に挙げているため、この数値は成果とも言えるとも考えております。

いじめの内容ですが、文科省の示す8つの様態に当てはめると、一番多いのが冷やかしかからかい、悪口や文句、嫌なことを言われる、言われたような気がする等が全体の61%、次いで、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりするなどが12%、3番目に、パソコンや携帯電話で誹謗、中傷や嫌なことをされるが10%となっております。これは中学校では2番目に多い様態となっております。

いじめの解消については、41件中40件は年度内に解消しております。1件については、年度をまたいでの解消となりました。いじめの解消の定義が、その後、3カ月間、その様態がないこととしておりますので、年度をまたぐ場合もございます。また、その間、関係者への見届けについても心を配っております。

さて、学校の取り組みについてですが、山県市におけるいじめの防止等のための基本的な方針を受け、いじめは、人間として絶対に許されないことであるや、いじめは、どんな学校でも、どの子にも起こり得ることを基本認識とした学校のいじめ防止基本方針

を掲げ、全校体制でいじめ問題に取り組んでおります。

この学校のいじめ防止基本方針ですが、国や県の方針を受け、さらに、いじめに対する認識やいじめ防止のための取り組みの拡大などを盛り込んだ市の方針を本年度改定し、さらなる見直しを図っております。

いじめ対策として、大きく3点の取り組みを進めております。

1点目は、「未然防止のための取組」です。

いじめは絶対許さない、先生や周りの大人は君たちを守り抜くというメッセージを、機会を捉えて子供たちに伝えております。学校では始業式等で校長から学校の覚悟として、学級では担任から、さらに、教育委員会も子供たちにその思いを伝えております。

また、「分かる授業・心の教育」を全教育活動で推し進め、魅力ある学校づくりや学級づくりに努めております。「規律、学力、自己有用感」を合い言葉に、授業や学校生活、そのほかの教育活動を進め、確かな基盤づくり、自信や誇りが持てる人間性の育成を進めております。生命や人権を大切に活動や指導の充実も図っております。

最近では、インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策として、児童会、生徒会やPTA、地域などが中心となった情報モラル教育の研修を定期的に実施しております。

2点目は、「いじめの早期発見・早期対応のための取組」です。

どの学校でも名称はさまざまですが、いじめに関するアンケートを定期的に行い、早期発見や情報収集に努めております。また、子供や保護者に向けた教育相談日を定期的に設定しております。

このとき、大切にしていきたいのは、誰にでも相談できるようにするや、相談内容によって適切な者が対応するなど、いじめの問題だけに限らず、子供や保護者に開かれた教育相談体制を構築するよう働きかけております。

各学校では、いじめ未然防止・対策委員会を法に基づき設置し、年間計画や対応マニュアルを毎年見直し、いじめの事実が確認された際も保護者や関係機関と連携し、早期に適切な対応ができるように作成しております。また、そのことについて職員研修も行っております。

3点目は、「いじめ問題発生時の対応」です。

いじめの事実を認識した場合、即、いじめ対策委員会を管理職が招集します。

危機管理事案は、「さしすせそ」が合い言葉となっております。「さ」、最悪を想定して、「し」、慎重に指揮系統を明確にし、「す」、素早く、「せ」、誠意を持って、「そ」、組織で対応することを全職員が認識しております。

また、当事者などへの指導はもちろんですが、再発防止への時間をかけた見届け支援や、カウンセリング指導による健全な発達支援などを丁寧に行っています。

また、早期対応につながる体制づくりと関係づくりを大切にしております。ためらうことなく助言を仰ぐことを連携の基本として、問題があったときに適切に機能するよう、連携の日常化に努めております。

例えば、学校と教育委員会との関係では、学校のさまざまな課題に対して、助言はもちろん、その前段階で一緒になって考えるという姿勢を大切にしております。さらに、関係機関との連携についても、学校とともに動くことに努めております。

このような取り組みを通して、問題への早期対応の体制が確かなものになり、それを機能させる関係もつくられていくと考えております。

このように、いじめは絶対許さない、子供たちを守り抜くという確固たる思いで、真摯にかつ丁寧に子供たちを支えていくことを今後も心していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 再質問に入らせていただきます。

ただいま、学校教育課長からるる御説明がありました。41件の発見があったというのは、前年度に比べて多くなったというんですけれども、全体からすると、41件というのは余りにも少ないのではないかなというふうに、自分は勝手にそんなふう感じておりますが、今、いろいろ述べられて、さしすせそまで教えていただきましたが、そういう型どおりのことだけで解決できない問題もたくさんありますので、今後、取り組みをさらに一層強めていただきたいと、こんなふうに思っています。

それで、さらに教育長にお尋ねしますが、いじめという問題は、児童・生徒など子供にのみ起き得るものではありません。私などはこの年になってもいまだにいじめに遭っている1人ですが、いじめといっても多種多様な条件が混在しております。判断が著しい場合もあります。どんな内容であれ、子供たちが強くたくましく生きていくために何がしてあげられるか、どういう手助けができるかを地域社会が見守る必要があると思います。

昨今特有のSNSなどが台頭してきました。激化するスマホによるいじめ問題も見逃せません。見えないところで起きる問題は、誰もが危惧する集団いじめです。一度狙われたらとことん追い詰められる、陰湿きわまりない、罵詈雑言の世界へ引きずられるとのことです。大人世界も、防止策のためなら何でも試みる前向きな一手が必要不可欠です。

他市での取り組みについてのぞいてみますと、生徒たちには学校生活についてのアンケート、家庭には保護者用のアンケートが、月に一度の割で生徒に配布されています。ちょっとした変化にも対応できるというもくろみと考えられます。

内容としては、アンケートの内容ですが、学校は楽しいですか、友達と仲よくしていますか、挨拶はできますかなどなど、10から12程度の簡易な質問です。また、保護者には保護者用の質問事項も配布されます。有識者によれば、こうした繰り返しの文章のやりとりで、ささいな違いがSOSの発信だと気づくことも多くあるとのことでした。

いじめ問題は、生徒間に限らず、生徒と生徒、先生と生徒などなど、多種多様の構成があります。

そこで、啓蒙活動の一環として、学校内でのカメラによる可視化を試みてはどうですか。いじめ問題が起きるのは、おおよそ学校内だという統計もあります。学校内の可視化導入には大きな費用もかかりませんし、それこそ、先ほどの啓発にはもってこいだと思われま。何はともあれ、未然に防ぐことが悲劇を起こさぬ一手だと考えます。

さらには、可視化の設置によって、教育現場の方たちの過度な残業などの実情が把握できるのではないのでしょうか。聞くところによれば、月間の職員の方たちの残業時間は、規定の数値をはるかに超えている、昼休みもろくにとれていないという嘆きの声も聞こえてきます。政府の進める働き方改革とは大きくかけ離れているように思われます。

また、以前も提案しましたが、ドローンによる登下校時の監視カメラ導入も考えてみてはいかがでしょうかと思います。時折、不審車両の忍び寄ることもあるやに聞いています。現在、地域の方に御尽力いただいている見守り隊の方々と連携で、児童の安全が効率よく確保されることと思います。安全・安心のまちづくりに大きな役割を果たすと思います。

可視化の導入には、プライバシーの侵害や秘密の漏えいなどなど言われるかもしれませんが、今や大手の会社に電話をかけても録音はもとより、個別の聞き取りを初め、法曹界においてはカメラによる可視化が進められています。いじめ防止対策の一環として、試行してみる価値は十分あると思います。

ありとあらゆる方法を探り、いじめを初め多くの改善に努めていただきたい。

そこで、その点について取り組みを教育長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問にお答えします。

初めに、議員の御指摘にございました、先日、いじめのない明るい地域社会標語看板の設置に関する協定を山口市と中電興業、テルウェルと締結し、標語が今後、市内の電柱に掲載されることとなります。標語はどれも、いじめのない温かい社会を願い、誰も

がその実現のために当事者意識を持ってつくり上げていこうという内容でした。

いじめは、いじめられる側、いじめる側だけの問題とだけ捉えるのではなく、子供も大人一人一人もいじめのない社会実現のために一役を担っているという意識の醸成と、その行動が発生を防いだりすることにつながると考えております。急な取り組みにもかかわらず、学校から、いじめについて周りにはいる者がどうあるべきかを考えるいいきっかけになったという声が聞けたのも、この取り組みの成果だったと思っています。

さて、いじめ防止の啓発活動の1つとして、学校内でのカメラの可視化についてお答えをします。

御質問の趣旨としましては、ほとんどのいじめが、さまざまな態様を示しながら、学校内で起きていることに対して、それを早期に発見する、気づくための1つの方法としてのカメラによる可視化という御提案だったと理解しております。

このいじめという問題における可視化は、どれだけたくさんの目が子供たちの様子を見守っているかということに尽きると思います。言葉をかえれば、学校の中に自分を見守ってくれる多くの目があるという環境をつくり上げていくこととなります。子供たちを多くの目で見守りましょうという呼びかけは地域に対してはよく耳にしますが、議員の御指摘のように、学校にも、学校にこそ、必要だと考えております。

いじめ問題に係る見守る目で、まず、大切なのは、いじめは絶対許さない、君たちを守り抜くという教師の気概に満ちた見守る目です。担任だけでなく、学校にいる教職員の誰もが自分を見守ってくれていると実感できるようにしていくことが必要だと思っております。

次に、多くの子供たちの正義と共感という見守る目を育てることが大切だと思っております。

先ほどのいじめのない明るい地域社会標語看板の標語は、いじめ等、よくない状況に対して自分はどうあるべきか、どう声をかけるべきかという内容ばかりでした。人の心の痛みに共感し、正しい判断と行動ができる目が学校全体にできること、それこそ、いじめのない学校生活につながると考えます。

そのために、各学校では、人権集会等さまざまな取り組みを開催し、人権意識の高揚とよりよい人間関係づくりを通して、仲間や自分を大切にしようとする心情を育てる教育活動を進めています。

問題のカメラによる可視化ではありませんが、議員御指摘の見守る目の充実に努めるよう、各学校に働きかけてまいります。

大きく2点目の、ありとあらゆる方法を探り、いじめを初め、多くの改善に努めよという御指摘についてお答えをします。

これまでも、いじめ問題を初めさまざまな問題に対して、いろいろな方法、手段を探りながら、各学校は問題に取り組んできました。ここに、今までにない方法、手段を加えられるように働きかけていきたいと考えています。

その1つに、アセスという取り組みがあります。

アセスとは、学校環境適応感尺度と略されるもので、児童・生徒の理解と支援のためのアンケートです。特徴の1つに、子供自身の主観的な適応感、とりわけ、SOSのサインを出している子のピックアップに敏感であるということが特徴となっております。

これは問題を抱えて苦悩している児童・生徒に対して、今までは、どちらかという教師の経験と勘をもとにした見立てを行い、支援方法を考えていましたが、アセスを使うことによって、経験と勘だけに頼らず、客観的な情報収集をして見立てることで、効果的な支援の方法を考えることができるわけです。

このアセスを導入することで、担任が子供たちの学校環境適応、その感覚を理解し、学級経営や個々の子供たちへの支援のあり方がより明確になってまいります。このアセスの取り組みも、有効な1つの目ではないかと考えます。

また、少し話はそれますが、学級担任の抱える困り感の大きなものが、子供たちの抱える問題に対する適切な支援がなかなか見つからないということもあります。そういう意味で、このアセスによって適切な支援が明確になってくることで、担任のこの困り感にも対応できるかと思っています。

また、教育相談体制の充実という点で、学校外で登校への支援をする適応指導教室コスモスというものを、山口市では教育センターに開設してきました。これを視点を変えて、必要に応じて、高富地域と伊自良地域にも分室という形で開設できるようにしました。早々、高富分室が稼働する運びとなっております。

さらに、スマートフォン等のネット上のいじめ等の問題に対して、PTA役員が指導者となって、保護者に啓発していこうという動きが始まっています。

このように、今までにない取り組みに対して、学校、教育委員会として協力、支援していくことも必要かと考えています。このように、新しい取り組み、既存の取り組みの改善、そして、さらに新しい取り組みへの支援等、いじめなどの問題の解決に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 今、教育長から答弁をいただきましたが、今の答弁の中にあつたように、とにもかくにも見守る目が実感できるようにしてあげないと、子供たちの行き

場がないということですので、いろいろ取り組んでいらっしゃるということはよく今伺いましたので、これからも活躍していただきたいんですが、我々も地域のことでしかできるだけの努力はしますが、また、こぞって、こういう我々のような議会のほうにも、協力体制を整えて、一緒に子供たちの見守りに頑張っていきたいと、こんなふうに思っていますので、鋭意御努力いただきますようお願いして、質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時20分より再開いたします。

午前11時05分休憩

午前11時20分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 通告順位に従い、議長の許可をいただきましたので、選挙の投票率の向上について質問させていただきます。

さきの衆議院議員選挙の山州市の投票率は、前回の49.37%から6.57%上がり55.94%でしたが、岐阜県全体の平均56.57%を下回る結果でした。岐阜県全体の10代の投票率が41.93%、山州市の10代の投票率は41.33%で、こちらも県の平均を下回る結果です。

私の所属している山県新生クラブでは、投票率を少しでも上げるために、期日前投票の声かけと投票済証明書を集めました。投票済証明書を集めるのに意味がないと言われた方もいますが、私は、投票済証明書を集めることにより、もしかかもしれませんが、確実に投票率は上がると思っています。

ただ投票に行ってください、期日前投票に行ってくださいとお願いしても、疑うわけではございませんが、空返事で、投票に行ってくれない可能性があります。しかし、投票済証明書を集めているので、もってきて、私にくださいとお願いすれば、投票に行かなければなりません。実際に、行くつもりがない方が行ってくれました。

ちなみに、私の住んでいる地区は、17投票所のうち、投票率、期日前投票率ともに、2番ではだめですがではございませんでしたが、2番というよい投票率でした。このような地道な声かけは必要だと思っています。

そこで、これまで投票率を上げるため、投票に行ってもらうために、どのようなことをしてきたのか。今回の結果を受けて、今後、どのようにして投票率を上げるお考えなのか、総務課長にお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えします。

最初に、選挙期間中の啓発活動につきまして、さきの衆議院議員総選挙を例に御説明申し上げます。

まず、選挙期日や投票所などを記載した啓発チラシを作成し、市広報紙とあわせて全戸に配布するとともに、同じ内容を市公式サイトにも掲載し、広報に努めました。

また、期日前投票開始日の翌日には、市選挙管理委員会委員と市職員に加え、山県高校のMSリーダーズにも御参加いただきまして、市内のスーパーマーケットにおいて投票の呼びかけを行いました。

期日前投票開始日から投票日までの間におきましては、期日前投票の開始や、支所、臨時投票所における期日前投票の開始などを防災行政無線によりお知らせしたほか、広報車により市内を巡回して、投票の呼びかけを行いました。

次に、平常時の啓発活動について御説明申し上げます。

市では、選挙で実際に使用している備品を市内の学校における児童会や生徒会等の選挙で利用してもらうことにより、若い世代が選挙をより身近に感じ、関心を深めていただくことを目的として、平成26年に山県市選挙備品貸出要綱を制定したところでございます。

この要綱の制定後、毎年、伊自良中学校では、生徒会選挙に御活用いただいているほか、平成27年度には、山県高校で選挙の模擬投票に御活用いただいております。また、ことしは山県高校から選挙に関する出前講座の御依頼があり、11月8日に同校の3年生を対象に、選挙制度の説明や選挙備品を活用した模擬投票、模擬開票を実施しまして、生徒からは、投票の練習ができてよかった、本番の選挙では期日前投票も利用したいといった御意見をいただきました。

なお、ことし1月に執行をされました岐阜県知事選挙では、新たに選挙権を得た18歳の方の投票機会をふやすため、山県高校に期日前投票所を設置しました。さきの衆議院議員総選挙では、学校行事により投票所とする場所が確保できませんでしたが、10代の投票率向上のため、今後も山県高校には期日前投票所設置の協力をお願いする予定でございます。

投票率の向上は容易ではなく、限られた時間や予算、人員ではございますが、今後も地道な啓発活動を継続し、投票率の向上に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） さきにも述べましたが、投票率を上げるには、やはり期日前投票

に力を入れるべきだと思っています。投票日当日に急に用事ができたり、天候次第では行くのが面倒なので、行かない方がいるのではないのでしょうか。

期日前投票も以前に比べ、当日投票に行けない理由が緩和され、年々、期日前投票をされる方がふえています。しかし、市民の方に言われるのは、気軽に行ける場所に期日前投票所を設けてほしいと言われます。公民館、利用者の多い市内スーパーマーケットに期日前投票所を設けてはいただけないのでしょうか。

そして、よく言われるのが、市役所の期日前投票所がなぜ2階なのか聞かれることがあります。高齢者や体の不自由な方は、たとえエレベーターがあってもつらいものです。そして、健康な方でも、2階に上がるのが面倒だと言われる方もいます。1階の玄関付近に設置することにより、1階から3階の利用者の目にもとまりますし、ついでに利用者が、期日前投票をする気がなかった方でも、期日前投票に行ってくれる可能性があります。

また、商工会や各種団体と連携して、期日前投票済証明書を持っていけば割引、サービスなどが受けられる、選挙割を実施してはいかがでしょうか。政治に興味を持ってもらえ、売り上げの向上や地元の商店の利用客の増加につながると思います。

そこで、限られた予算や人員はあると思いますが、期日前投票所を公民館、スーパーマーケットなど、もう少しふやしてはいただけないか。市役所の期日前投票所を2階ではなく、1階ロビーに設置してはいただけないか。商工会や各種団体と連携して、選挙割を実施してはどうか。以上の3点を再質問いたします。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、期日前投票の充実は、投票率向上のために重要な方策の1つであると考えております。さきの衆議院議員総選挙におきましても、本市の投票者数は1万3,045人で投票率は55.92%でしたが、期日前投票の投票者数は6,092人、投票率は26.12%で、投票者数の約半数弱の方が期日前投票を御利用いただきました。

議員御指摘の1つ目の公民館やスーパーマーケットへの投票所の設置につきましては、投票率向上のための効果的な手段の1つではございますが、二重投票の防止などの対策のため、期日前投票所に設置する受付システムと本庁総務課に設置するホストコンピューターを接続させる必要がございます。受付システム用のパソコン購入費に加え、期日前投票所と本庁総務課との接続費などが必要となります。また、限られた職員数の中、配置する職員の確保も必要となりますので、ほかの自治体の状況や費用対効果などを考慮しつつ、検討してまいりたいと思います。

2つ目の市役所1階での投票所設置につきましては、期日前投票制度が定着し、選挙を重ねるたびに期日前投票者が増加していることに加え、さきの衆議院議員総選挙では交付する投票用紙が3枚ありましたので、総務課前に設置した投票所では混雑する時間帯もございました。

本来は、相当程度の面積を確保でき、1階にある会議室を投票所とし、専任の職員を配置することが理想ではございますが、現状では難しく、1階ロビーへの投票所の設置も、総務課職員が通常業務と兼業している期日前投票事務を担当する選任職員の確保や、投票の様子がのぞかれない配置、受付システム用のパソコンの設置などの課題がございます。

しかしながら、さきの衆議院議員総選挙のように投票用紙が複数あるなど、混雑が前もって予想されるような場合につきましては、投票をスムーズに行っていただくために必要な措置としまして、1階ロビーへの投票所の設置についても検討してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の、いわゆる投票済証明書を利用した選挙割についてでございますが、投票済証明書は公職選挙法やその他法例などにより規定されているものではございません。公式な公表資料はないと思われませんが、投票済証明書に関する各都道府県の考え方は異なっておりまして、岐阜県のように全市町村で発行している県がある一方で、全市町村で発行していない県もあると聞いております。また、選挙割につきましては、所在市区町村の投票済証明書の提示により、商店街が自主的に商品等の割引を行っているものや、どの市区町村の投票済証明書でも商品等の割引を行う事業者があることは存じております。

しかしながら、本来、投票は個人の自由意思によってなされるべきであり、投票に行かなかったことを理由に不利益を受けることがあってはならないこと、利害誘導などに利用されるおそれもあることなどから、例えば、割引した代金を補助金で補填するようなことなどは、市として行うべきではないと考えておりますが、仮に商工会や商店街、個人商店などから御提案等をいただくようになった場合は、県の選挙管理委員会事務局に相談した上で検討させていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） いずれも検討という回答で少し残念ですが、限られた予算や人員はあると思いますが、次の選挙ではぜひ実施していただくことを強く望みます。

そして、次の選挙では、山口市の投票率が最低でも岐阜県の平均値を上回ること、市

民の皆様方が政治にもっと関心を持っていただけることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で古川雅一君の一般質問を終わります。

通告順位4番 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い、以下2点について一般質問をいたします。

まず、第1点目、続発する会計検査での指摘による国庫補助金返還に対する市行政の再発防止の取り組み方針についてお伺いいたします。

平成21年度の高富中央公民館耐震工事において、建築物耐震工事で国庫補助対象外の空調設備工事を施工したことについて会計検査から指摘を受け、本市は国に補助金を返還したところであります。

また、平成22年度会計検査では、21年度の国民健康保険の療養給付費負担金から医療費給付費を控除していなかったと会計検査院から指摘され、本市は積算の過大分の国庫負担金207万円を返還しました。

そして、今回、28年度会計検査では、またしても平成21年度と同様の国民健康保険の療養給付費負担金から高額療養費の一部を減額修正しなかったとして、平成23年度から平成27年度の5カ年間分の過大積算を指摘され、国庫補助金619万円余を本市は国に返還することとなりました。

この事案については、そのほか県下では、大垣市が23、24年度分の406万円余、土岐市は26、27年度分の338万円余の国庫補助金返還となっています。

本市では、23年度から27年度と、これらの2市と比べても積算過大として指摘されたものが長期にわたる上、返還金も619万円余と最も多いものとなっています。このように、本市はたびたび会計検査で指摘を受け、補助金返還を繰り返しているという不名誉な不祥事が続いて発生するのでしょうか。

国の会計検査院による会計検査は、複数年度にわたる国の補助金に係る市執行業務のごく一部を抽出された検査であります。したがって、会計検査で不当な補助金支出を指摘されたことは、事業執行関係者に極めて重大な責任を問われたこととなります。

市民からは、一部の会計検査で不当な支出が指摘されたことは、市全般業務について本当に正確に執行されているのかとの疑念も抱かせるおそれがあるものであります。実際、24年度には、西深瀬地区における下水道工事に伴う市道の舗装復旧工事では設計より薄いアスファルト舗装が施行され、舗装工事のやり直しという事案も発生したところ です。

したがって、会計検査で不当と指摘された事案について、その発生の原因を徹底的に追及しなくてはなりません。担当職員の業務遂行能力の不足、また、配置職員の数の不足、職場内でのチェック体制の不足、上司の指導力の不足など、また、業務に関する講習、研修の不足など、さまざまな要因が潜んでいるのではないかと考えます。

このような会計検査の指摘、国庫補助金返還という不祥事の再発防止について、市長、副市長などの幹部はもちろん、市職員を含めた組織全員で徹底的に議論し、再発防止の対策に真剣に取り組まなければなりません。

例えば、次のような対策が私は考えられると思います。

優秀な管理監督者による指導。職員の資質向上に向けた職場内研修。業務の円滑な遂行のための外部講習会、研修会への初任者職員の受講。経験豊富な職員の職場配置など、人事異動、人事配置での考慮。会計検査情報等の情報の収集など、さまざまな対策が考えられます。何より、管理監督者の責任は追及されねばなりません。

そこで、業務全般を統括されております宇野副市長について、以下、お尋ねをいたします。

まず、第1点目が、今回の管理監督者の責任について、2番目に、続発する会計検査指摘を受ける原因について、3番目に、会計検査指摘事業の再発防止対策について、その所見を伺います。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷議員の御質問にお答えします。

順序は少々変わるかもしれませんが、まず、会計検査院の指摘する返還が発生する要因についてでございましたが、国民健康保険制度自体が非常に複雑であり、財政調整交付金や療養給付費負担金の申請が医療費給付費から繰入金や減額調整分などに相当する額を控除しなければならない制度となっていることがまず、考えられます。このような中で、担当職員が1つを見落としたというような原因で、今回の事例が発生しているようでございます。

なお、国民健康保険の会計検査は、2年に1回程度の割合で、調整交付金や医療給付費負担金について重点的な検査分野を定め、実地検査が実施をされているところでございます。

今回の療養給付費負担金では、負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の減額調整をしているかが検査され、本市のほかにも、御指摘のとおり、県内で2市が同様の理由で指摘を受けたところでございます。

平成22年度の返還につきましては、同じ療養給付費負担金ではありますが、返還理由

としましては、退職被保険者と一般被保険者との間の振替について積算誤りがあったもので、今回の高額療養費の減額調整とは少々異なっていると認識をしております。

これらの案件につきましては、算定の際の誤りがあり、不正ではありませんので、還付加算金は請求されておられません。

また、管理監督者責任につきましては、山口市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例などにに基づき、私が委員長を務める山口市懲戒審査会に諮り、処分するものですが、懲戒処分に関する基準に該当するような非違行為はなく、平成28年、29年度は適切に管理をされておりますので、処分は該当しないものと考えております。ゆえに、監督者責任もないものと考えたところでございます。

なお、再発防止につきましては、会計検査院で指摘された点については直ちに修正を行いました。申請時には記載要領を熟読し、再度チェックを行うようにいたしております。また、職場内外の研修の参加や人事異動、人事の配置等を適正に行いまして職員の資質向上に努め、今後、このような案件が発生しないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 再質問をさせていただきます。

先ほど副市長のほうからは、国民健康保険制度が複雑であるということで、今回、会計検査院で指摘されることとなりましたという回答であったと思います。

だからこそ、この業務を担当する職員については、やはり経験豊富な職員を配置できるように、人事異動などでは特別の配慮が必要かと思えます。特に、人事異動を総括されます副市長等の上層部の責任は極めて私は重いということ、まず、指摘させていただきたいと思えます。

そこで、質問ですけれども、人事異動についてどのような具体的な配慮をされて、再発防止に努められるのでしょうか。この点についてお伺いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷議員の再質問にお答えいたします。

人事異動につきましては、原則、やはり長期にわたって一部署を担当しますと、議員御指摘の反対の面も、実は出るわけでございます。今回も、これ、ずっと以前から、どうも続いていたということで、返還は5年間さかのぼっての返還であるように、どうしても長期に1人の人が、または2人の人が担当しますと、いろんな見落としもございませぬ。

それで、山口市におきましては、原則、5年をもって人事異動。中には、できれば3

年が理想的なんです、なかなか次の仕事を熟知するまでに時間がかかるということで、長くても5年というような目安で人事異動を行っています。

また、熟知というのも当然必要でございますので、できるだけ2つの課とか3つの課の中で5年ごとに回るというようなことを、特に人事担当者に対してはお願いをしているところでございます。

何分にも私のほう、200人ちょっとの一般職でこれだけの業務を行っている以上、なかなか法律全てを熟知して事務を行うというのは非常に難しい問題もございます。当然、前任者から引き継いで実施をするというようなこともございますが、やはり去年、指示をしたところでございますが、まず、自分の仕事はどのような法律に基づいて、または条例に基づいてするのかを再度確認してから仕事に入ってくれと、このような点もさらに徹底をしていきたいと考えております。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 長期でも5年ぐらいで異動させられるということですがけれども、経験豊富な方と必ずラッピングして、そこでまた要領を体得してもらえるように、またお願いしたいと思います。

では、次に、2点目の質問に参ります。

2点目は、高富本町通りなどの倒壊寸前の危険な空き家対策についてお伺いをいたします。

高富本町通りの中心部の交差点付近に4軒ほどの、屋根瓦が崩落し、道路側の壁も崩れた倒壊寸前の空き家が棟続きであります。この数軒の空き家は、北側で高富小学校が指定する通学路に面しております。この通学路を毎朝多くの児童・生徒が通っております。また、東側は高富本町通りの中心部を南北に通過する幹線道路に面していることから、朝夕を初め、多くの自動車が走行をしています。

現状でも、自動車に瓦などが落下し、市が損害賠償を求められるおそれも極めて高いこと、また、通学する多くの児童・生徒の人身事故発生のおそれも極めて高い事案と、私は考えております。

まして、東海・東南海地震の発生などが危惧される現在、地震時のことを考えますと、一刻も早く危険建築物の撤去を始めるべきと考えます。放置危険空き家に関する事故が発生してから対策をとるといった行政の怠慢は許されません。

地域では、通学する児童・生徒の交通安全を図るため、児童の両親等で構成する見守り隊によるボランティア活動が毎朝実施されています。これらの方々を初め、多くの市民からも危険家屋、空き家の早期撤去の要望が上がっています。

これまでも多くの市議会議員が空き家対策について一般質問をしています。24年第3回定例会、27年の第2回定例会でも一般質問で、この本町通りの空き家の早期撤去等が取り上げられました。

その間、国では、平成27年5月には空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。そこでは特定空家の指定、特定空家の撤去の代執行、住宅に関する税軽減措置の廃止等が規定されたところでございます。

空家対策特別措置法施行後、私自身も平成28年8月の第3回定例会一般質問で、早期の空き家対策をとるよう発言いたしました。29年6月定例会でも、他議員から空き家対策の一般質問が行われたところでございます。

これらの一般質問に対する市執行部の回答は、地域住民に悪影響を及ぼす危険家屋の解消に向け、家屋所有者に適正な管理をするよう自主的な措置を働きかける。調査では、空き家1,081軒の外観状況を確認した。危険家屋は80軒を確認した。現在は当該建築物の保全状況を調査中である。空き家利活用計画は策定中とし、撤去を勧告できる特定空家の指定に向け調査中であると、それぞれ回答しているところでございます。

しかしながら、今日に至るまでこれら数軒の空き家の現状に、ここ数十年間、何らの改善への変化の兆しは見ておりません。地域の市民の不安は増すばかりです。

そこで、長野まちづくり・企業支援課長に、第1点目、これら危険家屋空き家について、その所有者にこれまでどのような働きかけがなされてきているのか。2点目として、所有者に今後どのような働きかけをしていくのかについて、その方針についてお伺いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

平成28年3月に行いました空き家の調査結果において、大規模な改修もしくは除却が必要と判断した空き家は80軒でございました。この調査は利活用の促進を図る目的での調査であり、80軒の全てが直ちに危険であると判断したものではございません。この調査結果をもとに、周囲の道路や周辺家屋の状況から38軒が緊急性が高いとして、所有者に書面で注意喚起を行っております。一定期間を経ても連絡等のない場合には、再度書面を送ることや、電話、または直接訪問して話をしております。また、調査終了時点から本年10月までに、80軒のうち8軒が除却されております。

高富本町通りには老朽化が進む空き家も多く、瓦等が道路へ崩落する事案も最近ございました。すぐに所有者に連絡するとともに、通行者への注意を促すための措置を行い、通報者である自治会長と善後策について協議しました。

空き家が放置される原因として、相続が行われておらず、所有者の特定に時間がかかる。土地所有者と建物の所有者が異なり、権利関係が複雑である。経済的な理由から管理まで手が及ばないなど、さまざまな原因があることがわかってまいりました。

しかしながら、御指摘のとおり、空き家が危険な状況に陥る前に、本市としてもできる限り早急に解消していきたいと思っておりますので、法的な対応などあらゆる手段を講じて、今後も粘り強く所有者へ働きかけてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 倒壊しそうな危険な家屋が38軒ということで、数が当初答えられた80軒とは随分内容の差異はあると思いますけれども、ひとまずほっとしたところですけど、今後とも、所有者にはやはり適宜、なかなか連絡がとりにくいかと思っておりますけれども、しっかり管理をしていただくよう、引き続きの働きかけをお願いしたいというふうに思います。

そこで、再質問ですけれども、空き家利活用を含む空き家対策計画、県内ではもう既に策定済みのところがあると思っておりますけれども、山県市ではいつこの空き家対策計画が策定されるのか、その見通しをお聞きするとともに、危険家屋をいつ特定空家に指定できるようになるのか、その見通しについてもあわせてお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再質問にお答えいたします。

対策計画と特定空家の指定についてのお尋ねがございました。

周囲に悪影響を及ぼす空き家について、その対応について大変苦慮しているところでございます。議員御指摘のとおり、所有者の特定などが大変難しく、また、住所すらわからない空き家についてもございます。こうした中で、特定空家の指定につきましては、この対策計画の中でその方針を決めていくところでございます。

ただし、特定空家とすべきときには、事前にその情報を所有者と協議して、まずは所有者みずからが対応していただくのが本意でございます。先ほども申し上げましたように、相続などがされず、所有者権が多岐にわたるなど、これを同時に調査を進めているところでございます。38軒の中にもまだまだ全てが所有者が特定されたものではなく、これを同時に進めながら、対策計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

現在、対策計画の原案を作成いたしましたところで、危険な空き家が一軒でも解消できますように、近いうちに対策の計画を作成してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 対策計画もかなり作業が進んでいるということも聞きました。

ともかく目的は本当に危険な家屋が連担しているこの地域でございまして、一番中心部ということで、しかも通学道路ということでございますので、早期撤去に向けて、市長を初め幹部の方も早急な取り組みがなされ、一刻も早く市民の方が安心して住めるように御配慮を要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時より再開いたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を2件させていただきます。

1件目は、生活困窮者自立支援制度についてお伺いします。

日本では、1990年代以降、バブル経済の崩壊などから景気低迷が続き、非正規雇用の増大など、雇用を取り巻く環境が一層厳しくなっています。安定した雇用の減少や勤労世代の所得の低下が進み、社会保険などのセーフティーネットの機能も低下。安定した経済基盤や職業キャリアを築くことができず、生活に困窮していく人々が増加していくと推測されています。こうした状況から、2013年12月、生活困窮者自立支援法が成立し、2015年4月から全国で制度が実施されることとなりました。

一般的に、社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティーネットは第1のセーフティーネット、生活保護は第3のセーフティーネット、その間の仕組みは第2のセーフティーネットと呼ばれています。

生活困窮者自立支援制度は、第2のセーフティーネットを手厚くするもの、就労にかかわる課題や心身の不調、家計や家族の問題など、生活困窮者の課題を広く受けとめ、生活保護受給に至る前の段階で支援を行う制度となっています。

その内容は、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業など、一人一人の状況に合わせた支援が行われます。

制度が始まってからこれまでの山県市の支援の内容をお尋ねいたします。きょうは福祉課長がお休みということで、副市長、お願いします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

平成27年4月からスタートしました生活困窮者自立支援制度の現状についてでございますが、まず、支援体制は制度開始と同時に、福祉課に専門性を有する職員の相談員1名を雇用し、生活保護担当者と連携しながら、窓口相談に対応する体制をとっております。

次に、支援の内容につきましては、制度に基づく事業の枠組みとして、自立相談支援事業と住居確保給付金の2つの必須事業のほか、任意事業として4事業が位置づけられております。

山県市としましては、制度の必須事業とされる自立相談支援事業と住居確保給付金事業を実施しております。任意事業につきましては、特にそれを事業と位置づけて実施してはおりませんが、自立相談支援事業の相談を受ける中で個々の抱えている課題を把握し、就労に向けた支援、家計管理能力の向上に向けた支援等を行うなど、柔軟な対応をとっております。

これまでのこうした支援により、平成27年度には4名の方が就労に結びつき、平成28年度には家計管理の支援により1名の方の多重債務を整理することができ、家計収支の改善を図ることができました。また、今年度は11月までに13名の新規相談者があり、そのうち3名の相談者については、自立支援計画を作成し、生活困窮者状態からの脱却に向けて支援を行っているところでございます。

住居確保給付金事業につきましては、離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に給付金を支給し、安定した住居の確保を図るものでございますが、今までに該当する方はなく、支給はしてございません。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 本市の支援体制、内容の現状を御答弁いただきました。

再質問をさせていただきます。

まず、体制についてお尋ねいたします。

生活困窮者自立支援制度は、当然、生活保護の受給を制限するものではなく、必要な人は適切に生活保護につなげていくなど、最後のセーフティーネットである生活保護制度とは両輪として機能することが求められます。御答弁より、本市は専門性を有する専任の相談員の方と生活保護担当者の方とが連携して相談対応をされているとのことで、

大変心強い体制がとられていることと思います。

この制度の相談窓口は、本市のように市の直営である場合、行政内部での情報共有や相互連携が図りやすいというメリットがあるかと思えます。その一方で、行政内部は定期的な異動があるため、信頼関係を構築した相談支援員による継続的な支援が期待できない場合も考えられます。本市の相談支援員の方は専任で1名とただいま御答弁いただきましたが、その点についてはいかがでしょうか。また、1名のみでの対応で、業務の負担は大きくないでしょうか。

そして、生活困窮者は窓口に来る気力を失っていたり、ひきこもりなどで地域社会から見えにくくなっているケースもあり、みずからSOSを発することができない方もいらっしゃるかと思います。待ちの市政ばかりでなく、積極的に接点を見つけ出し、早期の支援につなげていくことも必要かと思えますが、そういったアプローチはされていますでしょうか。

次に、支援の内容についてお伺いいたします。

内容については必須事業の2つとのことでしたが、就労支援により就職に結びついた方や、家計管理の支援で改善を図ることができた方もいらっしゃるかと御答弁いただきましたので、任意事業についても柔軟な対応が行われていることと思えます。

では、任意事業の中の学習支援事業についてはいかがでしょうか。子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子供たちが将来に夢と希望を持って育っていける社会の実現を目指し、現在、国は子供の貧困対策を推進しています。

そのために必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが求められています。貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援は欠かせない事業ではないでしょうか。本市では今後、どう取り組んでいかれるのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 寺町議員の再質問にお答えをいたします。

まず、相談支援員の定期的な異動についての御質問でございますが、相談支援員は専属で雇用をして配置しておりますので、正規職員のような異動はございません。

しかし、臨時職員としての雇用となりますので、雇用契約は1年度に限られております。相談者との信頼関係は大変重要なことでございますので、継続した配置ができるように今後も努めてまいりたいと思えます。

また、1名での対応に対する業務負担についてでございますが、相談体制として生活保護担当者が相談業務をサポートし、相談時等には必ず2名体制で対応いたしております。

すので、過度な負担とはなっていないものと捉えております。

次に、早期の支援につながる積極的なアプローチはとの御質問でございますが、この点につきましては、なかなかこちらから積極的に訪問して支援していくというのは困難な状態でございます。

税務課徴収対策室や国保、介護保険、また、児童相談など、関係する部署との連携強化や情報の共有に努めながら、早期支援につなげているところでございます。また、日ごろから地域の情報収集に努め、地域の事情に深く精通されている地区の民生委員、児童委員の皆様と連携を図りながら、支援を必要とするケースの早期発見、そして早期支援に努めているところでございます。

次に、任意事業の学習支援に係る取り組みについてでございますが、本市におきましては、生活困窮者自立支援事業の枠組みの中での取り組みとしては、その対象者を限定してしまうために、対象者を限定しない実施方法等について、県や他の自治体の動向など、情報の収集に努めているところでございます。

こうした中、教育委員会においては、昨年度から伊自良南小学校で、モデル事業として学習支援事業を開始したところでございます。

今後につきましては、こうした教育委員会での取り組みとの連携を含め、学習支援の取り組みが効果的で効率的なものとなるよう、慎重に判断をしてみたいと考えております。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

支援の体制については理解いたしました。引き続き早期の発見、支援に力を注いでいただきたいと思います。

再々質問は、2点目の任意事業の学習支援についてお尋ねいたします。

本市においては、対象者を限定しない実施方法を検討されていると御答弁いただきました。教育機会の格差が将来の選択肢を狭めないように支援する学習支援は、生活困窮世帯に限らず全体の底上げとなる事業となるほうが、全ての子供たちに行き届いた支援になると私も考えます。ぜひ教育委員会の取り組みとの連携を進めていただき、山県市でも支援をより広げていただきたいと思います。

そこで、再々質問は、モデル事業として行っている学習支援の現状と今後の事業の見通しを生涯学習課長にお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） 再々質問にお答えします。

試行的に実施しております伊自良南小学校の学習支援の現状は、昨年度から3年生と4年生を対象に、パソコン室等を活用し、月に1回、放課後の45分、元教員や教員免許を有する市職員などを学習支援員として、主に算数を中心に行っております。

今後につきましては、来年度、さらに学習支援を実施する学校や回数を拡大するため、放課後子ども教室の事業として国、県の補助金の活用を図るとともに、元教員の方などに学習支援員を依頼し、市内の全小学校の3年生を中心に、各学校、週に1回、放課後の45分を学習支援として実施していく計画です。

高学年に向け、確かな学力を定着させるため、9歳の壁と言われる学年時に学習習慣を身につけさせることが大切であると捉え、担当課としましては、当該事業に必要な予算の確保に向け、努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

平成30年度当初予算編成方針についてお尋ねいたします。

現在、本市では、今、生涯学習課長もおっしゃられましたが、来年度の予算を編成するに当たり、各担当課からの予算見積もり、要求が終わり、事務査定を行っている真っ最中かと存じます。

平成30年度予算編成方針は、先ほど午前にも、石神議員のほうから質問があったかと思いますが、10月12日に企画財政課長より担当各課へと通達され、ホームページにて公表、先日行われた全員協議会でも議員に資料が配付されました。

前年も同時期に同様の質問をしておりますが、予算の編成、査定について、現段階でお聞きしたいと思います。石神議員も同様の質問をされましたが、私の観点で質問をさせていただければと思います。

来年度予算編成に当たっての基本的な考え方、方針を企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、前段階としまして、現代社会は第4次産業革命とも言われる中で、国におきましては第5世代、S o c i e t y 5.0等を推進しております。今後、社会全体の仕組みや個々の生活スタイルは激変していくものと考えられます。

そうした中では、女性、若者、高齢者、障がいや病気のある方々、その家族等の誰もが差別されることなく、意欲と能力に応じた就労や社会参加ができるような地域社会づくりを目指していきたいと考えておるところでございます。

そこで、お尋ねのありました平成30年度の予算編成に当たっての基本的な考え方、方針につきましては、現在の市の財政状況、来年度の特質事項、それと、来年度の重点的事項の3点からお答えをさせていただきます。

まず、市の財政状況でございますが、来年度も起債許可団体とはならない見込みでございますが、実質単年度収支は3年連続赤字で、その赤字幅が拡大化してきている状況にあります。

そのため、基金の取り崩しにより決算してきている状況でございますが、それは、本市の最大収入科目であります地方交付税が漸減してきていることが大きな要因でもございます。

次に、来年度の特質事項につきましては、3点ほど御説明を申し上げます。

まず、1点目は、ただいま申し上げました財政状況の中で、平成31年度には本市内で東海環状自動車道のインターチェンジの開通が目指されております。そうした中で、これを契機とした時期を逸しない積極的な施策を展開する一方で、持続可能な財政運営を維持していくため、1つの理念としまして、客観的な分析に基づいたスクラップ・アンド・ビルドの考え方を徹底していこうという考え方がまずはございます。

2つ目は、現在本市が保有している財産についてでございますが、他の多くの自治体と同様、本市も全てを更新していくことは不可能な規模となっております。そのため、本年議決いただきました公共施設等総合管理計画に基づく建築面積2割削減と施設寿命10年延長の総量目標の具現化をしていこうとする考え方でございます。

最後のもう一点ですけれども、御案内のように、本市は岐阜市と連携中枢都市圏の協定を結んでおりまして、これを生かすべく、この制度の国からの支援ですとか、スケールメリットを生かした施策を検討していこうとする考え方でございます。

最後に、来年度の重点的事項についてでございますが、基本的には、本年度の事項を踏襲した3つを掲げております。

1つ目は、包括的な子育て支援と女性の活躍でございます。

なお、本市の子育て環境は、全国でも屈指の水準であると自負できる要素は多々ございますが、このことが余り知れ渡っていない実情にもあり、こうしたことを広く正しく発信していくことも重要だと考えております。

また、国でも言われておりますが、本市内の女性の方が持っておられるポテンシャル

はとても高いものと考えておりますので、これを十分生かしていこうとする考え方でございます。

2つ目は、インターチェンジ開通を契機としたまちづくりでございます。

インターチェンジを整備するのは国の役割でございますが、これを生かしていくのはまさに地域の役割でございます。そうした意識の中で、長期的視点と短期的視点の複眼思考のもとに、さまざまな戦略的な施策を推進していこうとするものでございます。

特に、地域が元気であるためには、産業が元気でなければなりません。そのため、地域の中で取引の中心となっているハブ機能と、他地域と取引をつなげているコネクター機能を持っているような地域中核企業、これをコネクターハブ企業といいます。こうした企業や、地域経済の価値連鎖、バリューチェーンの中心的存在ともなる、これを地域未来牽引企業と国では言っておりますが、これを正しく把握し、行政との協働を推進していこうとする考え方もございます。

3つ目は、健康寿命の延伸と高齢者の活躍でございます。

健康寿命の延伸を目指す上では多様な要素がございます。食育や病気の早期発見等のための健診のほか、運動器障害による自立度低下によって介護が必要となる危険度の高い状態、ロコモティブシンドロームまたは運動器症候群といいます。こうしたものの予防も重要となってまいります。

しかし、こうしたことは基本的には各自の取り組みなのでございまして、本市としてはこれを促進していくことが必要となります。それ以外にも地域に根差した住民同士の相互信頼、相互扶助などの社会規範、住民組織等のネットワークといった社会関係資本、これをソーシャル・キャピタルといいますけれども、こうしたものの醸成も重要な視点かと考えております。

御案内のように、本市の少子化と人口減少は著しく、地域経済も絡めた負のスパイラル構造への突入が懸念されるところでございます。こうした中で、私たち職員は限られた財源の最大有効化を目指すべく、全職員が一丸となって英知を結集し、予算編成に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

まず初めに、前回の第3回定例会において人権についての一般質問で、予算編成に入る立場から課長の考えをお聞きしたところ、指定を再確認する予算編成をとお答えいた

いただきました。

ただいま御答弁いただきましたように、誰もが差別されることなく、意欲と能力に応じた就労や社会参加ができるような地域社会づくりを目指していくとの理念で来年度の予算編成に取り組まれることを大変うれしく思います。やるといったことはやる、しっかりと実現させる行政の姿に対し敬意を表します。

再質問は御答弁いただきました内容から1点お尋ねいたします。

2018年の特質事項についてお尋ねいたします。

済みません、ちょっと知識がなく、わからなかったので、自分でも調べてみたんですが、スクラップ・アンド・ビルドの考え方は、既存の政策や組織について見直しや廃止をし、新しいものに置きかえるという理解でよろしいでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

一般に使われないような行政用語を使って大変恐縮です。

基本的には、議員御承知の、今の御発言のとおりでございます。まさに既存の事業等について見直しや廃止、新しいものに置きかえていくという意味でございます。

ただ、こうした考えを来年度に向けては事業等にとどまらず、公共施設等にも適用していかなければならないものとも考えております。

ただ、無論、市民生活を守っていく上では、行政運営については継続性が大切であるとは認識しておりますが、こうした考え方は、持続可能な財政運営を維持していくためには、避けられないことだとも考えているものでございます。

ただ、行政のあり方の変更というものは、市民の方々の生活に及ぼす影響が少なからずございます。そこで、来年度の予算原案策定に向けましては、そうした視点にも十分配慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

再々質問は、企画財政課長の御答弁を踏まえ、来年度の当初予算編成方針の重点的事項でもあります包括的な子育て支援の部分について、市長にお尋ねをいたします。

さきの質問では、企画財政課長より、本市の子育て環境は全国でも屈指の水準である、自負できる要素は多々あるとお答えいただきました。ただ、このことが知れ渡っていない

い実情があり、広く正しく発信していくことが重要であるともお答えいただいたところ
です。

本市では、不妊治療に係る経済的負担の軽減から保育料の無料化や、放課後児童クラ
ブの拡充、高校生等までの医療費助成、全ての小中学校にランチルームがあることや、
保育園からのフッ化物洗口など、子供を産み育てやすい環境をつくり、そして、その子
供たちが大切に育てられる施策が進められてきました。これだけの子育て支援を行っ
ている山口市の実情が知れ渡らないのは大変もったいないですし、悔しい思いです。

市長は、日本一の子育て支援を目指し、母子保健と子育て支援の両面から多様な支援
の充実を図られてきました。しかし、その情報は子育て世代にわかりやすく伝わってい
るのでしょうか。現状の支援のあり方を利用者目線で再点検する必要があるのではない
でしょうか。

母子保健分野は健康介護課、子育て分野は福祉課の2つに分かれているのが山口市の
現状です。行政間の連絡はとれていても、1人の方の状況を継続的、包括的に把握する
ことは難しいですし、利用者からすれば相談窓口や支援が一貫性を欠いていることが課
題ではないでしょうか。助けを必要とする人が声を上げることができ、それに寄り添い、
支援につなげていく、妊娠から子育てまでの包括的な支援の拠点が山口市にも必要であ
ると考えます。

国は、子育て世代の相談を支援につなげるワンストップ拠点が地域に密着するよう、
子育て世代包括支援センターの市町村設置を全国的に進めています。法的には努力義務
ですし、国が進めているからという理由ではありません。

これは以前、山口市が廃止した子ども家庭課の復活でもありません。

先ほどお尋ねしましたスクラップ・アンド・ビルドは、ここでも重要な考え方の1つ
となるのではないのでしょうか。これだけ子育て支援に力を入れてきた山口市なら、他の
自治体に負けない、山口市にしかできない、子育て世代を支える新たな仕組みをつくる
ことができるのではないかと考えます。

来年度は、市長の今回の任期では、予算の執行が最後となる年になるかと思えます。
これまで日本一を目指して取り組んできた子育て支援が次期につながる土台となる仕組
みを、来年度、しっかりとつくっていただきたいです。市長のお考えはいかがでしょ
うか。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

子育て支援の充実を認識していただいておりますが、御質問にありま

したように、特に、これからは3つに分けて、御指摘のように、広く内にも外にも、メッセージを発信していかなければならないと思います。

まず、外といたしましては、これまで以上に市民、職員の総力を結集しまして、子育てに限らず、山県市の今のいろんな話題ですとか、課題ですとか、そうした内容の充実について外に向かって発信していくことだと思いますし、そして、2つ目は、やはりその世代の皆さんにもしっかりと、今の山県市の制度がどの程度のレベルのものかということも説明させていただき、そういった機会をつくりたいということをおもっておりまして、ちょうどことしから、まだ実施はしておりませんが、2つの保育所の保護者の皆さんと話し合いの場といいますか、市民座談会にかわるような形で、そんなお話をさせていただき機会を、もう日程は決まっておりますけれども、そんな内に対しても今の内容についてしっかりと説明をして、また、そういった皆さんからいろんな形で、仲間ですとか同じ世代の皆さんに外へ発信してもらいたいなということをおもいます。

そして、もう一つは、役所の組織の中の御提案でございますけれども、今の状況等を踏まえまして、組織の体制としてどんな形になるかわかりませんが、4月に向けてまして、この庁内で十分協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

通告順位6番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、2点、質問をさせていただきます。

1点目、防災・減災についてお聞きします。

10月末、石巻市に行政視察で伺いました。まだまだ爪跡は残り、語り部の方のみずからの被害に遭った体験談と当時の状況などを聞き、今になっても涙ぐみながら話をされる姿に大変に心を打たれました。被災者の皆さんの心の復興こそが大きな被害を出した東日本大震災の復興の終結なんだと実感をしました。

また、石巻市役所では、災害直後から防災対策課長として不眠不休で陣頭指揮をとられ、現在も職員として活躍されている木村さんから話を伺いました。木村さんは、復興も徐々に進み、今一番心配なことは、6年半が過ぎ、少しずつ大震災という出来事が年月とともに風化していくことを懸念されておりました。

また、あの有名な「がんばろう！石巻」の看板も見学し、被災した石巻市門脇・南浜地区に設置された初代の看板は大切に保管され、現在は2代目が設置してあり、震災直後の2011年4月に看板を設置した市内の配管工事業、黒沢健一さん、負けない気持ちを

文字にあらわし、勇気づけました。その夏、看板近くで咲いた一輪のど根性ひまわりも話題になり、人々に勇気を与えました。看板があるこの地区は、復興記念公園として2020年度までに整備され、宮城県内の唯一の国立追悼施設となります。黒沢さんは、命の大切さをかみしめ、亡くなった人に思いをはせる場であり、震災の風化を防ぎ、次世代の減災・防災に役立てたいと語っておられます。

11月12日、本市でも南海トラフ大震災を想定した総合防災訓練が行われたところでもあります。東日本大震災、阪神・淡路大震災、熊本大地震といった大災害の恐怖を絶対に忘れることなく、いつ起こってもおかしくない大規模災害に向け、生命と財産を守る、安全・安心のための防災・減災対策を進める必要があります。

理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

昨年、第3回定例会において、災害時の被災者支援システムの導入と運用についてお聞きしました。兵庫県西宮市が開発された被災者支援システムは、阪神・淡路大震災を初め、東日本大震災など多く激甚災害において、それぞれの自治体から要望を受けて改良を続けられたものであり、システムの内容を検証するだけで、先達の経験からのみ得られる貴重な知識が詰め込まれております。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータベースと連動させ、被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、緊急物資の在庫、出庫の情報管理、義援金、支援金の交付、仮設住宅情報、入居者情報管理、犠牲者情報管理など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理することにより、支援業務の効率化と正確性、また、公平性を図ることができるシステムとして質問をしました。

前総務課長は、紙ベースの情報管理が有効ではないか。また、結果、本市はこのシステムを導入していましたが、運用できる職員がいなかったこと、また、住民基本台帳と連動したシステムの構築がなされていなかったため、運用できる状態ではありませんでした。

1点目に、現在の状況をお聞きします。

2点目に、このシステムを職員に周知し、活用方法をあらかじめ大規模災害に対応した業務継続計画、BCPや防災計画など、危機管理の仕組みに組み込んだらどうかという提案もしました。また、昨年第2回定例会において、同僚議員からの質問に対し、大規模災害に対応したBCPを、28年度中に全庁的なプロジェクトチームを組織し、山県市版の業務継続計画を策定するとの副市長の答弁でしたが、策定に当たっての進捗状況をお尋ねします。

3点目、共助についてお聞きします。

被災時、生死を分けるタイムリミットは72時間と言われます。72時間生き延びられるかどうか。南海トラフ地震、ゲリラ豪雨等、大規模広域災害が発生した場合には、救助対象が広域の範囲で多数発生することが想定されているため、公的支援がすぐに、全ての地域へは届かないかもしれません。

阪神・淡路大震災では、倒壊家屋の下から救出された全体の約8割の方々は、地域の近隣住民の方々により助け出されました。すぐに現場に駆けつけるのは、御近所の方々です。地域住民が協力する共助が減災に大きな役割を担いますが、共助に対する市の取り組みはどうか。

4点目に、自助という観点からお聞きします。

視察に伺った際の資料によりますと、東日本大震災における死因は、92.4%が溺死とのことでした。また、関東大震災では82.1%が火災で亡くなられ、阪神・淡路大震災では、神戸市で亡くなられた96.3%の方が即死で、そのうち、83.3%の方が建物倒壊によるもの、12.2%の方が焼死、全身やけどによるもので、凶器となったのはマイホームでした。熊本の震災もそうでした。特に古い家や木造アパートに住んでいたお年寄りと若者に犠牲者が多かったとのことでもあります。

そこでお聞きします。

建物倒壊による火災も心配されます。本市に住宅密集地として定義された地域はあるのか。また、火災対策、建物倒壊対策として何に取り組んでみえるのかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えします。

1点目の被災者支援システムの現状につきましては、セキュリティーや費用対効果の問題から、山県市の業務系ネットワークへシステムを導入し、関係課の職員が随時接続して利用できる環境とはしておりません。

このシステムにつきましては、大規模災害発生時に本庁舎を初めとした情報インフラが被災して、情報通信ネットワークが寸断され、業務系ネットワークが利用できなくなるような場合に、ネットワークから切り離されているノートパソコンを活用して利用することを想定しております。そのため、有事の際に迅速に利用できるよう、既にシステムをインストールしてあるパソコンには、住民基本台帳の情報を定期的に反映できるように対応しております。

運用につきましては、総務課の職員2名と既に異動した職員1名が研修を受講済みでございますが、現状では、システムを理解している職員が少なく、来年1月の県主催の

研修会には、総務課だけでなく、福祉課や建設課の職員も受講する方向で調整しております。

また、研修会以外にも、受講した職員を講師とし、関係課職員を対象とした説明会を開催し、複数の職員がシステムを活用できるようにしていきたいと考えております。

2点目の山口市業務継続計画の策定に係る進捗状況につきましては、今年度、昨年度末に策定された原案につきまして見直しを行っており、現在、最終的な調整を行っているところでございます。

現時点においては、当該システムについての具体的な記述は予定しておりませんが、業務継続計画は随時見直しが必要なものであり、策定後も改定を続けてまいりますので、今後も当該システムに係る具体的な記述については、その必要性を含め、十分検討してまいります。

3点目の共助につきましては、過去の災害から、災害の規模が大きくなるほど公助である行政組織の果たす機能が低下してしまうことや、自分自身の身を自分で守る自助、地域住民で助け合う共助の重要性は明白となっております。

しかしながら、地域の防災力の向上は容易ではなく、短期間で成果を出すことは困難であるため、市としましては、地域で助け合う体制づくりの支援として、総合防災訓練の実施や自主防災組織の活動助成、防災リーダー養成講座の開催などを行っております。

特に防災リーダー養成講座は、防災に関する専門的な知識やロープワーク等の技術、地域における自主防災訓練の実施方法や指導方法などを学んでいただくものでございます。昨年度は、講座受講後に44名の方が防災士の資格を取得されましたが、その方々が専門的な知識や技術を各地域に持ち帰り、地域の防災・減災活動を展開されることにより、共助の向上につながるのではないかと考えております。

4点目の住宅密集地として定義された地域につきましては、消防に関する都市等級要綱に基づき、高富、富岡地区を密集地の集合体として市街地としており、消防力の整備を強化しております。

次に、火災対策につきましては、山口市総合防災訓練の際に模擬消火器を使用した消火訓練を実施しているほか、山口市要援護世帯住宅用火災警報器設置推進助成金により火災警報器の設置を推進しております。

また、建物倒壊対策につきましては、山口市木造住宅耐震診断事業実施要綱及び山口市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱に基づき、昭和56年5月以前に建築された住宅等を対象に、耐震診断調査、補強工事費用に対して、上限を定め補助を行い、建物倒壊対策として耐震化を促進しております。

そのほか、高齢者世帯と障がい者世帯のみとなりますが、山県市家具等転倒防止器具購入及び設置推進助成金により、家具転倒防止器具の購入、設置についても推進しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 1点目の被災者支援システムの現状につきましては、西宮市の被災者支援システムを使用し、住民基本台帳と突き合わせるシステムとして運用ができるようになったということでした。また、職員への研修増を含め、庁舎内では職員へ広く説明会も行うということでありました。よろしく願いをいたします。

昨年4月に発生した熊本地震では、罹災証明書の発行がおくれたことが問題となりました。罹災証明書とは、被災された方の申請によって、市町村が住家の被災状況の調査を行い、その被害に応じて全壊、大規模半壊、半壊、一部半壊等を認定し、証明するものです。

罹災証明書の交付によって、被災者は被災者生活再建支援金や義援金の支給、被災住家の土地の固定資産税、国民健康保険料が一時的に減免、または猶予されます。また、仮設住宅の住居なども優先的に認められます。したがって、罹災証明書は、被災住民が生活を再建するには不可欠と言っていい、大切な証明書になります。罹災証明書の発行機能を備えた支援システムです。

熊本地震においては、市町村が罹災証明書の発行に時間がかかったのは、被災住家の調査を行う人員の不足や、調査そのものに時間がかかったこと、証明書の交付システムにふなれであったことなどが原因だと分析をされています。

実際の災害発生時に迅速な罹災証明書の発行が行われるためには、住家被害認定調査の標準化や、調査の人員育成など、発行に必要な被害認定調査の具体的な手法を学ぶ必要があると思います。被害状況を認定し、証明するには、誰が判定しても同じ結果にならなければいけませんし、仮に他市に応援に行くようなことがあっても、同じ結果にならなくてはなりません。その対策はどうか。

2点目に、BCPについて。

災害は忘れたころにやってくると言いますが、今は忘れる前にやってきます。いつ起こってもおかしくないと言われる大規模災害に向け、BCPは現在、最終的な調整中ということで、完成間近ということですが、絵に描いた餅ではいけません。今までの山県市地域防災計画は500ページ以上のボリュームでした。今回の山県市業務継続計画はどれぐらいのボリュームのものなのかお聞きします。

3 点目、共助について。

11月19日、青少年育成推進大会・P T A 連合会研究大会が開催され、「災害から命を守る防災対策」と題した講演が行われました。東日本大震災以降、何度も現地で災害ボランティア活動に参加された講師の話には説得力があり、釜石の奇跡と言われたあの釜石東中学校のてんでんこ教育の取り組みは、一家全滅という最悪な状況をつくらないためにも、家族のことは構わず、てんでんばらばらに、自分の判断で避難せよという信頼に基づいた教えです。子供たちには想像以上の対応能力があると言われていました。

今後、市の防災訓練にも小中学生の参加は重要で、意義のあることだと考えますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。教育長も参加をされておりますので、重要性を感じられたことと思います。

そこで、従来、防災計画としては、国レベルの防災基本計画と地方レベルの都道府県または市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで実施をされてきました。しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみ合わないと、大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識をされたはずで、3 点目に、地域の小単位での防災訓練の実施状況をお聞きします。

4 点目、自助について。

こんなことも伺いました。命は戻らないという言葉です。守るには事前の予防しなく、対策の足し算は被害の引き算になるというお話でした。

高富、富岡地区を密集地として、消防力の整備を強化しているとのことでしたが、火災時、住宅密集地では、幾ら自分の家の対策をされても、近隣が火事になれば巻き込まれてしまいます。

これは、以前に公明党の前議員が提案をいたしました。感震ブレーカーへの設置補助です。地震、災害時に一時的にとまった電気が復旧した際に発生する火災のことを通電火災といいます。阪神・淡路大震災では、6 割が通電火災と言われていました。

通電火災を防止するためには、感震ブレーカーの設置が有効とされています。地震を感知する信号が震度5などの設定値以上になった場合には、自動的に電気を遮断することができます。簡易タイプを含む感震ブレーカーなどは費用負担も比較的少なく、設定しやすいこともあり、補助制度や全戸配布を実施する自治体もあります。備えあれば憂いなしです。

また、地震から命を守るため、今年度から愛知県の大口町でも耐震性の低い木造家屋に耐震シェルターを設置する一部を助成し始めました。耐震シェルターとは、後づけで部屋の内側を鉄骨で補強し、あとはクロス張りで仕上げるといったものです。

耐震診断調査を行っても、耐震補強工事には多額の自己負担が生じます。このまちの担当者は、家の中に一カ所でも安全な場所をつくってもらいたいと語っています。これには国交省の社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業として、2分の1が国の補助となっております。自助対策としてより一層の支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、4点、理事兼総務課長にお聞きします。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 再質問にお答えします。

1点目の住宅被害認定調査の標準化や調査の人員育成につきましては、大規模な災害が発生した場合、現状では、住宅被害認定調査に係る職員の育成確保は十分とは言えない状況でございます。

今年度、県の防災課により災害にかかわる住家被害認定調査業務研修会が開催されましたので、総務課の防災担当者と罹災証明書発行窓口である福祉課担当者の2名が受講してまいりました。

今後も関係課の職員が研修に参加するとともに、内閣府が作成した災害に係る住家の被害認定基準運用指針などを活用し、被害認定調査に対応できる職員の育成を進めてまいります。

2点目の業務継続計画の内容につきましては、本編が4章から成り立っており、ページ数は21ページでございます。別添資料としまして、各課の初動マニュアルを作成しており、15の担当課でマニュアルは58項目、ページ数としては147ページとなっております。

なお、本編及び別添資料の初動マニュアルにつきましては、今後も随時見直しを行い、実際の災害に対応できるよう精度を高めてまいりたいと考えております。

3点目の地域における防災訓練の実施状況につきましては、市では自主防災組織の育成強化を目的として、山県市自主防災組織活動費補助金等交付要綱を設けて、防災訓練の推進を行っております。この制度を利用され、自治会単位で組織されている自主防委会や学校、福祉施設などの団体が防災訓練を行っております。

また、昨年度から授業の1つとして、防災教育を取り入れられておられる中学校や、避難訓練の後、防災備蓄倉庫を見学し、自分の家で準備すべき備蓄品を考えてもらう時間を設けていらっしゃる小学校もあるなど、市内の小中学校でも防災教育に積極的に取り組んでいただいております。

今年度は、補助金を交付した団体が2団体、防災訓練に活用するために備蓄食料の申請をいただいた団体が17団体、防災に関する講師の派遣依頼をいただいた団体が7団体

あり、市内の21団体がこの制度を利用し、防災に関する訓練を行っていただいております。

なお、訓練を行った団体数については、この制度を利用された団体の数でございますが、制度を利用されずに訓練を行っている団体もあると推測されますが、そちらのほうは市では把握してございません。

4点目の感震ブレーカーの設置に対する助成につきましては、議員御指摘のとおり、感震ブレーカーが地震時の火災発生の要因の1つとなっている通電火災の防止に一定の効果があることは認識しております。

地震による通電火災を防止するためには、第1に、地震時に避難などで自宅を離れる際はブレーカーを落とすという認識を持っていただくことが重要でございます。次に、ブレーカーの落とし忘れに備える対策として、自動的にブレーカーが落ちる感震ブレーカーの設置が考えられます。

そのため、まずは市民の皆さんに通電火災を御理解いただき、それに備えることができるよう、日ごろから防災意識を高めていただくことが重要であると考えており、平成27年の第2回定例会における尾関議員からの御質問に対する答弁のとおり、平成27年9月の広報紙におきまして、1ページを活用し、通電火災の原因や感震ブレーカーの有効性を広報させていただいたところでございます。

また、ばねの作動やおもりの落下によりブレーカーを落として電気を遮断する簡易タイプの取り付けにつきましては、山口市総合ボランティア・サポートセンターで取り付けを無料で実施していただいております。

5点目の耐震シェルターの設置に係る自助対策への支援につきましては、現状では、山口市木造住宅耐震診断事業実施要綱による耐震診断の無料化、山口市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱により、木造住宅の耐震補強に関する設計及び工事費用の補助を行っておりますが、耐震シェルターについては助成しておりません。

耐震性の低い木造住宅の耐震補強工事費は相当程度の自己負担が必要となるため、相対的に少ない負担で済む耐震シェルターは、地震発生時に自力避難が困難な高齢者等の安全を確保する手段として有効なものではありますが、それでも数十万円の負担となり、助成金額も相応な額となると思われまます。

同様な補助制度を設けている自治体を参考に、活用できる国の支援も十分勉強した上で検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは最後に、2項目、お聞きします。

1点目に、防災リーダー養成講座を受講された方、また、昨年度は44名の方が防災士の資格を取得され、今年度も1月から行われます。

それでは、その後、活躍できる場を市としてどう広げていくのか、それが目的と思いますが、具体的にお尋ねします。

2点目に、火災警報器の設置を推進しているとの答弁がありました。2006年、改正消防法により、一般住宅への警報器の設置が義務づけられました。しかし、ことし6月時点での設置率は81.7%にとどまっているという報道がありました。

そこで、設置を促すなど、広報活動の強化が必要ではないかと考えます。電池切れや電子部品の劣化による火災を感知しなくなっている警報器も心配されます。点検を怠らないことが大切です。

本市では、高齢者世帯、障がい者世帯などを対象とした火災警報器の設置を推進しているとのことでしたが、これは平成23年度にスタートし、平成28年度までに41件に設置をされ、当初から7年が経過します。そのほとんどが乾電池式の機器だと聞きました。

消防庁の調査では、警報器が働くことで火災による死者が約4割減り、延焼面積や損害額は半減しているとのこと。警報器のメリットや点検の仕方などさらなる周知と、設置を推進した41件の対応など必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 再々質問にお答えします。

1点目の防災士の資格を取得された方の活用につきましては、昨年、防災リーダー養成講座を受講していただいた方々の目的をお伺いしたところ、防災・減災活動などを行い、地域で活躍したい、自分自身や家族、身近な人たちをいざというときに守りたいなど、さまざまにございました。

防災士になられた方の中には、総合ボランティア・サポートセンターに加入し、防災・減災活動に積極的に活動されている方や、地元の小学校の防災講座などで活躍されている方がおられる一方、自身のスキルアップを目的としている方もおられ、地域での活動を依頼されることは重圧になるといった声もお聞きしました。

市としましては、防災士の方々には各地域において防災・減災に関する知識を広めていただくことを期待はしておりますが、現時点では、防災士の方々のさまざまな考え方を尊重し、御活躍いただける具体的な場を設けてはございません。

ただし、防災・減災に関する知識や技術は日進月歩であり、防災士の資格を取得すればそれで終了というものではなく、その後も継続的に学んでいただく必要があると考え

ております。

そのため、市としましては、防災士の資格を取得された方々についてフォローアップしていくような研修の実施などについて、今後検討してまいりたいと考えております。

2点目の火災警報器のメリットや点検方法の周知につきましては、これまでも広報やまがたにより適時周知しておりますが、市の公式サイトにおいても、火災警報器の設置や作動確認の方法、警報器によって被害が少なく済んだ奏功事例などを常時掲載し、周知に努めております。

3点目の高齢者世帯や障がい者世帯などを対象とした火災警報器の設置を推進した41件の対応につきましては、議員御指摘のとおり、設置から7年が経過して古くなっているものや、電池交換の目安の10年も近くなってきているものもございます。

今後も、火災警報器の正しいメンテナンス方法や交換時期、電池交換の必要性などについて広報などにより継続的に周知を図るとともに、引き続き設置の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君、質問をかえてください。

○4番（加藤義信君） また続きは次の機会にと思いますが、ちょっと提案だけさせていただいて、次に移りたいと思います。

小単位の地域コミュニティの防災活動の推進の観点から、地区防災計画制度が新たに創設され、平成26年4月1日に施行されています。いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが重要と記されています。

最も頼りになるのは近隣の住民同士です。市としてそうした小単位の地域防災活動の先頭に立ってもらいたいと思いますし、そこに地域の防災士さんの役割があるのではないかと思います。ある程度の資格取得目的も、今後決めておく必要もあるかもしれません。

続きまして、ハーバスのラッピング運行についてピンポイントでお聞きします。

インターの開通に当たっては、本市にとって画期的な新しい時代の到来です。それを市民の皆様こそ実感してもらい、何か期待感で明るくなれるようなメッセージを発信することは大切なことだと考えます。

そこで、インター周辺の整備とともにバスターミナルの構想もある中、市内公共交通機関であるハーバスの存在を、単なる市民の足だけではなく、足とともに市のPRとしての役目を担い、市民からかわいがってもらい、市民で盛り立ててもらえるような温か味のあるものに変えていくという視点も重要だと考えます。よくハーバスは空気を運ぶ

とやゆされますが、同じ走らせるなら動く広告塔としてラッピングを施し、山県市をPRして走らせてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

また、市内を訪れる方、通過される方、他県、他市の方にも目を見て本市をアピールし、メッセージを伝えることもできます。ハーバスを新たにリニューアルして、インター開通のメッセージでも、本市の特徴、特産物、観光などでも、インパクトのあるラッピングのデザインを、例えば応募していただくとか、それが愛着心につながり、市民の皆さんからも応援していただけるように努めれば、市の宣伝効果や利用客数にも反映するものではないかと考えますが、柴田理事兼地方創生監にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 柴田理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（柴田雅洋君） 御質問にお答えします。

今、議員が言われたように、平成31年度、バスターミナル、こういうものが今、計画をしております。その中で、ハーバスについてですけれども、実際、今、乗客数は、22年と比べて27年は、伊自良線、それから大桑線を合わせた乗客数は年間2,800人増加しているということで、乗客数は若干ながら増加しているということで聞いております。その中では、市民にとってハーバスがより身近な存在になっていることで認知されているかと思っています。

議員が言われたように、この乗客数をふやすというところは、バスターミナルの開通とあわせて大事な要素と思います。その中で、例えば御提案があったハーバスのデザイン募集について取り組むということは、バスターミナルの開通とあわせて1つの効果だということで考えております。そのためには、岐阜バスとラッピングの経費とか内容について今後詳細に検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございました。

バスターミナルの整備完了のタイミングに合わせ、ハーバスのラッピング運行についての経費の詳細を確認し、検討しますとのことでした。バスターミナル、インター開通時を祝うものであれば、そのタイミングで岐阜駅から新バスターミナルまでの運行バスにラッピングを施す方法も効果的だとは思いますが、一過性で終わる懸念もあります。

岐阜バスさんは2020年に開かれる東京オリンピック・パラリンピックを記念した特別仕様のナンバープレートをコミュニティバスとスクールバス24台に装着し、大会を盛り上げようと、3年後を目指し、今から実施をされました。

ナンバープレートは光をイメージした図柄が描かれており、本市のハーバス2台にも

装着され、11月2日から運行が開始されています。本市のホームページには、プレスリリースとして、「山口市では、岐阜乗合自動車、近隣自治体等と一緒に東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げて参ります」との掲載がありました。

オリンピックを盛り上げることも大切ですが、山口市を盛り上げることも重要です。これからコースの見直し、運行時間の見直しも、ターミナル開通時に新たに見直されることと思います。開通を目指し、今から親しまれるハーバスとして、イメージチェンジしていく必要があるのではないかと考えます。

答弁にあったモビリティマネジメント教育、賢く使う方向へと転換することを促すといったことのように、これは容易にできれば問題はありますが、小中学生のデザインに限らず、応募についてはほかにも方法はさまざまあると思います。

また、羽島市では、本市と同じように、岐阜乗合自動車さんへの委託をされています。コミュニティーバス4台にラッピングを施し、今年度より運行を開始されました。デザインを一般応募し、羽島と言えばナマズであることから、ナマズのデザインを4面に施し、4車両同じデザインで、路線ごとに色分けがしてあります。

そこで、羽島市さんの担当課に話を伺いました。車両の大きさに多少差はあるもの、1台のラッピング代は3年間の耐久性のある素材を使用し、40万から50万とのことでした。これ以外にかかる経費は一切なく、ランニングコストもかかりません。

また、半年が経過した反応について聞きました。担当課からは、コミュニティーバスへの認知度が増し、意識づけができたといった声はかなり届いているとのことでした。

公共交通機関に地域の魅力を発信するプラスの付加価値をつけるという点では、費用対効果は大変に期待できると思いますが、いかがでしょうか。再度お伺いします。

○議長（武藤孝成君） 柴田理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（柴田雅洋君） 再質問にお答えします。

ハーバスのラッピング運行の公共交通に地域の魅力を発信するプラスの付加価値の費用対効果についても、バスターミナルの整備のタイミングに合わせて検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） シンプルな答弁でして、シンプル・イズ・ベスト、もうこれ以上は言えないというようなことだと思いたいますが、最後に要望して終わりたいと思います。

各務原市の担当課の方にもお話を聞きました。

平成27年10月にふれあいバスがリニューアルをし、こちらでは乗客数よりも市民の皆

さんに親しんでもらうことを目的に、名前を一般公募で募り、ふれバちゃんと名づけられました。

そのふれバちゃんをイメージし、バス停の時刻表の看板、また、バスのイラストのデザインを手がけられたのが山県市在住の有名な絵本作家の方です。ユニークな200冊以上の絵本作品を出版され、山県市の方がこうしたところにも貢献をされています。広く認知されるには話題性も大切だと感じました。

親しみを運ぶ広告塔として、地域の魅力が発信できるラッピング運行を要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。14時30分より再開いたします。

午後2時10分休憩

午後2時30分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従って御質問をさせていただきます。

本日最後の質問者ということで、議員の皆さん方、それから執行部の皆さん方、お疲れのところ、少しでも結構ですので耳を傾けていただきたいと思います。

1番目が補助金等の見直しについてお尋ねします。

昨年年第3回定例会で質問しました件について、その後の予算編成等に生かされているのかどうかを確認させていただきます。

私が議員になる前には、他の議員が一般質問したり、委員会での質疑でも、この補助金の要綱については議論されております。議事録にも載っていましたのでそれを読んでもみましたが、その後、余り変化がないように感じます。

そこで、山県市が作成した第4次行政改革大綱の3番目、重点的な取組項目、(2)の財政運営の改革、それから④の補助金の見直しのところに、「従来からの慣例に縛られ過ぎず、効果や必要性等の検証と見直しに努め、より効果のあるものに重点化していく」という記載がしてあります。

また、先日配られました平成30年度当初予算編成方針について、依命通達の形でございますが、ページ12に、「負担金補助及び交付金については、監査委員等からの指摘や意見も踏まえ、『負担金』『補助金』『交付金』の区分を明確にしつつ、それぞれの性

質ごとの意義を再点検した上で、過去の慣例にとらわれることなく、公費支出の事業効果や有益性を再検討した上での予算編成とします」と書いてありました。昨年の定例会での質問及び回答の議事録をごらんになれば、さらにその後の対応がどうなっているか、おのずと質問の意図がわかっていただけだと思います。

なぜこのようなことを文書化して書いたかといいますと、前回の質問に対する回答が余りにも私の意図に反した回答でありました。それは執行部側のというつもりはございませんが、私の質問の仕方が悪かったのかもしれないので、今回はそういうことのないように、質問の意図に答えていただけるようにということで、事前にその議事録を読んでいただければありがたいなということで書きました。

市長にお尋ねしますが、そのときの答弁で、ある一定期間を置いて見直すことについては、当然、必要なこととございますとの回答でございました。一定期間とは具体的に何年を指すのか。

2点目、山縣市補助金等交付規則には、他の行政団体の交付規則に比べてかなり簡略化されています。また後でも話をするつもりですが、山縣市の交付規則って、大体、A4の半分ぐらいなんですね。岐阜県とか岐阜市の要綱は大体4ページぐらいになるんですよ。そういうことは長ければいいというものでもないですが、やっぱり中身がそれだけ具備されていないと、補助金の執行には支障を来すのではないかなということを見ると、一度見直してみてもどうかというふうに思います。

3番目、前回指摘した山縣市事業仕分けの結果の記載してある領収書がないものや、領収書の宛名が混在していますよと。また、補助金等の執行について、こういうものについては見直す必要があるのではないかと。廃止するというつもりで言っているわけじゃなくて、こういうことではいけないから、もう一回見直しましょうということではどうでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

続いて、企画財政課長にお尋ねします。

年度内に受け入れ団体が事業及び補助金等を執行していない場合、どのような対応をするつもりなのかどうか。

出納整理期間がありますから、出納整理期間の執行というのは当然あり得るかもしれませんが、支出負担行為、いわゆる契約行為までは最低限やっていかなきゃいけないんじゃないかな。契約行為、さらに、その額の確定というのは当然やるべきでしょうというふうに思うんですが、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

それから、5番目に、補助金等を受け入れている団体の個別の要綱がない団体には、市から統一的な要綱を提示し、指導してはどうか。

もちろん、全部一緒でなくてもいいんですが、基本的なスタンス、こういうふうな要綱でやりなさいよという指導はしてもいいんじゃないかなというふうに思います。

6番目、山口市補助金等交付規則には前金請求ができるのか、また、精算請求のみなのか。事業変更や実績報告での事業計画との相違点が出たらどのようなふうな対処をするのかという項目がないように思われるんですが、これはどこかでそういうようなルール決めしてあるのかどうか、それを確認したいと思います。

7番目、補助金等については、予算編成の基本的な考え方として、先ほど同僚の議員が、午後の最初の議員でもそういう話が出ておりましたけれども、来年度の予算編成のあり方という考え方、随分出ておりました。3年間ずーっと赤字が続いていますからということで、企画財政課長、かなりそれに対しても今後頑張って、予算編成の中に生かしていきたいというコメントでしたが、補助金というちょっとくくりが小さいんですけども、補助金等については予算編成の基本的な考え方として、1番目のゼロベース方式なのか、2番目、シーリング方式ですよということなのか、3番目、予算枠方式、ここにはこういう予算枠でやっていきますよという方式なのか、それかその他、その他であれば、当然、内容を教えてもらわないとわからないわけですが、その7点についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

昨年の第3回定例会の場におきまして、補助金等について、せいぜい3年たったら、一回、全面的にゼロベースで見直してはどうかというお尋ねに対しまして、一定の期間を置いて見直すとの発言に対するお尋ねかと思いますが、この場合の一定とは、一律に何年ごとといった趣旨ではなく、補助金等の金額ですとか性質に応じ、それぞれの個別案件ごとに適正な時期を置いて実施してまいりたいと考えております。

次に、事業仕分けの結果に記載してあります領収書がないものですか、領収書の宛名が混在しているものということでございますが、まず、議員御発言の書類は事業仕分けに用いたものではなく、予算編成する際に参考資料として作成したもののことだと思います。

また、議員御発言の「指摘事項」に記載してあるものの多くは主管課による記載でございまして、当該主管課により指導した内容を記載しているものであり、当然、改善済みの内容であると認識をいたしております。

以上でございます。

〔「2番がないね、市長」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午後 2 時38分休憩

午後 2 時38分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○市長（林 宏優君） 済みません、2 番目の答弁漏れがございますが、かなり他の市町村と比較しましても、簡素化されているというお話でございましたが、基本的には、私は、いろんな役所の中の今の事務もそうですが、なるべく事務的に余り労力をかけないという方針でいます。

例えば、会議録をつくる。必要なものはつくらなければいけません、1 時間の会議ですと、しっかりそれを会議録におさめるということは非常に労力がかかりますし、可能な限り、事務的には省略して進めてほしいということをお話ししています。

そういったことから、一度、具体的に、簡素化された要綱であると、こういった弊害があるか等を再度検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

私には 4 点ほど、お尋ねをいただきました。

まず、1 点目の完了のお話でございますが、一般論でのお答えとなりますが、年度内に事業が完了していないものにつきましては、繰越明許等の予算措置がない限りは、当然お支払いすることはできませんし、仮に前払い等がしてあれば、お返しいただくこととなります。

また、議員、出納整理期間があるからという話でしたが、当然、この事業が完了するというのは、出納整理期間ではだめですので、これは支払いの手続ですので、事業自体が年度内、3 月31日までに完了しなければならないというふうで御認識いただきたいと思います。

次に、2 点目の、団体の個別の要綱がない団体に対する統一的な要綱の提示ということでございますが、議員御承知だと思いますが、各種団体の態様というのはさまざまでございます、そうした中で、共通項のみを記載した統一的な要綱というのは、逆に、余りよいものとは言えない気がいたします。そういうことになれていच्छらない団体が、余りハードルを掲げると、申請しづらくなるというデメリットも出てまいります。

他方で、要綱作成のノウハウを全く持っておられず、要綱等をつくりたくてもつくれ

ないような団体がおられることも存じております。私自身の実務においても、これまでそうした団体の方に対しましては、当該団体の性質等に適正と考えられる有用な資料を提示させていただいたことも何度かございますが、それぞれの所管の担当ごとに、適正な御支援をさせていただいているものと認識をいたしているところでございます。

次に、3点目の前金請求についてでございますが、補助金といえども、行為の完了があった後に支払うということが基本原則ですが、この原則に寄りがない場合には、これは法律、政令になりますが、地方自治施行令第163条第2号によりまして、前金払いをすることができる余地がございます。

余地があるといえますのは、この場合の前金払いは受給者に選択権があるということではなく、当該予算所管課等が公益上の必要性があるかどうかを考慮し、適用させられるかどうかを客観的に判断することになるものだという意味でございます。

このときに仮に相違点が出た場合の扱いはどうするかということで、自治体によって異なっておりますが、本市の場合には事業計画に基づいて交付決定をし、事業計画の変更が生じた場合にはその時点で、または事業完了時に、交付決定の変更というものを行うことにしております。

ちなみに、事業計画の変更がなくても、詳細な経費の中で対象外経費等が判明した場合には、その時点で変更の交付決定をすることといたしております。この場合に、仮に前金払いがしてあり、その金額が変更後の金額を上回っているような場合には、当然、速やかに返還していただくこととなります。

最後に、4点目の補助金等における予算枠についてでございますが、予算編成方針においては、まずは特殊な事情がない限り、予算の事業ごとに前年度以下とすることを基本として予算見積もりをするというゼロシーリング方式に近い考え方をとっておりますが、個別補助金につきましては、基本的には一本一本、55本ぐらいですので、ゼロベース方式に近い考え方で事務協議を進めておるところでございます。

ただし、最終的には、全体の予算を編成する際には、補助金などの個別の、性質別の予算総額を串刺しするような形で、前年度以前等との比較をすることはございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

ちょっと答弁についてはそれぞれ突っ込みたいなと思ったんですが、時間がないので、まとめてお伺いします。

三十数年前、私はある部局の補助金担当をしておりました。そのときに、これは具体

的な場所がわからないからいいと思うんですが、稚アユの放流事業がありまして、そこで会議や視察が、その稚アユ放流事業の約7割を占めていたという事例がありました。

稚アユを放流する前に、回数はちょっと忘れましたが、たしか七、八回の会議が行われたということでしたが、会議が多く開かれることは余り責めることはできません、これは確かに責めることはできませんが、当時、単価1,000円の弁当を30個ほど、毎回注文しておられたんですが、実は、出席者名簿を確認させていただきました。そうしたら、毎回、6人から7人ぐらいしか出席していないと。そのほかはどこへ行っちゃったんだというようなこともありましたし、また、これは視察ももちろん要綱の中に入っていましたから、視察されたんですが、大体、視察先が温泉地だったんですね、ほとんどが。とても稚アユ放流に関係しているとは思えませんでした。余談ですけども、そのころはその地域のアユが釣れなかったという評判を聞いております。

また、もう一件、具体的な事業を申し上げますと、特定の場所が、地域がわかってしまいますから、伏せてお話をしますが、地場産業の補助金で、新商品開発・販路拡大事業の補助金で、毎年、アメリカの大学に行き、新デザインを描いてもらうという、それを商品化しましょうという事業がございました。

海外の領収書というのはおもしろくて、おもしろくという言い方はおかしいけれども、食事場所や入場施設によっては、人数がぴゅんと出てきてしまうんですね、何人という。そういう領収書を持ってみえて、5人しか記載がないのに、実際は行かれたのが7人ということで名簿を提出していただいております。

また、事業計画で事前にデザインを依頼しておいて、大学の教授を含めて協議をして、持ち帰ったものをデザイン化して、商品として売り出しますよという提案がございましたけれども、結局、1つとして商品化されたものはなかった記憶がございます。

このような事例が山口市にあるとはとても思えませんが、そういうことを防止するためにも、やっぱり要綱というのはしっかりつくっていくべきだろうというふうに思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

本当は市長のお言葉の中でも再質問を1点はしたかったんですが、一定期間、ある程度、何年でもいいというような意見ではないにしても、やっぱり見直す時期が来る、金額によっても当然違うことはわかりますけれども、このくらいには見直したらどうだというのは欲しいなというふうな気持ちでおります。

先ほども言いましたけれども、県の要綱や岐阜市さんの要綱というのは、大体A4の4ページにまたがっています。市長がおっしゃったように、長ければいいというもので

もない。それは私も承知しております。

ただ、そうすると、抜けているのが出てこないかなという気はします。この補助要綱を読んでみますと、第7条のところ、多分、企画財政課長は見てみえると思いますので、文章だけ、次、進んでいきますが、第7条の(1)から(4)までのところに、(1)で、「この規則の規定に違反したとき」と書いてあります。

この規則というのはどこを言っているのかな。これがなかなかわかりづらい。具体的な記載がないのか、それとも、いや、これを酌み取るんですよという考え方なのか、それがわからないということがまず1点。

2点目、「補助金等の交付の条件に違反したとき」と書いてあります。

補助金の交付の条件に違反したときというのは、例えば、補助金の交付の条件とはどこに記載してあるのか、具体的にはどのようなことを言っているのか、これもお尋ねしたい。2点目。

3点目、「事業の施行方法が不相当であるとき」。これもわからないんですね。

先ほどの領収書なんかがなかった場合とか、年度内に事業を行わなかったというのは、これに該当するのかわからないのか。また、そういうときはどういうふうな判断をするのかということ、まず、第7条についてはお尋ねします。

それから、今まで補助金返還をした事例があるのかどうか、またそこら辺もあわせてお尋ねしたいと思います。これは企画財政課長でお願いしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、どういった事例かわかりませんが、7回ほどの会議で、1,000円の弁当で、六、七人の参加があったというお話、事例をいただきました。

私どもは実績報告も、私、つぶさに財政のほうで、各課の所管課のものを第三者チェック的に見るようにしております。その中で、少なくとも弁当を1人1,000円も出しておるような補助金は見たことがございません。

過去には、合併前には確かにありました。お疲れさまやからということで、そういうのはありましたが、私が見る限りにはそういった補助金はないと思いますし、何よりも大切なのは、細かいことを補助団体に対してけちをつけるのではなくて、やっぱり市民の方々がやる気になっているのをそのまま力を伸ばしてもらいたい。それが例えば1,000円の弁当でものすごいエネルギーを出されるのであれば、自分は、場合によっては不適正やないんやないかなと思います。

ただ単に話し合いをするだけに1,000円の弁当では、一般常識的に全然だめ。だけど、

肉体労力をものすごいした場合に、一概に1,000円が高いと言えるかどうかは個別判断だと思います。

ですので、市のルールとして、例えば弁当は、かつて700円までとかにこだわったことはありますが、今はそういった数字で、何百円以上、例えば、ペットボトルは100円以上のを認めないとか、そういう時代ではないんじゃないかなというふうには、ちょっと理念的には思っております。

何よりも補助金というのは、やっぱり市民の方々がやる気になっていただく。だから、担当課のほうにも細かい書類を出せ出せというのではなくて、市民の方々が申請しやすく、実際、効果を出せるようなことを指導していただくように、私どもからはお願いしておるのが実態です。

その上で、済みません、私、本市の補助金の交付規則を持ち合わせておりません。今、手元に持っておりませんので、第7条のことを読み上げられましたが、ちょっと頭の中で言いますけれども、まず、基本的には、事業計画がありますので出していただきます。それに基づいて交付決定をすると。

ですので、事業計画と趣旨を逸脱することについては、当然、補助金返還になります。例えば、営利目的をしないとやっているのに営利目的でやれば、これはもう趣旨が違いますので、本末転倒やから、お返しいただく。

それと、2点目に、条件というお話がございました。

条件につきましては、場合によっては交付決定するときに様式にも書いてあったと思いますけれども、補助金交付の決定の条件というところがあります。例えば、こういうことはしていけないですよと、ここまですよとかという条件をつける場合があります。その条件に反した場合のことを述べておるところでございます。

あと、質問をいただきましたか。あと、補助金返還の実績のお尋ねがございました。

補助金の返還というのは、私が知り得る限り、故意、悪質な補助金返還は記憶にはございません。ただ、考え方の違い等によって、精算返還していただいたことはございます。

また、先ほど、この議会でも事例、いろんな議論になったことがあるという。それは、具体的な例でいきますと、いわゆる、何と言うんですか、言葉、適正かどうかわかりませんが、孫補助みたいなやつ。要は、市が団体に補助する。その団体がまた個別補助する。個別補助したやつについて、適正なチェックがされていなかったという事例がございまして、そこで、自主的にお返しいただいた。それで、補助金交付決定は、だから、さかのぼるような形で変更したという事例はございます。

そういったことがありまして、前、議論になっておりましたのは、市から直接補助を出すだけやなくて、連合体のようなところから出す場合についても十分チェックをするようにということ。そういった趣旨も踏まえて、予算編成方針には書き込んでおるつもりです。ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 僕は1,000円が高い安いの議論はするつもりはありませんので、そこを言っているのではないので、御理解をいただきたい。

残念ですね。僕、事前通告したんだから、これぐらい何で持ってこんの。ちょっとおかしくない。

じゃ、事前通告、何のためにするの。

この補助金等交付規則を質問しますよと言っているんでしょう。持ってきていませんからわかりませんって、次、どうやって質問していくんですか。

いや、ちょっと僕はおかしいと思うんですけれども。それは皆さん方が判断されることかもしれませんけれども。基本的に、僕が通告で全然ないことを聞くなら別ですよ。通告を出しておいて、それを持ってきていませんから答えられませんなんて。

〔「いや、答えてます」と呼ぶ者あり〕

○7番（村瀬誠三君） いや、これ、1点答えていないし、僕の求めているような回答ではないんですよ。

だから、それをやっているのと、もう3回、あつという間に過ぎちゃうので、再々質問します。

仮にそういう補助金の中で、事務費と事業費、大体、大別すると2つに分かれますよね。事務費、事業費に分けることがあると思うんですが、例えば、事務費と事業費の分け目という基準があるのかどうか。例えば、50%以上は事務費、使っちゃいけないよというようなルールがあるのかどうか。まず、1点目、それをお尋ねしたいと思いませんし、それから、事務費で購入できるものの規定。事務費でこういうのを買うことができます。事業費ではこういうことが買うことができますという規定があるのかどうか。例えば、具体的にちょっと申し上げますと、イベント系ですとか、参加者に対する景品なんか、例えばノベルティーであるとか、ポストカードとか、プリペイドカードというようなものが対象になってくるのかどうか。

それからもう一点、そういうプリペイドカードとか図書カード等が、事業が終了後、仮に残った場合、前も果実という言葉を使ってしまいましたが、果実はちょっと違いますが、そういうものが残った場合の精算方法はどのようにしているのか。また、

チェックを含めてやっているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再々質問にお答えいたします。

大きく事務費と事業費という御質問がございました。当然、一般的に大きなくくりになれば事務費と、直接的な事業費って分かれることはあると思います。

具体的な結論から申し上げますと、グランドルールはありません。前に、予算執行の説明会を私も合併したときにやりました。そのときにあえてグランドルールは作りませんでした。物によっては、事務費がほとんどのものもあれば、事業費が。

だから、例えば事務費が30%までねというような例示をつけたことがございますが、グランドルールで、事業の性質によって事務費が2割要るものもあれば、1割、5%でも多いようなものがありますので、それはくどいようですけど、個別の要綱で定めております。

議員は補助金等交付規則だけのことに特化されて発言してみえますけれども、基本的には、個別の趣旨、目的に合った要綱は、数十ページにわたったものがあります。補助金交付規則だけで運用しているわけではなくて、個別のもう少し事業の性質に合ったものについてそれぞれの要綱を設けておまして、その要綱は数十ページにもわたるものがありますので、そこで実務の実態な運用を適正にできるような運用をしているということです。これを画一的に、四角四面にやりますと、ハードルが高なるだけですので、そこは御理解をいただきたいと。安易にやっておるわけではないということです。

議員御発言のように、例えば、余ったものをどうするかというのは確かにあります。例えば、景品で用意しておったものが、参加者が少なかって、その分、余った分はどうするか。これは難しいところであります。

ただ、少なくとも、主催者の私腹を肥やすようなということにはしていないかどうかは事務チェックします。

例えば、私がかかわっている、私も市民ですので、いろいろやっていますが、余った場合、どうするかといったら、場合によっては、お世話になった方へのお礼として差し上げる場合もあります。場合によっては、繰り越す場合があります。例えば、雨で中止になったがどうするかといった場合には、翌年度。だから、翌年度のとき、本当に使ったかどうかというのは十分チェックする。

それは市もチェックしますが、通常、市内の団体によっては監査役とかという方がみえますので、そこを十分チェックするという事で御理解いただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番(村瀬誠三君) わかりました。そういういろんな事情があるのを私もわかります。ただ、一応事前通告してあるので、今後は必ず持ってきてください。

それでは、次の質問に入ります。

2番目の質問として、教育長、理事兼総務課長にお尋ねします。

社会貢献団体等の協議会についてということで、これも以前にも取り上げました。民間のボランティア活動団体がこの山口市にもあります。しかし、その団体ごとの連絡協議会そのものがあると聞いてはおりません。あるのかもしれませんが、もしあれば、教えてください。

また、NPO、非営利団体を管轄する総合的な部署もよくわからないところがあります。それはいわゆる、把握できない団体もあるからということも考えられるとは思っています。そして、中には、福祉関係なのか、青少年育成なのか、または総合的なボランティアなのか、その区分が活動内容によってわからないところがありますが、それらを今後、行政の一助として組み入れていく。

僕は行政の一助になると思うんですよ。ですから、できるだけそういう連絡調整を市が積極的に受け入れて、骨折っていただけるとありがたいなという希望から、この質問を出します。

まず、理事兼総務課長にお尋ねします。

最初の窓口として、部署別とか内容別に分けるのではなくて、一部署が受け付けてはどうかと思うんです。これはどこの行政団体も悩んでいる問題で、最初から区分しちゃうと、なかなかその区分けが難しい。ということであれば、専門的ではないけれども、どこかの部署が一括して受け付けるんだよと、そういうNPOを受け付けますよというような格好はどうかと。

それから、2番目、法人格を持っていなくても、そういうNPO法人という団体、結構、似通った団体がいっぱいあるんですよ。そうすると、広報等で呼びかけて、こういう連絡協議会をつくるけれども、そういう組織で頑張ってみえる方は申し出て下さいねというようなことはやったらどうかということなんです。

3番目が、受け付けというか組織が把握できたところで、全体か、または管轄部署別の協議会をつくってはどうかというふうに思います。

教育にちょっと特化していますので、改めて教育長にはお尋ねしますが、教育関係ですと、携わる部署というのは、社会貢献団体だけではなくて、学校関係や教育委員会等も参加した連携が僕は必要になってくるだろうと思っているんです。ですから、NPOにこだわらなくて、幅広い協議会。

前もお話ししたと思うんですけども、私がPTAだったか子ども会かの役をやらせていただいているときに、当時の県事務所、ちょうど上野議員さんがお見えですけども、上野議員さんのもとに学校関係者の方、それからPTAの方、子ども会、そしてスポーツ少年団、それから文科系も入っていたかな、そういう団体が入って、学校の子供たちのためには、一番そういう取り合いっこをしておっつかんと、子供の。だから、何とかそういうふうに連絡調整しましょうやという話が何回も起きておまして、そういうことをやらせていただいた覚えがあります。

それから、5番目、これはPTAにおるとき、教育長さんも私と一緒にだったので御存じかと思いますが、教育関係の連携の中に、警察事って結構敏感なんですよ。この付近で変な人があらわれているよーとか、小さい子が変な人に声かけられたよーとか。そういう情報って、意外と知らないんです。PTAにしても、子ども会にしても。

もちろん、かなり情報を伏せなきゃいけない秘匿の部分はあるかと思いますが、そういうことは最低限、どなたかが連携をとれるようにして、気をつけようということをやっているいいのではないかなと思いますので、5番目の質問ということで、それをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

1点目につきましては、法律等により手続が定められている団体の設立、例えば、総務課では、地縁団体の設立認可や、自主防災組織活動育成補助金の交付などのため団体の設立を確認するなど、受け付けや相談などを行っております。

NPO団体の設立につきましては、相談があれば対応させていただいておりますけれども、岐阜県の許認可でございますので、市としましては、定期的に岐阜県の公式サイトで確認はしております。

なお、任意で設立される団体等に関しましては、事務執行上必要となる場合以外は、受付等の事務は行っておりませんが、基本的に、各種団体に関する事務は、各部署が所管する法律等に手続が定められている場合や、事務執行上必要となる場合に行うものであると考えております。

もちろん、団体の設立等に関しまして、複数の部署に関係する事業目的がある場合などにつきましては、総務課で調整の上、対応することは可能でございます。

2点目につきましては、各部署が事務執行上必要となる場合は、団体を募集し、御協力をお願いすることになりますが、関係部署が複数になる場合や、市内の全団体に広く御協力をお願いするような場合につきましては、議員御発言のとおり、広報等を活用し

て、参加を呼びかけることも有効であると考えております。

3点目の各所管別の連絡協議会の設立につきましては、各団体の交流を図ることは、情報を共有し、各事業への参加協力、運営協力を得ることができ、また、各団体内の課題解決等にもつながることが考えられますので、所管課において各団体の御意見を伺い、必要に応じ、対処していただくことになると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 御質問にお答えします。

まず、4点目の教育関係にかかわる部署の幅広い協議会についてお答えをします。

社会貢献団体や学校関係と連携した幅広い団体組織等による協議会の必要性につきましては、以前の一般質問におきまして、各団体の関係者に連携や交流に対する御意見をお聞きしながら、必要性の高まりに応じて対処してまいりたいと答弁させていただいております。それぞれの団体の方と個別にお話をする機会があっても、連絡調整ということまではできていないのが現状でございます。

今、議員御提案の協議会を設置するという方法もありますが、ひとつ視点を変えて、既存の会議等をこの目的に合った形で活用できないかとも考えております。議員も御承知のとおり、山県市には青少年育成を目的に設置されている山県市青少年育成市民会議がございます。

この市民会議に置くこととされている企画運営委員会がございます。この委員会は、私、教育長を初め、自治会連合会代表、校長会代表、社会教育委員代表のほか、PTAや子ども会、老人クラブなど、実に21の団体、組織の代表者により構成されております。この委員会を議員御指摘のような視点でも活用していくことができないかと、今検討をしております。

各団体、組織の活動にかかわる自由な意見交流が積極的に図れるよう会議の持ち方等も工夫し、行政の諸事業に対する各団体、組織の連携を促してまいりたいと考えております。

次に、5点目の警察関係と教育委員会との連携についてお答えをします。

山県市教育委員会と山県警察署は、平成17年度に協定書を結んでおります。それは、山県市の児童・生徒を育てるために、児童・生徒の安全確保と問題行動の未然防止等に関して、それぞれみずからの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、連携を密にして、一体となって対応することを目的としております。そのため、生徒指導に関する一般的な情報等はもちろん、学校と警察が情報を共有することが必要と認められる場

合、お互いの情報提供に努めることになっております。

具体的には、先ほど議員が御質問の中にありました安全確保についてでございますけれども、不審者情報や交通安全に関する情報など、事あるごとに情報提供をお互いにし、該当の学校や市内全学校に、あんしんネット等を活用して注意喚起を呼びかけるようにしております。

また、年数回、通学路安全推進会議において、関係機関の担当者として山県署の交通課と生活安全課の方々にも参加いただき、助言や指導をしていただいております。

児童・生徒の問題行動に関しては、山県署長を顧問に年9回開催されております山県市生徒指導連携強化委員会がございます。具体的には、生活安全課の署員の方から現在の子供たちの状況を聞いたり、学校の状況を伝えたりといった連携強化の活動を進めております。

私見になりますが、警察に限らず、学校と関係諸機関が連携する目的は、その子にとってそのとき必要な教育、指導を、時期を逃さず、その機関の機能を生かして行うことだと考えております。

その考えのもと、警察とも協定書にあることをもとにそれぞれの機能を生かして子供たち、そして学校に必要な指導を行えるよう、緊密に連携をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

再質問させていただきます。

まず、総務課長はまた別の機会にお尋ねするとして、教育長にちょっとお尋ねします。

協議会をつくらないかんということは思うけれども、既存の団体をうまく利用したらどうだと。具体的に言われたのは、山県市青少年育成市民会議をもっと上手に使うてはどうかという意見だろうと思います。

そうすると、私、1つだけ疑問があるのは、市民会議をもう少し内容精査していただきたい。山県市全体の市民会議、幹部の方々には別段問題はないんですが、私も担当しておりましたのでよくわかるんですが、末端の組織に行きますと、こういう具体例がいいかどうかは、本当のことは余り言いたくないんですけども、例えば、本当の青少年活動じゃなくて、バーベキューをやって、子供たちを呼んで食べて終わりとか、クリーン作戦に朝、1人か2人参加したからこれも青少年会議だとかということで、御存じのように補助金をいただいているわけなんですけども、もう今はそういうことはないかと私、信じ

ますけれども、そこの中身を精査しないと、山口市青少年育成市民会議主導でやりますよなんて言ったら、もうくちゃくちゃになりますよ。それは気をつけていただきたいというふうに思います。

もう一点、これも提案です、今の1点目と2点目は。

警察関係の問題って、本当に敏感なんです、みんなが。児童・生徒がどういう状況に置かれているか、まして、中学生ぐらいになるとそれなりに、女の子なんか結構不安な状況って多いと思うんです。もちろん、小学生でも不安なんですけれども。

以前、私がまだ若いころ、消防団に入っておりまして、消防団に要請が来まして、赤色灯を回して、その時間帯、巡回してくれないかという要望がありました。なかなかその時間帯って難しいんですけれども、少しでも手があいている者が、消防団が赤色灯を回して市内を巡回するというやり方をしておりまして。それも僕、1つの市民の協力体制だと思うんですよ。

そうすると、そういう情報がなしに、何か不審者がいるよだけではとても動けないと。そういうことを市民が参加してうまく協力し合ったらどうかと、この2点ですが、お尋ねしたいな。お答えいただければありがたいです。

○議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問にお答えします。

1点目の市民会議の活用についてでございますが、市民会議そのものではなくて、市民会議に置かれている企画運営委員会というのを活用することを考えております。

これは、先ほども言いましたように、市民会議の、いわゆる運営等を協議するための委員会ですけれども、その中に、先ほども言いましたように、多くの団体の代表の方が入ってみえますので、その多くの団体の代表の方が集まるという機会を利用して、そこで、例えば連絡調整のすべきことがあるとか、それから、今、議員が御指摘のあったようなことの、いわゆる今後はこういうことをそれぞれの活動で気をつけていきましょうよというようなことを議題として取り上げると、そういうことを考えて、イメージしておりますので、市民会議そのものの活動ではないということを御理解いただきたいと思えます。

それから、2点目の警察関係の不審者情報等についてですけれども、やはり先ほど答弁させていただいたのは、いわゆる警察からの情報で、学校とか、それから保護者、このところへはあんしんネット等を使って十分に情報が行くかもしれないけれども、例えば、今おっしゃられた消防団とか、さらに身近なもので言いますと見守り隊の方たちとか、そういうところへの情報提供ということになるかと思えます。

そういうことについて、今、あんしんネット等で学校へ行った情報については、できるだけそういうところ、子供にかかわってくださる方にも伝えてくれというようなことは、各学校にお願いをして伝わっていると思いますけれども、さらに必要な部分について、どういうところが必要なのかということについては、さらに検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

質問をしておると、もう時間が多分なくなりますので、質問も中途半端になってしまいますので、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武藤孝成君） 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

明日13日に予定しております一般質問は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後3時13分散会

平成29年12月13日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成29年第4回

山県市議会定例会会議録

第4号 12月13日(水曜日)

○議事日程 第4号 平成29年12月13日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	理事兼 総務課長	渡邊佳宏君
理事兼 地方創生監	柴田雅洋君	企画財政 課長	久保田裕司君
税務課長	石神彰君	市民環境 課長	奥田英彦君
健康介護 課長	藤田弘子君	産業課長	山田和哉君
建設課長	長野裕君	水道課長	浅野晃秀君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	大西英樹君
消防長	藤根好君	学校教育 課長	鬼頭立城君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 棚 橋 輝 英
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、12日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位8番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から御指名がありましたので、通告書に基づいて始めたいと思います。

日本共産党の福井一徳です。

質問番号の1番、小中学校の統廃合、公民館等の集会施設の統廃合についてお聞きをします。

去る6月市議会において、山口市公共施設等総合管理計画、いわば総論が決定をされました。

山口市公共施設等総合管理計画の議案に関する私の質疑に対して、理事・総務課長の答弁は、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があると思定されるような施設の統廃合や再整備については、検討段階における市民からの意見聴取に加え、議会に対しても報告させていただき、意見をお伺いしたいとのことでした。

今回の個別施設の対応方針は、今後50年間のスパンの具体的な施設の統廃合や建てかえ、長寿命化の計画を決める案ということになります。

学校教育系施設、とりわけ小学校や中学校は、地域コミュニティーの核としての役割があり、また、集会施設は、防災や減災、高齢化社会での助け合いなどの拠点として、また、文化交流の場としてコミュニティーづくりの公民館活動を支える重要な役割を担っています。

そうした点からも、個別施設への対応方針に適切に対処をし、将来的にも市民が幸せに暮らせる地域を維持するためには、議会、行政、住民などの関係者による真摯かつ誠実な取り組みが求められると思います。したがって、今回は学校教育系施設と集会施設に絞って質問をしたいと思います。

そこで、理事・総務課長にお尋ねをいたします。

第1に、今回の個別施設の対応方針の基本的な考え方についてお尋ねをします。

第2に、今回の個別施設の対応方針で、学校教育系施設の5万9,604平米、46施設のうち、第1分類ではどのような施設が含まれているか。同様に、第2分類に含まれる学校教育系施設の施設名についても明らかにしていただきたい。

第3に、集会施設1万6,024平米、22施設のうち、第1分類ではどのような施設が含まれているのか。同様に、第2分類に含まれる集会施設の施設名を明らかにしていただきたいと思います。

今回の公共施設等総合管理計画に関しては、全国的にも同様ですが、学校教育系施設が最も多く、山口市の場合、延べ床面積の41%を占めています。

ところで、山口市では、山口市立小学校及び中学校適正規模推進計画を平成19年8月に決定して、改定を平成24年1月に行っています。この適正規模推進計画に基づいて、平成27年度には適正規模の取り組みを決めています。今回の公共施設等総合管理計画の具体化に当たり、山口市立小学校及び中学校適正規模推進計画との関係が密接にかかわってまいります。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。

1点目、山口市立小学校及び中学校適正規模推進計画にある、1、3歳児の人数が過少なため、複式学級が想定される小学校、大桑小学校、伊自良北小学校、いわ桜小学校については、公共施設等総合管理計画の具体化ともかかわって、27年度の適正規模の取り組みの検討状況と、今後、公共施設等総合管理計画の具体化ともかかわって、いつまでどのように進めようとお考えなのか教えていただきたい。

2点目、同様に、2)の1学級15人程度を下回る小規模小学校、具体的には梅原小学校、桜尾小学校について、27年度の適正規模の取り組みの検討状況と、今後の管理計画の具体化にもかかわって、いつまでどのように検討を進めようとなさっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えします。

1点目の個別施設の対応方針の基本的な考え方につきましては、公共施設等総合管理計画におきまして、今後50年間の建築系公共施設の更新経費を1,066億円以上と推計したところをごさいます。将来的に現在保有している公共施設等を現状と同様に維持し、更新していくことは、非常に困難であるということをごさいます。

そのため、公共施設のあり方を見直し、中長期的な視点による公共施設マネジメントへの取り組みが必要であることから、建築系公共施設の延べ床面積の合計の2割削減と長寿命化対策を目標とし、対象施設の所管課と協議を行った上で、各施設を、原則、休

止又は廃止する施設、当面、必要最低限の修繕を行い維持し、耐用年数の経過等安全な利用が困難となった時点で休止又は廃止する施設、建てかえと大規模改修等の長寿命化対策の比較検討を行い存続する施設の3つに分類し、共通的な今後の管理方針と各施設の対応方針を策定しました。

2点目の学校教育系施設のうち、第1分類につきましては、教育センターがごさいます。また、第2分類につきましては、梅原小学校の校舎、給食棟、屋内運動場、プール管理棟、桜尾小学校の校舎、屋内運動場、プール管理棟、大桑小学校の校舎、給食棟、屋内運動場、プール管理棟、伊自良北小学校の校舎、給食棟、屋内運動場、プール管理棟、いわ桜小学校の校舎、屋内運動場、プール管理棟がごさいます。

3点目の集会施設のうち、第1分類につきましては、高富公文書庫、伊自良中央公民館、北山交流センターがごさいます。

また、第2分類に含まれる施設は、共和町防災センター、高富中央公民館、桜尾公民館、梅原公民館、大桑多目的センター、乾ふれあいコミュニティールーム、柿野交流センター、柿野交流センター屋内運動場、みやまジョイフル倶楽部給食棟、富波公民館、乾公民館、谷合公民館、葛原公民館、北山公民館がごさいます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 御質問にお答えします。

議員御指摘の大桑小、伊自良北小、いわ桜小、梅原小、桜尾小の5つの小学校は、Ⅱ、当面、現状維持、耐用年数の経過等安全な利用が困難となった時点での休止又は廃止に分類されております。

しかし、小中学校は他の施設と異なり、義務教育の場として毎日子供たちが学習、生活を営んでおります。そのため、公共施設等総合管理計画の今後の管理方針等をそのまま適用するのではなく、その考えも踏まえた上で、議員御指摘の学校の役割を考慮した検討が必要であると考えております。

1点目の3歳児の人数が過少なため複式学級が想定される小学校と、2点目の1学級15人程度を下回る小規模小学校については、それぞれを分けて検討することが難しいため、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、平成27年度の検討状況につきましては、該当する学校で、保護者や地域の方が集まれる会に参加し、統合も含めたこれからの学校のあり方について御意見をお伺いしました。

そこでお聞きした御意見は、学習も含め、現在の学校生活はとても充実していると感

じている、学校と地域がかかわることで、地域の活性化にもつながっているなど、現状をさらに充実させていってほしいという意見が多く聞かれました。

一方、少人数では、社会性が育ちにくいのではという御意見もありました。

さらに、小中一貫教育のようなことは考えられないのかという、これからの教育のありようを提案される御意見もありました。

このような御意見も踏まえ、検討の視点の1つ目として、今後の動向に着目しながら検討を進めてきました。この今後の動向の中で、適正規模推進計画策定時、平成19年度ですけれども、とは、学校を取り巻く環境に変化が出てきていることも重要な要素であると考えております。

環境の変化の1つが、本市が進める移住定住の取り組みです。そのまま反映されたものではないかもしれませんが、この2年間に、伊自良北小学校に4人、いわ桜小学校に3人、大桑小学校に2人の転入者がありました。

その保護者のお話を聞くと、小規模な家庭的な雰囲気の中で学校生活を送れていることに喜んでいるという声もお聞きしました。また、その子供たちの様子を見せていただくと、最初はなれない生活に戸惑いが見られたものの、少人数だから担わなくてはいけない自分なりの役割を自信を持って取り組んでいる、そういう姿が印象的でした。

もう一つの変化が、昨年度から各学校に学校運営協議会が設置されたことです。加えて、伊自良地域と美山地域には、中学校区の学校運営協議会もあります。

そこでは、地域とともにある学校として、どのような地域の子供たちを育てていくのか、そのためにどのような教育を進めていくのがよいかという議論ができる土壌ができつつあります。先ほど紹介した、これからの教育、学校のありようにかかわる提案について議論することもできるわけです。このような議論の際には、ぜひ教育委員会も参加させていただくよう、学校を通じてお願いもしているところであります。

次に、検討の視点の2、歴史、文化、地理的条件等を考慮しながら、検討を進めてきました。

これらの小学校のある地域では、地域文化の伝承や地域を挙げた催しなど、地域と学校と一体となった取り組みが大切にされてきています。

さらに、子供たちが地域へ出て地域活性化のための取り組みを始めたり、学校が中心となって地域防災への働きかけをするなど、新たな役割を担い始めているところもあります。

このような検討を経て、複式学級解消のためだけの統合ではなく、その地域ならではの教育を進めるための学校のあり方を検討していくことを教育委員会の基本的な考えと

しております。

その際、地域とともにある学校として、その地域の教育、その地域の子供たちをどのように育てていくのかという理念を、児童・生徒、保護者、地域、学校が共有できることを大切にしていきたいと考えております。

言葉をかえれば、これからの時代を生き抜くために、自分を見詰め、地域を見詰められる子供たち、創造性を持ち、自分の考えを的確に伝えられる子供たちを育てる。山県ならではの新たな視点に立った教育をともに考えていくことでもあります。

この基本的な考え方を踏まえ、学校運営協議会等を活用して、議論を深めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございます。

総務課長の答弁の中では、学校の教育施設、それぞれある第1分類、第2分類について、集会施設も紹介していただきました。それから、教育長のほうから、この山県市の教育のあり方とこういう施設の問題について、きちっと考えていく方向が出されていきました。

実は6月の厚生文教委員会の中で、私は公共施設の2割削減というのは、たまたま伊自良北小学校、大桑小学校、いわ桜小学校、梅原小学校を全部足すと床面積、2割くらいになるんですね。こういうことと連動してという危惧を抱いたものですから、いろいろお聞きをしました。

全国で今見ると、全体に地方が人口減少をして、地方財政も危機ということで、どんどんどんどん市町村、合併をしまして、御存じのように、3,232自治体が1,727自治体、47%減少をした。

過大な面積を持つ市町村がものすごく出たんですね。これ、山県市も同様だというふうに思います。そういう中で進んでいるのが職員配置の適正化ということで、職員の削減、公共施設の統廃合ということがどんどん進んでいると。

最近では、連携計画等々を含める中で、結構、公共施設とかそういうのは、ほかの施設で利用すればいいんじゃないかということで削減したりとかという全国の動きなんかがあります。

京都なんかは、ひどい勢いで小学校の統廃合が進んでいて、地域でも問題になっていると。それから、埼玉県鴻巣市というところでは、笠原小学校を守り育てる会というのをつくって、自分たちでちゃんと統廃合せずに頑張ろうということで、ここは自治会

の連合会とか、地区の長寿会とか、PTAの人たちも含めて、地域での教育を守っていくというような取り組みをしたり、一方では、新潟の湯沢町なんかは、5校を統合する、職員を半減にした。ところが、職員の人件費は県費なもんですから、統廃合したからといって人件費が減ったわけではないとか、いろんな問題が出ているんですよ。そういう中で、私たちはこの山県市の中で、公共施設等の総合管理計画をどのように考え、進めていくのかということが非常に重要だと思っています。

今、教育長がおっしゃったように、19年当時以降、移住定住の取り組みをして、少しずつふえているという前向きな報告もありましたし、学校運営協議会を設置して、地域で一緒になってそういう問題を考えていこうということでしたので、山県ならではのやっぱり教育を推進したい。だから、計画にあるからどんどんどんどんそれで進めるということではないという答弁だったと思います。私も少し安心をしました。

そこで、市長に御質問をいたします。

市長は対話と共感ということを常々おっしゃっています。私はこういう計画の進め方が非常に大切だというふうに思っているんですね。市民の暮らしや地域の実態など、将来を見据えて、いかに住民参加の中につくっていくか。

今、教育長からいろいろお話が出ました。教育分野だけではなくて、集会施設もかなり、これは計画の中に入っているんですね。そういう意味でいうと、本当に地域の、例えば懇談会とか、住民説明会とか、アンケートだとか等々を含めて、きちっと市民の声をこういう計画、実行の中に生かしていく必要があるのではないかと。

長野県の飯田市なんかでは、地域施設については地区別の検討会議というのを設置して議論をしている。どうしていくのかという議論もされています。

そういう住民の参加ということと、もう一つは、議会での実施に当たっての議論が私は必要だというふうに思っています。きちっと議事録が残る全員協議会で、こういう話をぜひしていただきたい。議員協議会ですと議事録が残りませんので、そんなことを含めて、市長にこういう進め方についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目のこういった総合管理計画を進めていく上での市民の皆さんとのかかわりですとか、そして計画を進めていく上におきましての説明責任を、行政側としましてはしっかりと、そういった認識のもとに進めていきたいということを考えております。また、そういった中でも、市民の皆さんの参加をいただきながら進めていきたいと思っております。

そして、2つ目の議会でのということでしたが、これは議会のことでございまして、そういった考え方で、議会で、例えば特別委員会をつくっていただくとか、そういった議会のかかわりの中で進めていただくことであれば、議会の皆さんでそういった旨を形にしていただければよろしいのではないかと思います。そういった中で、十分執行者側も説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 市民とのかかわりで、十分行政が説明責任をしていくというお話でした。

私は、そういう場をきちっと設けていただきたいということとあわせて、本当にその地域の中でのやっぱりきずなとか、助け合いの組織をどういうふうにつくっていくかというのは、これは市民を含めて、我々の課題でもあるというふうに思うので、ぜひこの問題を通じて、そういう山口市での地域でのコミュニティーづくり、きずなづくりがどんどん進んでいくというような方向でうまく進めていけるためにともに具体化を進めていきたいし、市としても住民参加の方向でいろいろ検討していただきたいというふうに思います。

それから、議会の中で特別委員会もつくってやったらどうかというようなお話でした。ここらあたりは、やっぱり議会としてこれをどういうふうにかかわっていくかということも含めて、今後、議論していくことになるというふうに思いますので。

いずれにしても、山口市のこれからの50年先というのはちょっと長いんですが、やっぱり将来的な流れの中で、公共施設そのものについて、私は全てそれをそのまま建てかえていくということは無理だというのは大前提です。しかし、そういう中で、どういうふうにしたらこの問題を市民丸ごとになって解決できるかということが大事だと思うので、そういう進め方をぜひしていただきたいというふうに思います。

それでは、質問の2点目に行きたいと思います。

これは、企画財政課長にお尋ねをいたします。

美山地区のデマンド型交通、こまめなハーバス、市街地循環路線についてお聞きをします。

11月28日に29年度の第2回山口市公共交通会議に、山口市地域公共交通網形成計画案が提案されました。私も傍聴で参加させていただきました。

市長は第2回の市議会の私への答弁で、公共交通の役割について5点述べられました。そのうちの1点、市民の利便性を高める、それから、4点目におっしゃった交通事故を

抑制する、この2点に関して、地域公共交通網形成計画案の提案に即して、6点お尋ねをいたします。

1点目、山口市が連携計画の策定に向けて行った市民アンケート、これは前の計画です、高齢者の皆さんの、バス停までの距離が遠い、帰りの買い物の荷物が大変だ、出かけたときの本数がなくて不便だ、行きたいところに路線がない、こういう切実な生の声が出されていました。ハーバスの利用者が少ない要因だというふうに思われます。

そこで、現状より改善されるイメージで提案されているこまめなハーバス、これはバス停とか本数をふやすとか、両方やるとか、いろいろあると思うんですが、こういうこまめなハーバスでは、こうした市民の声に応えるバス停の距離だとか、1日の運行本数だとか、どのように現状を改善して運行されるのかをお聞きしたい。

2点目、また、ハーバスの伊自良線の梅原地区、これは県道を挟んで南北に、山際に集落がずーとございます。実際に私、ここも歩いてはかたりなんかしているんですが、この問題を解決するために、この地域の地域バス調整会議、計画の中では定期的に何回か開催という話があったんですが、これはどのように現状は機能しているか、誰が責任者になっているのか、どうすれば梅原地区のこういう地域の要望が反映されるような形になるかというのをお聞きしたい。

それから、3点目は、高富・富岡地域でも幹線やハーバスが走っていない地域があります。蛸ヶ丘とか旭ヶ丘、石田町、尾右とか東野台、尾ヶ洞、中組や赤尾などですけれども、市街地循環路線を新たに設置して、東西の2ルートでエリアをカバーするという計画になっていますけど、これも実際に、じゃ、運行本数とか、バス停、どのくらいの距離で配置をしていくのかというような具体的なイメージをぜひ教えていただきたいと思います。

なお、参考までに言いますと、岐阜バスのいわゆる幹線、岐北線のルートなんですけど、例えば、焼橋を通るJR岐阜方面というのが29便あるんですね。岐北病院までというやつを入れると35便、岐阜方面から焼橋を通ってくるのは23便、岐阜病院からを含めると28便なんですよ。

だから、沿線の住民にとってはとっても便利で、18万人の自主運行バス利用者が、何と86%ぐらいがこの沿線の利用者なんですけれども、通勤通学が非常に多いということで、これも圧倒的に利用されていて、好まれている。これは非常にわかるんですね。私もこれは同意するんですけど。

一方で、ハーバスが走っている大桑線とか伊自良線の路線、市民アンケートの声のように、運行本数が少なかったり、利用者が少なくて空気バス状態になっているというの

も事実だなど。ここをどう改善するかということがポイントだというふうに思います。

4点目は、美山地域の昼の時間帯は、デマンド型交通が提案をされています。以前から乾の乗合タクシーというのは前日予約が必須になっていて、バス停も遠くて、セダンの車両でそんなに乗れない、市の契約している運賃、運行費も非常に高いと。ことしの春の予算のときに私が言いましたけれども、いっぱいそういう問題があつて、直接的には参考にはなりませんけど、全国各地の事例とか、国交省が提示している運賃単価なんかをベースにして考えていく必要があると思うんですけど、このあたりはどうか。

それから、第2回の市議会で紹介した東京の事業者でAVプランナーというところの受付システムの導入なんかもぜひ検討してみてもどうかと。事業者に関しては、この間、社会福祉協議会との依頼をして協議しているということでしたので、進捗状況をぜひ教えていただきたい。

それから、5点目、山口市がとったアンケートなんですけれども、みずから運転をやめますよという人が60、70という年代別で全部出ているんですけど、60代以降で車に乗らないというふうに表明している人が合計で4,342人おみえになるんですね。

統計数値によると、65歳以上の市バスの利用者というのが出ていて、山口市の例えば2万8,000の人口で計算すると、1日840から1,400人ぐらいの、3%から5%と言われているんですね。この公共交通の新しい形成計画案のところでは、平成31年度の目標数値が19万8,000人、300日計算でやると、1日、大体660人ぐらいと。

交通会議の中で、人口は減っていく中で現状維持をするんだから積極的だというような答弁がされていたんですけども、実際には、まだまだ、こういう利用者の具体的な悩みだとか声だとかということを改善していったら、この数値は変わっていくものだというふうに私、思うんですね。全国的な統計からいってもそうなの。このあたりはどういうふうに考えられてみえるか。

それから、最後ですが、これも公共交通会議に参加してまして、有識者の副会長の秋山先生がこの会議の最後のコメントの中で、こんなことを言われていたんですね。

1つは、山口市は路線ごとに非常にスタイルが違ふと。だから、それぞれの地域ごとの声により、いろんなタイプのコミュニティーバスがあり得るのではないかと。その点で、地域ごとに組織として、地域の意見を取りまとめるということを考えてくださいというふうにおっしゃいました。

2つ目は、こうした計画ができてしまうと、それで終わり。実際やってみるとうまくいかないという例があると。だから、こういう例がよくあるので、その後のマネジメントがきちっとしていないといけないんだと。だから、利用した人たちとか、運用した

りする人たちの意見をまとめてもらって、将来のことを考えると、このあたりを想定した準備が必要なんだというアドバイスがありました。私、非常に貴重な御意見だなと。

山口市は本当に路線ごとにスタイルが違う、地形も違う。それぞれの地域ごとの声を、地域ごとに組織として、地域の意見を取りまとめる。そういう意味では、地域バス調整会議なんかも含めてそうだと思うんですけど、そういうことが今後必要じゃないかと。

最初のころに市民の検討会議、連携計画のときはやりましたね。私も何回か出たんですけど。ああいうことで、きちっとやっぱりもっともっと多くの人たちが参加しやすい、例えば土曜日とか日曜日の昼間ですよ。本当に車に乗れないお年寄りが、みんな乗せ合って、歩いて来て参加できると、そういう生の声がきちっと生かされるような進め方を今後していただく必要があるんじゃないか。

その点はどうなのかという6点についてお伺いをします。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、現在策定を目指しております地域公共交通網形成計画は、本市内において東海環状自動車道のインターチェンジの開通が平成31年度に目指されていることも踏まえまして、これに伴う交通拠点を整備し、これを生かした交通体系を一部再構築しようとするものでございます。

そこで、1点目のお尋ねで、これはパブリックコメントでもちょうど御意見があったかなと思うんですが、1つ、毎日通らなくても、たとえ週に1回でもよい、各地区の集会場前とか公園をバス停として、市民がハーバスの便利さがわかり、利用できるように考え、そのコースをずっと走り続けてほしいといったようなコメントもいただいております。

そういった考え方についてのお答えとしますが、現在のハーバスにつきましては、最近市内のショッピングセンター敷地内まで入り込むようにしたこともありまして、バスヘルパーさんの御協力もあり、比較的多くの方に喜んでいただき、利用者は増加傾向にあります。

しかし、車両の大きさの制限もあり、各地区の集会場等へきめ細かく入り込むのは困難な地域が多くあるのが実情でございます。

そこで、本計画におきましては、人口密度低い美山地域においては、昼間はより小型の車両によるデマンド型交通を主体とする一方で、比較的人口密度の高い高富地域等においては、新たにより小型の車両を導入して、よりきめの細かい停留所を設けた市街地循環線を導入しようと考えている計画でございます。

具体的な方法につきましては、可能な限り乗り場は自宅近くへ、運行本数も現実的な経費の中でのなるべく多くしたいとの意向は持っておりますが、現時点では、この具体的な方法はまだ決めてはおりません。今後、地域の方々からの御意見も頂戴し、現実的な手法の中で、より多くの方に利用していただける方法を検討してまいりたいと考えております。

2点目についてでございますが、まず、地域バス調整会議につきましては、基本的には、地域住民の方々为主体となるものです。前、地域公共交通の総合連携計画をつくった折には、最初ということもございまして、市が主体でやりますから集まってくださいでしたが、今は地域住民の方々为主体となっていたいただいた地域バス調整会議、ここが違いますが、これを開いていただき、これまでも要請に応じて、私ども職員も参加させていただいたところでございますが、そういった地域バス調整会議の責任者につきましては、そこでいただいた御意見を踏まえて改定した場合の結果責任というのは、当然、行政にあるわけでございますけれども、その会議の責任者を誰とするのかは、行政のほうとしては決めているわけではございませんが、一般的には、地域バス調整会議は加入率の高い自治会連合会長さん方が主体になられますので、会長さん方がそういう会議の責任者かなということを想定しております。

そこで、お尋ねになりました梅原地区については、議員御発言のように、集落間の真ん中に、今現状、路線がありまして、南北いずれの集落からも離れている実態にあります。

そこで、かつては、御承知かと思いますが、高田とか利用が多いと考えられる北側の集落の道路を路線としていたことがありましたが、結果的には利用者が少なく、現在の路線に戻したという経緯もございます。赤尾線というものもありましたが、これも利用者が結果的には少なく、廃線しております。

ただ、その当時からは情勢も変わってきておりますので、現時点でこれを必ずしも断定的に否定するつもりではありません。

そこで、仮にかつてのような路線変更が望まれる場合には、まずは梅原地域での合意、南北、どうするのかというその合意をなるべく地域の方で話し合ってください、また、これは伊自良地域の方にも影響を及ぼしますので、伊自良地域でもそのような話し合いをしていただいて、そして、市全域での認知といったステップを踏むことになるかと思われまます。

最初の梅原地域での話し合いというのは、当該地区の自治会連合会等が主体となることが想定されます。伊自良地域も同様ですが、逆に、地域をまたがるような場合には、

市もある程度の働きかけ、合同でやるとかそういった働きかけは、私どもも必要になってくるかと考えております。

3点目の市街地循環線につきましては、先ほども申し上げましたように、より多くの方に利用していただける方法を現在検討中の段階でございます。

こうした新設路線等につきましては、一般的には乗るか乗らないかというと乗りますよという意向が高くありながらも、実際に運行すると余り乗られないケースというのが全国的にはよく見られる実態でございます。そこで、来年度には実際に試験運行をして、より多くの方に利用していただける具体的な方法を模索してまいりたいと考えているところでございます。

なお、この試験運行の具体的な方法につきましても、現時点ではまだ検討中ということでございます。

4点目の美山地域の昼間のデマンド型交通の経費等につきましては、当然、私も全国各地に多くの事例があることは承知しておりますし、そうした事例を入手するチャンネルということで、例えば学者とか自治体、国、業者等、いろいろございますので、必要に応じて、それも参考していきたいとは考えております。

ただ、乾地区の事例につきましても、当然ながら、当市でのいいところ、悪いところを踏まえて、参考にして検討してまいりたいと考えております。

そして、その実施主体につきましては、市の社会福祉協議会で実施していただけないかどうか検討しておりますし、少なくとも来年度、試験運行をしたいと思っております。これにつきましては、社会福祉協議会にお願いしたいなど、現時点では考えております。

そして、予約システムに関しまして、具体的な事業者名を御紹介いただきました。私もそのとき一緒にお話を伺いまして、場合によっては現実的な方法だなということは認識いたしております。

しかし、ほかの業者からも私、聞いたことがございまして、そちらも現実的な手法だというふうに受けとめておりますので、実際にどのように当市で運行するかということ踏まえまして、その運行方式に最も適正なシステムを見きわめつつ、実際に事業を実施する主体とも調整しながら進めてまいりたいと考えております。

5点目は、全国的な統計上でのお話でございましたので、それについて、まず、私どもの考え方を述べさせていただきます。

議員御発言の出典が、ちょっと調べましたけど明らかではございませんが、そもそも、65歳以上のバス利用者が3%から5%というお話でした。だとしますと、これ、全年齢

で適用しますと、もっとバス利用者の比率は高くなるというのが一般的な考え方です。また、その利用率というのは、都市部と山間部では1桁ぐらい違う実情にあります。

そうした中で、私は3から5というのは割に低い数値かなと思いますが、そういったものを本市に当てはめて、本市の利用人口が標準的には840人から1,400人というのは、ちょっと少ないのではないかなという気がしておるところでございます。

ちなみに、19万8,000人の目標数値でございますが、これは本市の自主運行バスだけの数値でございます。営業路線分がカウントされておられません。議員も今、お話がありましたが、本市を通る営業路線としましては、岐阜高富線、それから岐阜女子大線、高美線ということで、この3つの平成28年の利用者数は年間235万人でございます。ただ、市内のみのバス停での年間乗降客数というのは、これを拾いますと、25万人強でございます。

これは必ずしも市民ばかりとは限りませんが、参考までにこういったことを議員御発言の算式に当てはめると、約1,500人ということになりまして、全国の利用者よりも高いということになるわけですが、私ども、いずれにいたしても、その全国数値よりも、本計画の目標においては、人口減少が避けられない中でさらなる利用者の増加を目指していこうとして設定しているということで御理解いただきたいと存じます。

最後の6点目の学者の発言に関してでございますが、秋山先生には本市では発足以来、お世話になっておりますが、かねてから、利用される当事者の民意をととても大切にしておられまして、役所のほうが机上だけで進めていこうとすると、場合によっては強く叱責される方もございます。

今後、こうした先生のお考えの御助言も承りつつ、市民の方々との適切な話し合いを進め、「どの世代においても住みよい、便利で快適なまちを実現する地域公共交通体系の構築」を目指してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 時間があと5分ぐらいしかありませんので。

いろいろお話をされたんですが、お話の中で、やっぱりこういう地域公共交通をどうするのかという意味では、市民の議論の中で自治会連合会の役割というのは大きいということなので、またこういうところも含めて今後相談しながら、きちっと地域の要望を上げていきたいと思っております。

この前、アンケート、パブリックコメントということで私も積極的に書きましたし、実現する会は役員が集まって、会としての意見も出させていただきました。

この中に、この間、書いてはいなかったんですけど、具体的な冒頭で書かれている中身で、今、80過ぎの人が数名のお友達を、自分が運転して買い物に連れていっていると。多分、そういうのって、山県市なんかではかなりあると思うんですよね。

その方がおっしゃられるには、本当に喜んでもらっているんだけど、事故が起こったらどうするか、非常に自分も高齢になってきて不安だということをおっしゃって、パブコメに参加されました。私は本当にそういう声をきちっとやっぱり計画の中に反映させていくということが必要だと思うので、具体的に今後さらにこの中身を詰めていきたいと思います。

何点かまだ課長にお聞きしたいと思ったんですが、余り時間がないんですけれども、例えばフィーダー線をデマンドにかえると補助金はどうなるかとか、それから、先日の会議でもあったんですけど、美山の人たちは、奥から来たときにバスターミナルにとまるんじゃないくて、岐北病院まで行きたいんだと。ところが、奥を小型バスにすると、直行できないという、そういう悩ましい問題なんかがやっぱりあって、じゃ、それ、どうしたら解決するのかということも、これは今後、具体的に検討をしていく課題だと思いますので、そういうこともお聞きしたかったんですが、時間がありませんので、今後、そういう問題を、一つ一つの問題を。

大事なものは、どういうふうにして解決するかですよ。どうしたら解決できるか。その条件を探って、1つずつやっぱり潰して、本当に地域の中で生かされる公共交通、それがみんなでつくる公共交通だというふうに思いますので、ぜひ今後詰めたと思います。

それで、市長に再質問をいたします。

この間、2年半、議会で毎回ずっと取り組みをしてきて、私はこれを取り上げてきました。ここまで認識が一致したというのは、1つは、やっぱりデマンド型交通は美山地域はやろうと。これが1つですね。

それから、高富・富岡地域でも、ハーバスでカバーし切れないやっぱり地域がある。これも何とかしなきゃいけない。これもようやく一致をしてきました。

もう一つは、デマンド型交通。問題は、市長が運行事業者をどこを確保するかと。これもやっぱりそこに焦点が当たっている。先ほど、社会福祉協議会と協議されているという話もあったんですけど、やっぱりこういう問題は、もう一歩進めていくにはどうするか。

財政問題、きょうはしゃべりませんが、なかなか地方交付税が減っているという話ですが、毎年1億ずつ減っていますよね。もうそろそろたどり着いて終わりかなというふうに思うんですが、一方で、やっぱり子育て支援に3歳児以上、1億700万を毎年出し

て、そういう政策をやるんだと。それから、この間、エアコンもようやく2億5,000万近くで設置をしていただいたりということで、必要なことはやっぱりやるということをやられているんですね。

デマンドバスというのは、別に数千万とか1億円を出せと言っているわけじゃないんですよ。昼の時間帯に、少しぐらいふえるかもしれませんが、ぜひ市民の願いをとということなので、ぜひそういう角度で市長に考えていただきたいと思うんですが、2つお聞きします。

1つは、私、いつも市長の本気度と言っているんですが、前回の6月の議会で言いました美濃市のデマンドタクシー、これはぜひ見てきてくださいと言ったんですけど、1点目は、実際に視察をされたかどうかということ、1つです。

2つ目、16日で、実は市民報というのを私、出しています、ここにもずっと書いているんですけど、具体的な東京の事業者さんが提案している中身。これは具体的な提案内容も含めて、DVDも含めて資料があるので、後で聞いたら、市長さんところへは届いていないという話でしたので、これ、ごらんになったかどうか。ごらんになったら、感想をお聞きしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の美濃市の視察ということですが、私は視察には行っておりません。

そしてまた、民報の、具体的に記憶しておりませんので、見たのかもしれませんが、議員が発行してみえるものですか。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○市長（林 宏優君） それは私は見ておりません。

以上でございます。

○8番（福井一徳君） ありがとうございます。ぜひ今言った2つは実行していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時より再開いたします。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 9 番 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、大きな視点から2点、市長に質問をします。

まず、最初に、平和都市宣言の制定ということでお尋ねをいたします。

最初にお断わりしますが、何で今ごろこんな大きな問題やということになるかと思えますけど、私は山口市以外で長いこと生活をしてきて、外から山口市を見てきました。山口市はアピール性が少し弱いのではないかなといつも思っておりました。いい機会だから、アピールしたらどうかという思いがあります。

2点目は、平和都市というのは、政治性は弱くなければいけない。政治性が弱いということは、言ってみれば市民サイドからという、そういう視点が大事だというふうに思っていて、仮称で結構でございますが、平和都市宣言をしたらどうかと。

まず、1点目は、非常に今、平和都市宣言するのにチャンスだと思います。

第1は、皆さん、御案内のとおり、10月6日にノルウェーのノーベル賞委員会がノーベル平和賞をジュネーブに拠点を置く国際非政府組織、核兵器廃絶国際キャンペーン、I C A Nに授与すると発表をいたしました。

I C A Nを調べてみますと、2007年、核戦争防止国際医師会議の想起で、2007年にオーストラリアで発足をしておりまして、平和、軍縮、人権などの問題に取り組む100カ国超、470団体の連合体組織というふうに言われております。この核戦争防止国際医師会議というのは1980年に発足をしておりまして、もう既にその5年後にノーベル平和賞を受賞しているわけでございます。

そのノーベル平和賞がこうした団体に贈られたという、この時期に平和都市宣言を行うのが意義があることだということふうに、まず、思います。

第2は、ことし7月でしたけれども、国連本部で122カ国と地域の賛同を得て採択されましたのが核兵器禁止条約、どの国も核兵器を使ってはいけないという法でございます。来年には批准されて、発効する見通しになっております。

日本は核の傘ということで、これに参加しておりません。N A T O諸国も同じような意味合いで参加しておりません。アジアには、インド、パキスタン、中国、北朝鮮、イスラエル、そういった核保有国が参加をしていないわけでございます。

しかし、その裏には核兵器の非倫理性と非人間性が根本から問われているのに、どうして参加をしないのかという世界各国の批判は大きく強い、そういう状況にあります。

第3のチャンスだということは、これは新しい情報でございますけど、11月5日に北朝鮮分析サイト「38ノース」というのが発表しております、仮に今、核戦争が勃発したとすると、まず、東京都とソウルは壊滅するだろうと発表しております、死者210万人、負傷者770万人に上るといふ推計結果も公表しております。これ、最新の、新しい情報です。勃発が起こらないという保証はないというふうに書かれておりました。

日本は過去に、さきの大戦において、軍人と、そして殺してはならない国民を合わせて310万人という戦死者を出しております。その膨大な犠牲の背後にあった悲惨さ、愚かさ、無謀さを我々は忘れてはならないと思いますし、それに学ばなければいけないと思います。

私は先般、『インパール作戦』というのを1冊読みましたけれども、その中には、上層部は末端の国民を虫けらにしか扱っていなかったと、そういうことがる書かれておりました。今を平和に生きている私たち世代が必ず生きる世代に不戦の誓いを立てるといふことは、極めて重要なことだと認識をいたします。

4つ目のチャンスというの、核のごみを始末できないと、人類は自分で制御できない魔物をつくったというふうに言われております。

ちょうど6年前に当たりますけれども、ある方からお手紙をいただきまして、講演会を行うので、ぜひ出席をしてほしいということでございましたので、垂井町へ行って講演会を聞きました。講師は何と、外務大臣をやっている河野太郎さんでした。

河野太郎さんは開口一番、こう言いました、みんなの前で。私は自民党員です。その中で唯一、核や核廃絶にみんなに訴えているのは私1人です。はっきりおっしゃった。

そうして、大きなお話を2つされました。

1つは、高速増殖炉もんじゅのお話でした。

これはもう廃炉しなければ、将来の日本の可能性はありませんよ。いわゆる核のごみ、プルトニウム、これを高速で何とか使って再利用しようという発想でやっておるわけでございますけど、当時はちょうどナトリウム流出問題がございまして、中断をしておりました。

ちょうどそのタイミングで河野さんがおっしゃったのは、もう今までに1兆円以上お金を費やしてきたけれども、これがうまく機能するということはありませんよと。だから、私はもう廃炉にしなきゃいけないということをしょっちゅう言っておりますというお話でしたが、どうですか。今になって、きょうか、あした、廃炉の調印が行われるわ

けでしょう、敦賀で。これもタイミングよく、こういう機会に廃炉が決定して行われるわけでございます。

もう一つは、核のごみは始末できないということをはっきりおっしゃいました。

最初はフランスあたりへ輸送してというような安易な考え方で進んでいたけれども、実際にフランスが断ったので、もう日本は日本でやるということで、青森の五所川原へドラム缶で、数字は忘れましたが、保管をしているんですよ。

これはどうするかというと、もう地下に埋めるしかない。しかし、それを埋めても、30万年ぐらいはプルトニウムを発生している、そういう恐ろしいものですよ。だから、どこに埋めるか、そして30万年どうするかという、そういう期限を考えたときには、もう原発をやめなきゃいけないと、そういうお話でした。

もう今、外務大臣ですから、ものすごく期待できるわけですよ。これもチャンス。

その後、小泉純一郎さんが、もう捨てる場所がないんだからやめるということを出したの。核のごみは始末できないという現実があるということ、それが今、見直されておりますので、チャンス。

最後に、5つ目は、林市長の市政運営の根幹には、先ほども質問がありましたように、対話と共感が息づいているわけですね。私、これはものすごく評価しているんです。

対話と共感って、対話というのは、大体、同じ考えのものがこうやって並んで話したって対話にならんよ。何かが違うから対話をするわけですよ。そこの中から何が出てくるかということ、自分に気づいていない異質性に気づいていく。そこに初めて対話が成立し、共感が成り立っていくわけです。共有できるものができてくる。

私は、この平和という問題は理念であって、もう答えが出ている。そこへどうやって向かうかというのは、市民と対話して共感をしていく以外にはないと思っているんです。これはちゃんと学者も言っていますよ。この問題は政治では解決できないんだと、そういうことをきちんと言っているんですよ。

1964年だったかな、オリンピックが開かれたじゃないですか、東京オリンピックが。あのときに中国が初めて核実験を行ったんですよ、あの年に。それは日本はオリンピックでわいわいわいわ湧いていますから、そんなに注目しないで、発言も弱かったんですよ。当時の佐藤栄作はアメリカの大統領のジョンソンと個別に話をして、中国がもし核戦争を起こした場合はぜひアメリカが同盟国として守ってくれという、その話が成立して、今の核の傘という言葉ができてきたんです。ずーっと続いてきた。

しかし、核の傘のもとでは核を、被害を除くことはできませんよということが、今、明確になりつつあるんです。さきに東京やソウルが壊滅状態になったら、もう日本死滅

すると同じことだということが書いてありますからね、この発表に。だから、そういうものを市民の力で何とか平和な国にしていこうじゃないかと、そういう話し合いをして、都市宣言をしたらどうかなというのを提案して、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

私は、8月に平和首長会議に出席をさせていただいたことによりまして、また改めて平和の大切さを痛感し、11月の山縣市戦没者追悼式では、さきの大戦で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、戦争の悲惨さや愚かさを思い、次の世代にそのような悲惨な経験をさせてはならないという強い思いを抱いているところでもございます。

また、さきの定例会で答弁しましたとおり、都市宣言につきましては、その時々々の社会状況を反映した特定の思想、あるいは市の姿勢を当市の内外に表明するものでございます。

こうした中におきまして、議員の御発言のように、現在の日本を取り巻く東アジア諸国の動向など、最近の国際情勢を鑑みますと、私といたしましては、平和の大切さを改めて認識していただく機会を市民に提供することが大切であるとの思いに至っておりますし、また、ことしのノーベル平和賞が核兵器廃絶国際キャンペーン、I C A Nに授与されたことを1つの大きな契機といたしまして、平和に関する都市宣言に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的な宣言の時期や作成のプロセスにつきましては、今後、早い時期に検討してまいりたいと考えておりますので、議会に対しましては、検討が進んだ段階で、議員協議会等、報告の機会をいただきまして、御意見をお伺いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 前向きに検討していただくということでございますので、時間をかけてまた審議していただきまして、ぜひそういったアピールをしていただくとありがたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

叱られるかもしれませんが、アピール性が弱いという点でいいますと、子育て支援の問題も少しアピール性が弱かったのではないかなというふうに感じておりますけど。

実は、保育料無料という新聞がでかでか載りました、山縣市。その日に、武藤議長も一緒でしたけれども、私たち、ちょっと可児市へ出張しておりました。掃除をしている人たちにおはようございます、御苦労さんと言いましたら、どこからお見えになりました

たかといって、こうやって聞かれまして、はい、山口市ですと言ったら、すぐにこう言われましたよ。山口市って、お金があるんですねって。いや、お金がないんですって、貧しいところですよと言いましたら、いやいやいやいや、保育料無料化ってすごいですね、私たちのまちもやってもらいたいんですよとおっしゃいました。

それくらい、すごいですね。次の日の朝なんですよ。だから、やっぱりあれではあれだけの重みと、それから、みんなの関心を寄せた話題だったと思います。あんなものにお金を使って何やという人もありましたけど、それは人それぞれの考えでございまして、山口市が大きな現実問題の課題として取り組んだということには、私は意義があったというふうに思っております。

それで、せっかくの機会でございますので、国が先駆けてやったこれを横取りするように今度やっていくわけでございますので、そうすると、同じ、平等になってしまうじゃないですか、せっかくうちがどかっと上げて、何とか子育てで支援を有利にしようと思った思惑も外れてくるわけでございますので。

やっぱり大垣市も、子育て日本一といって掲げてもう長いんですよ、かなり。しかし、無料化はしておりませんよね。無料化した時点で、私、調べましたら、無料化しているのは全国的にもほとんどなかったんですね。それで、部分的に補助を出しているというところは幾つかありましたけどね。そういう意味では非常に印象強く、若い人たちの関心も強かったと思います。

今度、ゼロになって平等になりますから、そうすると、この成果がどういうふうになっていくのか、ちょっと心配をするわけですね。ぜひ、できたら日本一だけは大きくいったほうがいいんじゃないかというぐらいに思っているんですけども、お金のほうの問題もございまして、財政当局はそんなにお金は使えないのでというようなお考えもあるようでございますけど、私は、こういう問題は投資しないとだめだと。

株、高くなったでしょう、ものすごく。あれ、持っておらん人は何にも、高いとかすごいなという実感がないと思うんですよ。投資した人はものすごい実感があるの。本当にわずかな株でも、1週間ぐらいでその倍ぐらいの利潤が出てくるわけでしょう。

だから、子育ての問題も、こんなものに何で投資するかということになりますけど、私は投資していかないと、人口の減少の幅というのは下向きになってくると思うんですよ。地道にやっておけば、やっぱりそれなりの成果というのが期待できる。

最近、市民の声を聞いておると、山口市というのは、まあ、いずれ、あれやなあ、岐阜市と合併やな、おまえらどう考えておると、そういう声が出てくるようになった。これが出てくるようになっただけ、おかしいんですよ。

だから、やっぱり少なくとも岐阜市と、子育てに関しては負けないだけのものを投資していくという考えでちょっとお聞きをします。

まず、最近のデータでいいますと、晩婚になってきておる、ものすごく。25歳から29歳で、まだ未婚の方ですよ、72%が男性、女性が58%。子供を産んであれすると、もう30代ですよ。これがひとつ非常に人口減に影響と、影を落としているというふうに発表されておりますので、晩婚対策はどんどんやるべき、総合的に手を打っていく必要があると思います。

それから、2つ目は、合併以来、転出のほうが上回っているのではないのでしょうか。データを見ますと、転入よりも転出が多くなってきている。

その理由はさまざまあるかと思いますが、せっかくつくっていただいたこれ、これにも書いてありますけど、対策として子育て支援の世帯、移住定住をさせるということでございますのでね。

人口減少をしていかない大きなもとは、働く場があるということですよ。どこか、調べましたけど、企業が必ず活躍していますよ、大きな企業も小さな企業もあわせて。それが1つの基本になっております。それから、2つ目は、住宅環境ですよ。それが整備されているということでございますので。

この転出に限って言いますと、なぜか、要因はわかりませんよ、さまざまな要因があるかと思いますが、やっぱり何とかそれを食いとめていかなきゃ。

原因を聞きますと、ある程度、小中学校かな、高校までかな、山県市に住んで、そうして大学なら大学へ行って、そして一旦戻ってきて、それから結婚とか就職とかで出ていくというようなケースもあるというふうに聞いていますので、その問題で考えますと、返済不要の給付型奨学金というのは必要ではないかと。

これ、岐阜市が始めたって新聞に載っておりました。岐阜市が名古屋市へ行くとかというように、これを何とか食いとめなきゃいけないので給付金型を起こしたということが、情報、出ていました。

うちなんかは詳しく調べなきゃいけないと思いますが、岐阜市へ出たり、名古屋市へ行ったりという、そういう人たちをやっぱり食いとめていかないといけない。やりたないかもしれんけど、やんなあかと私は思っていますよ。転出は多くなってくるのは、もう減少につながっていくわけですから、直接に。だから、そういうものを考えていただけないかということでございます。

それから、先ほどちょっと言いかけましたけど、ここに書いてある、20代後半から40代前半までの子育て夫婦世帯200世帯を移住定住させますと書いてあるんですね。私はこ

ういうのはキー・パフォーマンス・インジケータの典型やと思いますけど、これ、いいことを書いてあると思うんですよ。挑戦していくということですから、これに。

ところが、内容を見てみますと、余り移住は、あの辺のところにとまっているんだそうですね、岐阜と高富との境のあの辺で。そうすると、何か対策を打っていかないかね。私は移住問題も難しいのかなと思いますので、その辺もあわせて考えていただくようにしてはどうかというのを思います。

最後ですけど、小さな問題かもしれませんが、未婚率のデータをずっと調べてみますと、40代で結婚して、そして、50近くになって子供が生まれて、そして、PTAの参観日に行ったらおじいちゃんと言われるようなことになってきているという現実の数字、出ておりました。だから、婚活も世代で分けて、丁寧にやっていくという必要があると思うんですよ、若い人だけやなしに。そうすると、婚活に目を向ける人もふえてくるし。

最近のある事業所が発表しておりますけど、婚活は、お茶を飲んで、コーヒーを飲んで、食べる時間のようなものをもったいなく節減する行政はだめやと書いてありました。どうしてやるのといったら見学をするだけ。目的は見学するだけで1万5,000円、1日。そして、女性20人、男性20人。

それがものすごくはやっておるんだそうですね。今度、大阪のほうでもやると。それで、あるところを見たら、もう次のときに、はい、乗ったら、チェンジング。席をかわって、交代して、あっ、あの人いいなと思ったら、情報交換だけして帰ると。それがものすごくはやっておるんだそうですね。一回業者に聞いてみてください。業者に任せてもいいと思うんです、私は。そんなことで、婚活をぜひやっていただきたいと思います。

幾つか申し上げましたけど、ぜひ日本一を続けてもらいたいなと、声だけでもいいので。

それから、2つ目は、やっぱり晩婚対策はいろいろ総合的にやってもらいたいと。

それから、転出率がちょっとでも変更できるような、返済不要、給付型奨学金はどうかということと、それから、住居の有利さ、もうちょっとあの辺でとまらないように、こっちへ来てもらいたいなという思いが強いわけでございますけど、その辺について、ちょっと市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

議員御発言のように、国では幼児教育の無償化につきまして、来年の夏までに結論を出すべく、検討が開始をされています。

既に本市では、3歳以上児の保育所の無償化等の制度を国に先駆けて実施しており、

近年、基金を取り崩して決算してきている、こうした状況の中にあきましては、大変歓迎すべきことと感じております。

さて、議員御発言のように、本市にとりまして、この人口の減少対策は喫緊の重要な課題となっております。そうした中、本市の人口動態につきましても、1995年までは増加していましたが、現在は著しい人口の減少となっております。

そこで、この人口の増加していたときと現在との違いを分析いたしますと、実は、市外へ転出される方は減少傾向にあるのでございますが、反対に、転入がそれ以上に減少しているということが大きな違いであることがわかっております。

そして、減少している転入者というのは、30歳前後の方たちであるということもわかっております。ただ、残念ながら、現時点でこうした人たちがどういう人なのかまではわかっておりません。しかし、少なからず、一旦本市を離れた方がまたUターンしなくなったということも、大きな要素の1つであると考えられます。

このような状況におきましても、本市に住んだことのない方を呼び込むことも大切ではございますが、むしろ、一旦本市を離れた方、そういった方を呼び戻すことのほうが大切ではないかと考えられます。

そこで、職員の中から出ている意見としましては、例えば、市外の多くの成人が戻ってこられる成人式などを活用して、市内企業を認知してもらい、そういったコーナーを設置してはどうかというようなお話もございました、意見もございました。また、市外で下宿している学生等が帰省して、就職試験を受ける場合の旅費を助成してはどうかというような意見も出てきました。

こうしたことは、一旦本市を離れた方々のUターンにとどまらず、友人、知人も引き込む、市民自身によるプロモーション効果もあるのではないかと考えられます。実は、こうした世代を呼び込むことは、本市の低い合計特殊出生率の改善にもつながっていくのであろうということもわかってきております。

いずれにいたしましても、現代の我が国におきましても、短期的ではなく、中長期的な視点での人口減少対策における特効薬のようなものは存在するわけではございません。幅広い政策を複合的に展開していくことが必要であると言われております。

しかしながら、本市のこうした厳しい財政状況を鑑みれば、あれもやり、これもというようなことはなかなかできないわけではございますが、そのためには議員御発言のように、政策効果が目に見えてわかるような施策へ重点化をしまして、メリハリをつけた政策を展開していくことが大切であると考えております。

冒頭にも申し上げましたように、本市にとって人口減少対策は喫緊の重要な課題であ

ります。具体的な施策につきましては、こうした視点も持ちながら、来年度予算原案策定の中で検討し、少しでも効果的かつ魅力的な提案をしてみたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 今、市長もおっしゃっていただきましたように、本市としての大きな課題でございますので、ぜひきめ細かく、やるべきところは投資してやっていくということが大事だと思っております。

これ、過去に経験していない状況をこれからずっと経験していくということでございまして、これをやったら成功するというような道筋はなかなか見えてこないと言われております。課題でございますので、私たち議員としても市政の中で、そういったものを応援できるものは大いに応援して、一緒になって課題解決に向かっていく必要があるというふうに思います。皆さん方もお知恵を出していただいて、頑張ってくださいようお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

通告順位10番 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それでは、議長より発言の許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

先ほど先輩議員からの質問も今ありましたが、人口減少対策ということで質問がありましたが、私からは移住定住対策についてということで質問をさせていただきます。

昨年度、第3回定例会において、私の初めての一般質問で若者の移住定住対策についてをお尋ねしましたが、1年数カ月が経過しまして、その後の状況についてお尋ねします。

山口市では、平成27年度に空き家調査を開始して以来、移住コンシェルジュによる相談窓口の開設、また、移住体験モニターツアーの実施、空き家改修や新築等に対する補助など、さまざまな施策に取り組んでこられました。

今年度、第2回定例会において、他議員の質問に対して、平成28年度中に空き家を活用して市外から本市へ移住した人は14世帯33名であるとの答弁がありましたが、移住者が少しずつふえているということで、やっぱり今までの施策の成果があらわれているのではないかと感じています。

さて、10月に行政視察研修で山形県上山市を訪れ、移住定住施策についての話を伺ってきました。移住相談のワンストップ窓口を東京から移住した地域おこし協力隊員の方が担っており、移住者目線で実体験に基づいた相談ができるとの話を聞きました。また、

地域おこし協力隊員の方は、募集段階で活動内容を明確にして募集することによって、4名の優秀な人材が集まったとの話も聞きました。

山県市においては、現在、移住や空き家に関する問い合わせ窓口は、山県市まちづくり・企業支援課、それから、美山支所、NPO法人山県市総合ボランティア・サポートセンターの3カ所で行っておりますが、相談される方にとっては、やはり1つのワンストップ窓口で集約して行っていただきたいと考えますが、今後の方針をお尋ねします。

また、地域おこし協力隊員の方について、現在どのような方針で募集をしており、応募状況についてもお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

現在、本市における空き家を利用し、移住を希望する方への問い合わせについては、NPO法人山県市総合ボランティア・サポートセンターが空き家相談窓口として旧西武芸出張所で行っていることは御承知のとおりでございます。このほかにも空き家バンクの登録物件の掘り起こしや現地案内などを担っており、まちづくり・企業支援課では、こうした問い合わせに対して、空き家を探す方についてはこの窓口を紹介するとともに、ふるさと暮らし奨励金の事務についても行っております。

美山支所については、主に空き家バンク登録事務のほか、北部地域への移住希望者の対応や田舎暮らし空家活用補助金の事務を行っております。

議員御指摘のとおり、相談窓口はできる限り1カ所で行うことが理想だと考えます。例えば、空き家バンクの登録なども簡素化し、空き家の所有者や利用希望者の手間を軽減することは、移住の促進につながることでと考えております。

地域おこし協力隊は、美山支所で事務を行っているところでございます。御承知かとは存じますが、地域おこし協力隊員は、人口減少が著しい地域に地域外の人材を受け入れ、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援など一定の期間従事し、地域力の向上に資する取り組みで、総務省が提唱している事業でございます。

本市でも隊員の募集を行っており、募集の方針としましては、林業による起業活動、森林資源活用活動、遊休農地を活用した農業活動、体験型観光プロデュース活動の項目で募集してまいりました。

また、隊員の共通活動任務として、地域コミュニティー活動への参加、空き家の利活用による定住推進活動、地域で活動する団体等との連携、SNS等を活用した情報発信、住民の生活支援活動などにも参加していただいております。

募集状況につきましては、平成29年度募集人員は5名に対して、現在2名が4月より

着任しており、追加募集により2名の方の面接を終わったところでございます。平成25年度には7名の募集に対して13名の応募がございましたが、近年は多くの自治体がこの制度を利用しており、本市への応募者数は減少傾向と言えます。

地域おこし協力隊員及び退任者においては、移住者としての経験談をさまざまな機会に移住希望者等へ語っていただき、移住促進にも貢献していただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま御答弁いただきまして、相談窓口の一本化については今後考えておられるとのことですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

地域おこし協力隊員については、新たに2名の方の面接が終わったとのことですが、過去には任期途中で帰られた方もみえますし、隊員の方の人生を左右するものでもありますので、定員に達しなくてもしっかりと検討された上で採用していただきたいと思います。

再質問は、1点目に、募集の方針についてですが、林業、農業、体験型観光の活動などを項目として挙げられておりますが、これらの項目は地域からこういう人が欲しいということでこういう項目を挙げられているのか、ほかに設定理由があるのか、お尋ねします。

2点目に、任期終了後も山県市に定住していただくためには、採用後に定期的にフォローする体制が必要かと思えます。

私の知り合いで、三重県の尾鷲市に仕事の関係で移住された方がみえますが、尾鷲市の空き家相談に市役所を訪れたことがきっかけとなって、市の職員の方と地域おこし協力隊員の方が歓迎会を開いていただいて、そのことによって地域にすぐ溶け込んだという話を聞いております。

その方の溶け込みやすいような性格もあるとは思いますが、地域の方との交流の場を設けるなど、採用後のフォローをお願いしたいと思います。いかがお考えでしょうか。

次に、昨年度から今年度にかけて、移住希望者向けの市内見学会や就労体験などを実施されておりますが、これは、まずは山県市を見て、知って、興味を持ってもらう上で、大切な入り口となる施策であります。そして、次のステージは、一定期間、実際に暮らしてみる。いわゆる、お試し期間ということになります。

実際に、近隣市に住んでみえる方から話を伺ったことがありますが、山県市内で暮らしを体験できるような、そういう空き家があれば、そこでしばらく生活しながら、その方は岐阜市の職場ですので、岐阜市の職場のほうに通いたいという話も聞いております。

例えば、現在ある空き家をリフォームして、お試し滞在の住宅として活用するとか、または独身の方向けにはシェアハウスを用意するとかが考えられます。一定期間、実際に生活しながら、先輩移住者や地域の方とも交流することによって、暮らしが具体的にイメージしやすく、移住してからもスムーズに地域に溶け込むことにつながります。

そこで、3点目に、このようなある一定期間滞在できるお試し滞在の住宅、または、シェアハウスの整備についてのお考えをお尋ねします。

次に、4点目に、平成28年度の岐阜県への移住者数の実績では、過去7年間で最高の1,310人で、20代から30代の子育て世代や若年層が全体の7割以上を占めております。

若い方の多くは、まずはウェブサイトで情報を検索します。現在、山縣市移住・定住ポータルサイトというものがありますが、ある方から聞くと、情報が少なくて見にくいというような声も聞いております。例えば先輩移住者の体験談や暮らしをイメージしやすいような内容で発信していただきたいと思います。

5点目に、空き家活用などの補助金のあり方についてですが、現在は美山地域と伊自良北部への移住者向けと、また、今年度から新たに3世代以上での同居または近居に対する方の補助制度となっておりますが、例えばですが、美山の方が高富に引っ越しして新築する場合など、市民の方が市内に新築や空き家を取得する場合の補助は現状ではない状況です。

最近、このような方が何軒かあることを聞いておりますが、移住者の方への補助のみでなくて、山県市民が市内にとどまって、定住していただくための支援も必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再質問にお答えします。

地域おこし協力隊の募集の方針につきましては、過疎の著しい地域の特徴として、遊休農地の増加や農林業の担い手不足が深刻な状況にあり、こうしたことを少しでも解消できるよう、募集内容に農林業関係を盛り込み、体験型観光プロデュースにつきましては、地域の自然環境や観光施設等を活用して人を呼び込み、少しでもにぎわいが生まれ、活性化することを狙い、募集しました。

しかし、結果として現在のところ、林業関係と観光については着任した隊員はなく、現在着任している隊員は1名が平井地区で伊自良大実柿等を使った商品の販路拡大に、あとの1名については出戸地区でオーガニック野菜の栽培に挑戦しております。

着任した少数の隊員で地域の課題がすぐに解消されることは困難でございますが、こ

うした活動が地域の方々に刺激を与えることにより、集落の住民にも好影響がもたらされることに期待しております。

地域おこし協力隊員の退任後のフォローについてのお尋ねですが、議員の御指摘のとおりと考えております。夢を抱いて3年間着任した地域おこし協力隊員が退任後も定住していただくためには、その後の生活の安定や地域への溶け込みが不可欠であります。地域おこし協力隊員のみならず、他の移住者に対しても、その方が望む場合にはサポートできるような体制を検討してまいります。

次に、お試し移住についての御質問でございますが、多くの自治体や地域の団体等が既存の公的な住宅や空き家等を活用して、お試し移住施設の運営を行っております。移住者にとっては、移住先の住家、住むところも大切ですが、周辺環境や地域性が自分の生活に適合しているかということも重要なことだと思います。

このため、一定期間、実際に移住希望の地域で生活をしてみることは、移住を決断する上で大きな手助けになるものと考えます。しかし、施設の管理方法や初期投資費用及び維持経費など、不明確な点も多くございますので、まずは他の自治体の取り組みについて調査、研究してまいります。

次に、移住・定住ポータルサイトについてでございますが、本年度の事業で、岐阜女子大の学生に依頼し、サイトの改修案を考えていただいているところでございます。提案された内容でよいものを採用し、サイトの充実を図ってまいります。

空き家活用などの補助金のあり方についてでございますが、田舎暮らし空家活用補助金に特化してお話ししますと、補助対象地域外、南部の方が対象地域内、北部への空き家を取得した場合については、一定の条件はございますが、市内間で移動する場合でも補助の対象としております。

また、住宅等取得祝金制度では、市内業者が建設する場合に限る条件はございますが、市内全域を対象にして、新築等の場合、10万円の祝い金が山県まちづくり振興券で支給されます。

議員御発言は移住定住に関する補助制度の拡充についての御提案かと思いますが、3世代同居、近居のための新築、増築、空き家等の取得等の補助制度を開始して1年にも満たないところでございます。補助制度は広く手厚く行われれば、対象となった方には喜んでいただけることかと思いますが、一方で、財政厳しい事情から、補助制度を充実させればほかの市民サービスに影響が出ることも考えなければなりません。

補助金の定期的な見直しについて御意見もあつたところでございますので、今後、財政部局と協議してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それぞれについて、今後検討していくとの御答弁でした。

特に地域おこし協力隊員の募集内容についてですが、農業や観光については着任した隊員はなくて、林業については応募がなかったとのことですが、初めにも話しましたが、10月に視察研修で訪れた上山市では、募集段階で具体的な活動内容を示しておいて、移住コンシェルジュ、カヤぶき・文化の伝承活動、それから、シティプロモーション事業、観光客誘致のそれぞれが特徴を持った優秀な4名の人材が集まったと話を聞きました。また、現在はさらに、結婚支援イベントの企画運営などの婚活支援事業、それから、新しく新設する観光交流施設での観光案内などを募集されているようです。

このように具体的なミッションを示していただいて、ミスマッチのないように、また、優秀な人材の確保に、今後とも努めていただきたいと思います。

また、補助制度についてですが、何を重点的に補助を充てるかということになってくると思うんですが、今後、少子高齢化が進み、ますます空き家はふえる可能性があります。こうした空き家も地域の資源として捉えれば、活用できる空き家はできる限り活用することに主眼を置くとすれば、例えばですが、新築する方よりも空き家を取得してリフォームする方への補助を手厚くするというのも、1つの方策かとも考えてもいます。

いずれにしても、補助制度の見直しについては十分に協議していただいた上で、見直すべきことは見直していただくことを期待しまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

15日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

午前11時51分散会

平成29年12月15日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第5号 12月15日（金曜日）

○議事日程 第5号 平成29年12月15日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の廃止について
- 議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例について
- 議第64号 山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山県市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第67号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第68号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第69号 平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第71号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議第74号 指定管理者の指定について
- 議第75号 市道路線の変更について
- 議第76号 市道路線の廃止について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

- 例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の廃止について
- 議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例について
- 議第64号 山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山県市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第67号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第68号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第69号 平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第71号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議第74号 指定管理者の指定について
- 議第75号 市道路線の変更について
- 議第76号 市道路線の廃止について

日程第3 討 論

- 議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関

する条例の廃止について

議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例について

議第64号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議第65号 山口市工場誘致条例の一部を改正する条例について

議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について

議第67号 平成29年度山口市一般会計補正予算（第5号）

議第68号 平成29年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第69号 平成29年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第70号 平成29年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第71号 平成29年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第72号 平成29年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）

議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議第74号 指定管理者の指定について

議第75号 市道路線の変更について

議第76号 市道路線の廃止について

日程第4 採 決

議第58号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第60号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第61号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山口市固定資産税の特例に関する条例の廃止について

議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例について

議第64号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議第65号 山口市工場誘致条例の一部を改正する条例について

議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について

議第67号 平成29年度山口市一般会計補正予算（第5号）

議第68号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第69号	平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第70号	平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第71号	平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第72号	平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第73号	岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
議第74号	指定管理者の指定について
議第75号	市道路線の変更について
議第76号	市道路線の廃止について
日程第5	発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第6	質 疑
日程第7	討 論
日程第8	採 決

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第58号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第60号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第61号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議第62号	農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の廃止について
議第63号	地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例について
議第64号	山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議第65号	山県市工場誘致条例の一部を改正する条例について
議第66号	消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
議第67号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第68号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議第69号 平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第71号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議第74号 指定管理者の指定について
- 議第75号 市道路線の変更について
- 議第76号 市道路線の廃止について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の廃止について
- 議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例について
- 議第64号 山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山県市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第67号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第68号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第69号 平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第71号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議第74号 指定管理者の指定について
- 議第75号 市道路線の変更について

- 議第76号 市道路線の廃止について
- 日程第3 討 論
- 議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第61号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の廃止について
- 議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例について
- 議第64号 山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山県市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第67号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第68号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第69号 平成29年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第70号 平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第71号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議第74号 指定管理者の指定について
- 議第75号 市道路線の変更について
- 議第76号 市道路線の廃止について
- 日程第4 採 決
- 議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第60号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第61号	山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議第62号	農村地域工業等導入促進法に係る山口市固定資産税の特例に関する条例の廃止について
議第63号	地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例について
議第64号	山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議第65号	山口市工場誘致条例の一部を改正する条例について
議第66号	消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について
議第67号	平成29年度山口市一般会計補正予算（第5号）
議第68号	平成29年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第69号	平成29年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第70号	平成29年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第71号	平成29年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第72号	平成29年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
議第73号	岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
議第74号	指定管理者の指定について
議第75号	市道路線の変更について
議第76号	市道路線の廃止について
日程第5	発議第4号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第6	質 疑
日程第7	討 論
日程第8	採 決

○出席議員（14名）

1番	寺 町 祥 江 君	2番	加 藤 裕 章 君
3番	古 川 雅 一 君	4番	加 藤 義 信 君
5番	郷 明 夫 君	6番	操 知 子 君
7番	村 瀬 誠 三 君	8番	福 井 一 徳 君
9番	山 崎 通 君	10番	吉 田 茂 広 君
11番	上 野 欣 也 君	12番	石 神 真 君
13番	武 藤 孝 成 君	14番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教育長	伊 藤 正 夫 君	理事兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君
理事兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君	企画財政 課 長	久保田 裕 司 君
税務課長	石 神 彰 君	市民環境 課 長	奥 田 英 彦 君
健康介護 課 長	藤 田 弘 子 君	産業課長	山 田 和 哉 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	浅 野 晃 秀 君
まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君	会計管理者	大 西 英 樹 君
消防長	藤 根 好 君	学校教育 課 長	鬼 頭 立 城 君
生涯学習 課 長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	棚 橋 輝 英
書 記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（武藤孝成君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 石神 真君。

○総務産業建設常任委員会委員長（石神 真君） それでは、総務産業建設委員会委員長の報告をいたします。

本委員会は、12月7日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第58号から議第61号、議第64号から議第67号及び議第73号から議第76号までの所管に属する条例案件7件、補正予算案件1件、その他案件4件の12議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第67号 平成29年度山口市一般会計補正予算（第5号）（総務産業建設関係）では、債務負担行為補正のまつり負担金に関して、毎年1,500万円の同額の理由、まつり実行委員会の構成団体及び債務負担行為を追加補正するメリットについて。ふるさと応援寄附金返礼品の寄附金額に対する割合の現状及び、今後寄附金がふえた場合の返礼品の割合について。保育園の時間外勤務手当が増額になった理由について。地方創生の地域経済牽引事業支援業務委託料について、水栓バルブ産業の関係者から事前に意見などを聞いて事業を実施するのか。また、今年度を実施するヒアリング調査の目的について。地域おこし協力隊の方がやめられたことから、香り会館の指定管理の方向が出てきたのか。議第74号 指定管理者については、指定管理者が下請業者に業務を委託した場合における市の責任について。指定管理者が直接行う業務と委託して行う業務の割合について。四国山公園にある遊具の管理の水準は、今まで市が実施してきた水準が継続されるのかについて。指定管理の期間が5年になり、その間に運営が立ち行かなくなるようなことが起きた場合の市の対応について。指定管理者の議案を審議する際の事業計画書等の資料提供について。香りやハーブを重点的に再整備するという香り会館の今後の方針がどのように決定されたのかについて。昨年度から今年度にかけて、岐阜女子大学にリノベーションの提案を委託されているが、今回指定管理にされた場合、その提案が活かされるのかどうかについて。指定管理の期間について、市のルールでは、

初めて契約をする場合は3年で、今回はそれを5年にするということですが、今後、案件によってはルールより長い期間とすることがあるのかについて。公園の整備は今までどおりとして、喫茶店等をやりたいという方に無償で貸し出しして運営していただくという検討の有無について。指定管理開始後に指定を解除する場合についてなどの質疑がありました。

討論においては、反対討論及び賛成討論もなく、採決の結果、付託されました議第58号から議第61号、議第64号から議第67号及び議第73号から議第76号までの12議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 藤根圓六君。

○厚生文教常任委員会委員長（藤根圓六君） 議長の指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月8日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第62号、議第63号及び議第67号から議第72号までの8議案の所管に属する条例案件2件、補正予算案件6件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第67号 平成29年度一般会計補正予算（第5号）（厚生文教関係）では、社会保障・税番号制度システム整備委託料の実態について。臨時福祉給付金に係る返還金の内訳及び対象者への周知方法について。臨時福祉給付金の当初支給対象者数及び支給対象者の把握方法について。障害者自立支援給付支払等システム改修の目的について。子ども・子育て支援システム改修委託料の概要について。子ども・子育て支援交付金に係る国庫補助金の返還となった主な理由について。子ども・子育て支援交付金に係る一時預かり事業の前年度精算返還金の積算方法について。母子福祉費に係る国・県返還金の内容と内訳について。母子福祉費関連におけるDV等を想定した児童入所措置事業の前年度精算金の返還内訳について。市内でのDV関連の事例及び発生防止に当たっての関係機関との連携体制について。保育園における時間外手当531万1,000円増額の理由について。児童発達支援に係る障がい児寄附金1,350万円の増額となった主な理由について。障がい児給付金増額補正に伴う市外の放課後等デイサービス提供事業所への利用者数及び給付金額の内訳について。胃がん検診及び大腸がん検診委託料における予算見込み人数及び今年度末までの予算執行状況について。就学援助費の対象者に準要保護児童・生徒も含まれるのか。就学園児における新入学児童・生徒の補助単価及び支給時期について。就学援助制度を必要とする方への周知方法について。小中学校給食費における調理員の正規職員及び臨時職員の内訳について。議第68号 平成29年度山県

市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、過年度における5年間分の国庫支出金875万2,000円の返還となった主な理由及び今後の業務改善への対応について。社会保険・税番号制度システム整備委託料における費用総額及び委託先についてなどの質疑内容がありました。

なお、今委員会における補正予算審議の感想として、執行部側の予算要求に対する捉え方が、あたかも議案可決が当然であるかのように感じられる項目があるため、予算説明に当たっては数字等の積算根拠をしっかりと把握して委員会に臨んでいただきたい旨の意見もありました。

討論においては、議第67号 平成29年度一般会計補正予算（第5号）（厚生文教関係）について、マイナンバー制度にかかわるシステム整備が行われつつあるが、国全体で1兆円にも上る制度を使ってさまざまな個人情報を統合的に利用されることへの危惧を抱くので、今回のシステム構築関連への予算計上には反対する旨の反対討論がありました。

採決の結果、付託されました議第62号、議第63号及び議第68号から議第72号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、議第67号については、賛成多数で可決すべきと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 常任委員会の委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 総務産業建設委員会の委員長報告について、質疑をいたします。

総務産業建設委員会においては、指定管理に関して慎重審議に努力されたことについて、まず最初に敬意を表したいと思います。その上でお尋ねをします。

1つ、指定管理に関する議第74号の議案審議に当たり、指定管理候補者の事業提案書は執行側から提案され、審議をされ、議決をされたのでしょうか。お聞きします。

○議長（武藤孝成君） 総務産業建設委員長 石神 真君。

○総務産業建設常任委員会委員長（石神 真君） 今の福井さんの質問にお答えをさせていただきます。

先ほども述べましたように、事業計画の計画書等に関しましては、企業側の情報漏え

いなどがありますので、委員会では資料としては出てきませんが、こういう事業者がいるということでの付託案件でありますので、内容までは資料は取り寄せてありません。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 総務産業建設委員会の委員長は御存じだと思うんですけども、総務省が平成22年の12月28日に指定管理者制度の運用についてという通達を出しています。その中で、指定管理者制度は住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上を図っていくと述べられています。また、その2項で、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するというふうになっております。

今回開示請求された同僚議員から事業候補者の事業提案書をお借りし、提案の内容を見ました。私が議会の中で要請したときには開示請求をしてくれという話でしたが、議決にはもう時間的に間に合いませんのでお借りをしたんですが、これを見て驚きました。幾つか中は、先ほど委員長がおっしゃったように、多くの箇所が黒塗りになっていて、ホームページでアップされている山県市の指定管理者候補選定基準というのがございます。これにあわせて……。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君、委員会に対する質疑だけで、その書類に対してのあれは聞いていませんので。どういう質疑が行われたのかを聞いていますので。

○8番（福井一徳君） はい、わかりました。

こういう中身について十分事業計画書等々を出して検討する必要があるのではないかと思います。その点について、産業建設委員長の見解を求めたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 総務産業建設委員長 石神 真君。

○総務産業建設常任委員会委員長（石神 真君） 私ども産業建設委員会では、きちっと内容を把握して採決をしてきましたので、今の質疑に対してはお答えすることはできません。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第3、討論。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長からお許しをいただきましたので、討論したいと思います。

議第67号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）及び議第74号 指定管理者の指定について。今回、指定管理に出されている四国山香りの森公園及び香り会館の指定管理者の指定に関する議案について、山県市としてどのようなビジョンのもとに指定管理運営をしていくのか。年間2,000万を支払って委託する指定管理者を決定するに当たり、重要な判断が求められる議案であると思います。議会の質疑の中では、従来の上の実績数値、経費の概要などの明細は聞いたものの、指定管理者を指定するに当たり、さらに候補選定委員会で選定した事業者の事業提案について、重要な判断材料として提出を求めました。ところが、行政文書なので開示請求をしてほしい、この時点では議会の議決に物理的に間に合いませんが、提案文書が企業ノウハウにかかわるので重要な部分は非開示にするという答弁でした。

総務省の平成22年12月28日の通達においては、指定管理者制度は民間事業者が当該有するノウハウを活用することによって住民サービスの質の向上を図っていくというふうに記載され、最適なサービス提供を議会の議決を経て指定するというふうになっています。そもそも総務省の通達からすれば、年間2,000万円、5年間で約1億円の債務負担行為を伴う指定管理者の指定を議決する議会に対して、指定管理候補者の具体的な事業提案書は、当然のこととして回覧等も含めて準備するべきであります。民間事業者等が有するノウハウを活用するというのがこの制度の趣旨であるにもかかわらず、その提案も含めて審議し議決する議会に、企業ノウハウだから非公式という執行側の対応は本末転倒した議論であり、議会の軽視につながるものと考えます。

今回、補正予算には、問題のあるマイナンバーのシステム改修費の計上もあります。一方で、山県市のバルブ産業の強化拡大に向けた期待の持てる地域経済牽引事業支援業務委託料も含まれています。しかしながら、今まで述べた指定管理者の指定に関する議案に関しては5年間の約1億円の債務負担行為が含まれており、議第67号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第5号）及び議第74号 指定管理者の指定についての議案に対して、反対の意思を明確に表明し、反対討論とします。

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありますか。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議第67号 平成29年度山県市一般会計補正予算、それに伴う議第68号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算について、3件の賛成の立場で討論いたします。

1件目は、健康増進事業費についてです。こちらは、受診者が増加見込みとなるための増額補正予算でした。健康寿命の延伸を目指し、29年度取り組まれてこられた市の事業としての一定の成果が出ていると評価をし、こちらは賛成の立場で討論させていただきます。

2件目は、保育園費についてです。保育園の3歳児以上の無料化や女性の活躍が進められる中で、保育園は、山県市の子育て支援の核とも言える場となっていると思います。しかし、人材不足は続いており、その保育の現場の職員ばかりにしわ寄せが行くような状況は解消しなければなりません。今回は、職員の労働環境の整備が図られたための増額補正予算とお聞きしましたので、こちらについても賛成の立場で討論いたします。

3件目は、四国山香りの森公園及び香り会館指定管理料についてです。こちらは、5年間と期間が延長されたこと、金額もとても高いということで、さまざまな懸念があり、本会議、委員会でも質疑が多くされました。こちらについては、指定管理に出したからといって行政が手を離すわけではないということと、市民の方、または地域の団体とも連携して事業を行っていくと答弁をいただいております。指定管理者の導入については、コストの削減と市民サービスの向上が主な目的となると思いますが、山県市は、これまでも指定管理者制度を導入し、プラスの成果を上げてきている施設もあると思います。この指定管理を行い、市民の方々がよくなったねと実感できるような事業にしていきたいという期待と、議決を得てこの指定管理が導入されることとなりますので、今後議会に対する説明などをしっかりと行っていただくことも期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 追加で、議第74号の指定管理者の指定についても賛成の立場で討

論とさせていただきます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 通告されました討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第4、採決。

ただいまから、採決を行います。

議第58号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第59号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第60号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りい

たします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第61号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第62号 農村地域工業等導入促進法に係る山口市固定資産税の特例に関する条例の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第63号 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第64号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第65号 山口市工場誘致条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第66号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第67号 平成29年度山口市一般会計補正予算（第5号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第68号 平成29年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第69号 平成29年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第70号 平成29年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第71号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第72号 平成29年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第74号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第75号 市道路線の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第76号 市道路線の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

- 議長（武藤孝成君） 日程第5、発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議会運営委員会委員長の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 上野欣也君。

- 議会運営委員会委員長（上野欣也君） それでは、発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について趣旨説明をいたします。

消防の広域化に伴い、山県市消防本部及び消防署設置条例が廃止され、本委員会条例第2条第2項の表中、総務産業建設委員会の所管事項のうち、消防本部の削除が必要となったため、本委員会条例を改正するものです。

なお、施行日は、平成30年4月1日であります。

以上、趣旨説明を申し上げます。御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第6、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 反対とか賛成とかそういう意味ではございませんが、確認をさせていただきます。

こういう発議を出す委員会としては、議会運営委員会がいいのか常任委員会がいいのか、私はわからないので、もしわかる方があれば教えてください。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時39分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会委員長 上野欣也君。

○議会運営委員会委員長（上野欣也君） ただいまの質問にお答えいたします。

総務産業建設委員会の所管事項のうちで消防本部削除が必要となったために本委員会条例を改正するというところでございますので、やっぱり議会運営委員会のほうで審議して、その内容をここで発議していくというのが筋だというふうに考えまして、本日そこに臨んできたわけでございますので、御理解をお願いします。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第7、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第8、採決。

ただいまから、発議第4号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（武藤孝成君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全案件につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成29年第4回山口市議会定例会を閉会といたします。長期にわたり、大変御苦労さまでございました。

午前10時41分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山口市議会議長 武 藤 孝 成

10 番 議 員 吉 田 茂 広

11 番 議 員 上 野 欣 也